

令和5年第3回宇城市議会定例会 会期及び審議予定表

会期27日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
9月1日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開会・開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 報告第12号から認定第8号までの31議案を一括上程・提案理由説明・詳細説明 ○ 特別委員会の設置 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>
9月2日	土	休 会	○ 市の休日のため休会
9月3日	日	休 会	○ 市の休日のため休会
9月4日	月	休 会	○ 議事整理
9月5日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 一般質問（豊田、園田、坂元） <p style="text-align: right;">【 延 会 】</p>
9月6日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 一般質問（原田、三角、村上） <p style="text-align: right;">【 延 会 】</p>
9月7日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 一般質問（福田、河野（正）） ○ 報告第16号から報告第20号までの質疑 ○ 承認第7号の質疑・討論・採決 ○ 議案第48号から議案第60号までの質疑・委員会付託 ○ 認定第1号から認定第8号までの質疑・決算審査特別委員会を設置し付託 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回決算審査特別委員会 <p style="text-align: right;">【 閉 会 】</p>
9月8日	金	休 会	○ 議事整理
9月9日	土	休 会	○ 市の休日のため休会

月 日	曜	会議の種別	件 名
9月10日	日	休 会	○ 市の休日のため休会
9月11日	月	休 会	○ 常任委員会（総務文教、民生）
9月12日	火	休 会	○ 常任委員会（建設経済）
9月13日	水	休 会	○ 議事整理
9月14日	木	休 会	○ 議事整理
9月15日	金	休 会	○ 議事整理
9月16日	土	休 会	○ 市の休日のため休会
9月17日	日	休 会	○ 市の休日のため休会
9月18日	月	休 会	○ 市の休日のため休会
9月19日	火	本会議	○ 開議 ○ 議案第48号から議案第60号までの委員長報告・質疑・討論・採決 【 散 会 】
9月20日	水	休 会	○ 決算審査分科会（総務文教、民生）
9月21日	木	休 会	○ 決算審査分科会（建設経済）
9月22日	金	休 会	○ 議事整理
9月23日	土	休 会	○ 市の休日のため休会
9月24日	日	休 会	○ 市の休日のため休会
9月25日	月	休 会	○ 議事整理
9月26日	火	休 会	○ 議事整理
9月27日	水	本会議	○ 第2回決算審査特別委員会 【 閉 会 】 ○ 開議 ○ 認定第1号から認定第8号までの委員長報告・質疑・討論・採決 【 閉 会 】

第 1 号

9月1日 (金)

令和5年第3回宇城市議会定例会（第1号）

令和5年9月1日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸報告 |
| 日程第4 | 報告第12号 | 専決処分の報告について（専決第10号） |
| 日程第5 | 報告第13号 | 専決処分の報告について（専決第11号） |
| 日程第6 | 報告第14号 | 専決処分の報告について（専決第12号） |
| 日程第7 | 報告第15号 | 専決処分の報告について（専決第14号） |
| 日程第8 | 報告第16号 | 令和4年度宇城市一般会計継続費精算報告について |
| 日程第9 | 報告第17号 | 令和4年度三角町振興株式会社の経営状況の報告について |
| 日程第10 | 報告第18号 | 令和4年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について |
| 日程第11 | 報告第19号 | 令和4年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について |
| 日程第12 | 報告第20号 | 宇城市国民保護計画の変更の報告について |
| 日程第13 | 承認第7号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第13号） |
| 日程第14 | 議案第48号 | 令和5年度宇城市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第15 | 議案第49号 | 令和5年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第16 | 議案第50号 | 令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第17 | 議案第51号 | 令和5年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第18 | 議案第52号 | 令和5年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第19 | 議案第53号 | 令和5年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第20 | 議案第54号 | 令和5年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第21 | 議案第55号 | 宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第56号 | こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定 |

について

- 日程第 2 3 議案第 5 7 号 宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 5 8 号 宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一
部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 5 9 号 工事請負契約の締結について（松橋中学校校舎棟改築工
事）
- 日程第 2 6 議案第 6 0 号 財産の取得について（消防積載車購入）
- 日程第 2 7 認定第 1 号 令和 4 年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 8 認定第 2 号 令和 4 年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 2 9 認定第 3 号 令和 4 年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 3 0 認定第 4 号 令和 4 年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第 3 1 認定第 5 号 令和 4 年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 日程第 3 2 認定第 6 号 令和 4 年度宇城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 3 認定第 7 号 令和 4 年度宇城市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 4 認定第 8 号 令和 4 年度宇城市市民病院事業会計決算の認定について
- 日程第 3 5 特別委員会の設置について
- 日程第 3 6 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 坂 元 大 介 君 | 2 番 四 海 公 貴 君 |
| 3 番 村 上 真由子 君 | 4 番 河 野 真 理 君 |
| 5 番 吉 良 邦 夫 君 | 6 番 田 中 美 君 君 |
| 7 番 嘉古田 茂 己 君 | 8 番 原 田 祐 作 君 |
| 9 番 永 木 誠 君 | 1 0 番 山 森 悦 嗣 君 |
| 1 1 番 三 角 隆 史 君 | 1 2 番 坂 下 勳 君 |
| 1 3 番 高 橋 佳 大 君 | 1 5 番 溝 見 友 一 君 |

16番 園田幸雄君
18番 河野正明君
20番 豊田紀代美君
22番 石川洋一君

17番 福田良二君
19番 入江学君
21番 中山弘幸君

4 欠席議員（1人）

14番 高本敬義君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植野修君 書記 河村聡美君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長	守田憲史君	副市長	浅井正文君
教育長	平岡和徳君	総務部長	天川竜治君
市長政策部長	元田智士君	市民部長	黒崎達也君
福祉部長	岩井智君	保健衛生部長	井住寿宏君
経済部長	浦田敬介君	土木部長	平木恵一君
教育部長	豊住章君	総務部次長	舛井貴男君
市長政策部次長	坂本優子君	市民部次長	岩竹泰治君
福祉部次長	平松洋介君	保健衛生部次長	田嶋真君
経済部次長	中川裕二君	土木部次長	星津章博君
教育部次長	米田年宏君	三角支所長	佐藤幹雄君
不知火支所長	木下秀典君	小川支所長	竹口則和君
豊野支所長	赤星徹君	上下水道局長	福田真治君
会計管理者	西村光代君	監査委員事務局長	井上まゆみ君
農業委員会事務局長	園田弥生君	財政課長	田尻勇樹君

開会 午前10時00分

-----○-----

- 議長（溝見友一君） ただいまから、令和5年第3回宇城市議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（溝見友一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定によって、19番、入江学君及び20番、豊田紀代美君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

- 議長（溝見友一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日9月1日から9月27日までの27日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月27日までの27日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸報告

- 議長（溝見友一君） 日程第3、諸報告を行います。
議長の諸般の報告として、お手元に配布しておりますように、まず1ページから6ページのとおり、監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告について、令和5年5月分から7月分までが提出されております。

主な公式行事については、7ページのとおりです。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

- 市長（守田憲史君） 発言のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。
はじめに、歳入欠損事案について報告します。

6月15日、令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業における国庫補助金の実績報告時に、本来行うべきだった変更交付申請がなされておらず、約581万4千円の歳入欠損が見込まれたことが判明しました。

これは、担当する職員の理解不足並びに認識誤りが大きな原因であり、8月30日付けで当該事業を担当する参事並びに課長補佐、課長の各1人を、1か月間の減

給10分の1、部長及び部次長を訓告とする処分を行いました。

本来受領できる補助金が受領できなかったことは、市の財政を圧迫することにつながることから、再発防止に努めてまいります。本当に申し訳ありませんでした。

次に、オランダ人画家の来訪について報告します。

5月16日火曜日から30日火曜日までの約半月間、世界各国で芸術家と交流しながら作品を制作しているオランダ人画家のジョン・ニランドさんが、宇城市に滞在し、三角西港で制作活動を行う傍ら、三角西港の浦島屋で展覧会を開催されました。また、6月20日火曜日から25日日曜日には、宇城市不知火美術館でも展覧会を開催されています。

7月3日月曜日には、三角西港で制作した作品「M i s u m i W e s t P o r t」を市に寄贈され、来年は仲間と一緒に展覧会を開催したいと、市に好感を持っていただきました。

寄贈の際は台風が襲来しており、満足な意見交換を行うことができませんでした。頂いた作品は庁舎1階のロビーに展示していますので、どなたにもご覧いただけるようにしております。

次に、こどもセンターについて報告します。

7月18日火曜日、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへ、一体的に相談・支援を行うために整備を進めてまいりましたこどもセンターが本格稼働しました。

不知火支所の2階を改修して設置した本施設は、子育て支援機能を1つの拠点に集約し、利用者の利便性を高めるとともに、子育てに関する相談や支援の連携を強化しております。様々な負担や不安を抱える妊産婦、子ども、保護者に切れ目のない支援ができる体制をつくり、宇城市で安心して子どもを産み育てられる環境の充実を目指します。

次に、「九州・山口 未来の森」SDGsプロジェクトについて報告します。

株式会社読売新聞西部本社が進める本事業は、環境保全の大切さやSDGs（持続可能な開発目標）の理念を子どもたちに伝えることを目的としており、令和3年の長崎県佐世保市、令和4年の山口県山口市での取組に続く第3弾として、7月24日月曜日に読売新聞西部本社、熊本県民テレビと3者で、SDGs普及啓発に関する協定を締結しました。

今後、市内全12小学校の4年生から6年生を対象に、読売KODOMO新聞の寄贈や、豊野町でSDGsをテーマにした出前授業の実施、九州・山口で唯一の新聞用紙生産工場である日本製紙八代工場が管理する豊野町の社有林での植樹などが実施される予定です。

次に、DOWAエコグループ企業の進出について報告します。

7月31日月曜日、熊本県知事立会いの下、熊本県庁でDOWAエコシステム株式会社及びグループ企業のアクトビーリサイクリング株式会社と松橋町に工場を新設する立地協定を締結しました。

新工場では、アクトビーリサイクリングが、非鉄金属・プラスチックの単一素材化や小型家電リサイクル、固形燃料製造などが行われる予定です。

将来的には、九州地区に集積が見込まれる半導体産業を主な顧客とし、貴金属リサイクルや大量排出が見込まれるリチウムイオン電池、太陽光パネルのリサイクルなど、DOWAエコシステムの事業展開も検討されています。

今回の進出は、投資額50億円、新規雇用者20人が計画されており、5町合併後最大規模の誘致案件となります。

今後も積極的に企業誘致に取り組み、好循環のまちを目指します。

次に、マイナンバーカードの申請サポート事業について報告します。

8月26日土曜日、商業施設や公共施設などでマイナンバーカードの申請サポートを開始しました。さらに、事業所や福祉施設、個人等からの依頼に応じて、希望の場所（駐車場や自宅）でも申請ができるよう、専用の車両を活用した機動力のある「マイナ号」の運用を開始しました。

本市の6月30日時点での人口に対するマイナンバーカードの申請率は約86%となっており、引き続き1人でも多くの方が申請・取得できるよう、継続した取組を続けてまいります。

次に、小川中学校の建て替えについて報告します。

8月28日月曜日、新小川中学校が落成を迎えました。小川中学校は、昭和47年に建設されて以来、施設の老朽化に加え、平成28年熊本地震においても甚大な被害を受け、さらには天井材の崩落事故が発生したことから、早急な建て替えを行ったものです。

新小川中学校は、バリアフリーや多様な学習環境にも対応した施設となっています。また、避難所としての機能や地域開放にも対応しており、地域のシンボルとして子どもたちの夢と力を大きく育てていただきたいと思います。

次に、台湾総領事館の2度目の来訪について報告します。

8月29日火曜日、台湾総領事館の陳総領事が2度目の来訪をされ、三角町の株式会社イノPを視察されました。興味を持っていただけているこの機を逃さず、民間レベルでも経済的にも台湾との良好な関係が築けるよう努めてまいります。

次に、給食費無料化について報告します。

市内小中学校における後期の授業スタートに合わせ、一昨日の8月30日水曜日、宇城市に住所がある小中学生の給食費無料化を開始しました。

全ての小中学生を対象に給食費の無料化を制度化したのは、県内14市で初の取組です。宇城市の未来を支える子どもたちの安全で充実した食の環境を整えるとともに、子どもたちの成長を支える施策の1つとして、子育て世代への経済的な支援の拡充にもなる本事業を呼び水に、本市への移住・定住につながることを大きく期待しております。

以上、行政報告といたします。

○議長（溝見友一君） 市長の行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

-----○-----

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第4 | 報告第12号 | 専決処分の報告について（専決第10号） |
| 日程第5 | 報告第13号 | 専決処分の報告について（専決第11号） |
| 日程第6 | 報告第14号 | 専決処分の報告について（専決第12号） |
| 日程第7 | 報告第15号 | 専決処分の報告について（専決第14号） |
| 日程第8 | 報告第16号 | 令和4年度宇城市一般会計継続費精算報告について |
| 日程第9 | 報告第17号 | 令和4年度三角町振興株式会社の経営状況の報告について |
| 日程第10 | 報告第18号 | 令和4年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について |
| 日程第11 | 報告第19号 | 令和4年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について |
| 日程第12 | 報告第20号 | 宇城市国民保護計画の変更の報告について |
| 日程第13 | 承認第7号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第13号） |
| 日程第14 | 議案第48号 | 令和5年度宇城市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第15 | 議案第49号 | 令和5年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第16 | 議案第50号 | 令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第17 | 議案第51号 | 令和5年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第18 | 議案第52号 | 令和5年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第19 | 議案第53号 | 令和5年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第20 | 議案第54号 | 令和5年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第21 | 議案第55号 | 宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第56号 | こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する |

る法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について

- 日程第 23 議案第 57 号 宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 58 号 宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一
部を改正する条例の制定について
- 日程第 25 議案第 59 号 工事請負契約の締結について（松橋中学校校舎棟改築工
事）
- 日程第 26 議案第 60 号 財産の取得について（消防積載車購入）
- 日程第 27 認定第 1 号 令和 4 年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28 認定第 2 号 令和 4 年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 29 認定第 3 号 令和 4 年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 30 認定第 4 号 令和 4 年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第 31 認定第 5 号 令和 4 年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 日程第 32 認定第 6 号 令和 4 年度宇城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 33 認定第 7 号 令和 4 年度宇城市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 34 認定第 8 号 令和 4 年度宇城市市民病院事業会計決算の認定について

○議長（溝見友一君） 日程第 4、報告第 12 号専決処分の報告について（専決第 10
号）から、日程第 34、認定第 8 号令和 4 年度宇城市市民病院事業会計決算の認定に
ついてまでを一括議題とします。

市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 本日からの令和 5 年第 3 回市議会定例会では大変お世話になり
ます。

今回提出しますのは、報告案件として令和 4 年度宇城市一般会計継続費精算報告
等 9 件、承認案件として宇城市一般会計補正予算の専決処分の報告及び承認につい
て 1 件、予算案件として令和 5 年度宇城市一般会計補正予算等 7 件、条例案件とし
て宇城市税条例の一部改正等 4 件、その他案件として工事請負契約の締結につい
て等 2 件、最後に、認定案件として令和 4 年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定に
ついて等 8 件です。合わせて 31 件をお願いするものでございます。詳細につきま
しては、それぞれ関係部局長が説明いたします。

これらの案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 市長から提案理由の説明が終わりました。

これから議案ごとに詳細説明を求めます。

まず、報告第12号及び報告第13号の詳細説明を求めます。

○土木部長（平木恵一君） 報告第12号認定外道路管理不備による物損事故に係る損害賠償額の専決処分について説明します。議案集は9ページ、10ページです。

令和5年4月12日、午後1時40分頃に、当該車両が宇城市松橋町久具の認定外道路を西から東へ走行した際、道路横断側溝のグレーチングが跳ね上がり、車両のマフラー、エンジンと接合部の損傷及び右後輪がパンクし、道路管理者の市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は106,282円です。

なお、損害賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険から補填されています。

以上で、説明を終わります。

続きまして、報告第13号市有公園除草作業中における財物事故に係る損害賠償額の専決処分の報告について説明します。議案集は11ページ、12ページです。

令和5年4月7日午前11時頃に、会計年度任用職員が、市が所有し管理します松橋町曲野にあります曲野北公園で、除草作業を行っていた際に石が飛び、カーポートの天井パネルを一部破損させたことにより、市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は82,500円です。

なお、損害賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険から補填されています。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 報告第12号及び報告第13号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第14号の詳細説明を求めます。

○教育部長（豊住 章君） 報告第14号松橋小学校除草作業中における物損事故に係る損害賠償額の専決処分について説明します。議案集13ページ、14ページです。

令和5年5月25日に、松橋小学校の敷地内で草刈り機による除草作業中、草刈り機の刃で飛ばされた小石が、職員駐車場に駐車中の職員の自家用車のリアガラスに直撃し、ガラスを破損させたため、市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は93,698円です。

なお、損害賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険から補填されています。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 報告第14号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第15号の詳細説明を求めます。

○経済部長（浦田敬介君） 報告第15号専決処分の報告について、農業用施設の管理不備による物損事故に係る損害賠償額の専決処分について御説明申し上げます。議案集は15ページをお願いします。

令和5年4月7日午前6時30分頃、当該車両が宇城市不知火町長崎の農道を走行した際、農道に覆い被さった竹に接触したことにより、車両のフロントガラスが破損し、道路管理者の市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は109,005円です。

なお、損害賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険から補填されます。以上で、説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 報告第15号の詳細説明が終わりました。

これで、専決処分の報告について（報告第12号から報告第15号）までを終わります。

次に、報告第16号の詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案集17ページから18ページをお願いします。報告第16号令和4年度宇城市一般会計継続費精算報告について説明します。

本報告は、令和2年3月に議決を得た、総額13億4,500万円の本庁舎大規模改修事業、また、令和4年6月に変更議決を得た、総額12億2,800万円余の松橋総合体育文化センター大規模改修事業について、令和4年度をもって事業が完了し継続年度を終了しましたので、継続費精算報告書を調製し報告するものです。

18ページをお願いします。本庁舎大規模改修事業の実績については、支出済額が12億6,200万円余となりました。財源内訳として、国庫支出金の社会資本整備総合交付金が111万3千円、地方債は合併特例事業債等11億9,000万円余を発行している状況でございます。差引で不足する額を一般財源の7,000万円余で賅っております。

松橋総合体育文化センター大規模改修事業の実績については、支出済額が12億2,000万円余となりました。財源内訳といたしましては、地方債の合併特例事業債11億5,900万円余を発行している状況です。差引で不足する額を一般財源の6,100万円余で賅っております。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 報告第16号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第17号及び報告第18号の詳細説明を求めます。

○経済部長（浦田敬介君） この経営状況報告は、地方自治法第243条の3第2項の

規定に基づき報告するものです。なお、本市が出資しておりますのは、三角町振興株式会社、有限会社アグリパーク豊野の2社であります。

報告第17号令和4年度三角町振興株式会社の経営状況について報告いたします。議案集19ページになります。別冊の経営状況報告書で御説明いたします。

1ページをお願いいたします。比較貸借対照表の当期と増減について説明いたします。

資産の部は、流動資産のみの1,457万9,364円で、前期と比べ576万4,306円増加しております。

負債の部は、流動負債276万3,220円と固定負債50万円の合計で326万3,220円となり、前期と比べ91万7,975円増加しております。

純資産の部は、資本金1,570万円に利益剰余金と自己株式を合わせた純資産合計が1,131万6,144円となりますが、前期と比べ484万6,331円増加しております。

次に、2ページの比較損益計算書を説明いたします。

売上総利益が1,823万7,540円、これから販売費及び一般管理費1,506万8,248円を控除した営業利益は316万9,292円となり、当期純利益は484万6,331円になります。

次に、3ページの比較販売費及び一般管理費について説明いたします。

販売費及び一般管理費は1,506万8,248円で、前期比で108万7,929円減少しております。減少した理由は、貸倒引当金繰入がなくなったためです。

三角町振興株式会社については、本年3月31日をもって解散しておりますので、純資産の部合計の1,131万6,144円から、立替金、未収入金、未払金の相殺、株主配当など残余財産の全てを清算・分配し、8月23日に清算終了登記を申請いたしましたところでございます。

以上で、三角町振興株式会社の経営状況の報告を終わります。

続きまして、報告第18号令和4年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況について報告いたします。議案集20ページになります。別冊の経営状況報告書で御説明いたします。

1ページをお願いいたします。比較貸借対照表の当期と増減について説明いたします。

資産の部は、流動資産8,628万9,277円と固定資産1,425万8,595円の合計で1億54万7,872円となり、前期比で1,811万4,986円増加しております。

負債の部は2,997万7,611円となり、前期比で706万9,459円増加

しております。主な増加理由は、買掛金が約608万円、未払法人税が約277万円増加したためです。

純資産の部は、資本金は1,370万円で、それに利益剰余金を合わせた純資産合計が7,057万261円と前期より約1,105万円増加し、経営状況は好調と言えます。

次に、2ページの比較損益計算書を説明いたします。

純売上高4億9,066万8,726円から売上原価3億7,370万2,961円を差し引いた売上総利益は、1億1,696万5,765円となります。これから販売費及び一般管理費1億794万3,216円を控除した営業利益は902万2,549円となり、当期純利益は1,104万5,527円となります。

売上高増加の主な理由は、アグリパーク豊野の物産館の売上げが約1,090万円増加したことに加え、道の駅不知火の物産館とレストラン「いさり火」の売上げもそれぞれ1,400万円を超える増加となったためです。

次に、比較販売費及び一般管理費について説明いたします。

販売費及び一般管理費は1億794万3,216円で、前期比で704万5,282円増加しております。主な増加理由は、給与手当や水道光熱費、消耗品費等が増加したためです。

8ページ以降は、令和5年度の事業計画及び予算となっております。

以上で、有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告を終わります。

○議長（溝見友一君） 報告第17号及び報告第18号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第19号の詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案集は21ページをお願いします。報告第19号令和4年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について説明します。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものです。

1の表、令和4年度の健全化判断比率について説明します。

実質赤字比率は、普通会計の赤字比率を示しております。連結実質赤字比率は、市の全会計を対象にした赤字比率を示しております。この2つの判断比率は、いずれも黒字のため横線としております。

実質公債費比率は、市の全会計に加え、広域連合や一部事務組合等を対象とし、実質的に市が税収等の自主財源で負担した公債費の比率となります。令和4年度は10.4%です。早期健全化基準である25.0%、財政再生基準の35.0%を大きく下回っております。前年度比で1.3ポイント上がっております。

将来負担比率は、市の全会計に加え、広域連合や一部事務組合、さらには地方公社や第3セクターを対象範囲とし、市債残高、債務負担行為残高、退職金見込額などの将来的な負担見込額を、標準財政規模等で除して得た比率となります。令和4年度の将来負担比率は22.7%です。早期健全化基準として定められている350.0%を大きく下回っております。前年度比で0.2ポイント下がっております。

続いて、2の表、令和4年度宇城市公営企業会計資金不足比率について説明します。

3つの公営企業会計ともに資金不足はありませんでしたので、横線としております。

健全化判断比率・資金不足比率ともに、国が示す早期健全化、経営健全化基準以下の数値となっており、市の会計は健全な状態に位置しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 報告第19号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第20号の詳細説明を求めます。

○市民部長（黒崎達也君） 議案集は22ページ、説明資料集は4ページから25ページです。報告第20号宇城市国民保護計画の変更の報告について、議案集で説明します。

宇城市国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、市民の生命、身体及び財産を保護し、生活への影響が最小となるよう、住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処など、宇城市における国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的として策定しています。本年6月9日に宇城市国民保護協議会を開催し、国民の保護に関する基本方針等の改正につきまして承認を得ましたので、変更したことをここに報告するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 報告第20号の詳細説明が終わりました。

次に、承認第7号及び議案第48号の詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 承認第7号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第13号）令和5年度宇城市一般会計補正予算（専決第3号）について詳細説明をいたします。

議案集23ページから24ページをお願いします。資料は、別冊の令和5年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算書（専決第3号）になります。

令和5年7月10日付けで予算を専決処分したため、議会に報告し承認を求めるものです。

内容は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者の支援を目

的に、物価高騰対策商品券事業に係る事務事業を国の施策に応じて迅速に措置すべく補正対応したものです。

別冊の令和5年度宇城市一般会計補正予算書（専決第3号）の1ページをお願いします。

初めに、予算の総額について説明します。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億1,938万9千円を追加し、予算総額を340億2,871万円としております。

7ページをお願いします。歳出予算になります。款6、項1、目3商工振興費で3億1,900万円余を補正しています。主な補正内容は、節18物価高騰対策商品券事業負担金2億9,000万円です。エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民に対し、一人当たり5,000円分の商品券を発行し、各世帯へ送付するものです。

特定財源として、国県支出金を2億7,200万円余充当し、残余を一般財源4,600万円余で賄っております。

6ページをお願いします。歳入予算です。

特定財源の内訳です。款15国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を2億2,400万円余、款16県支出金で、物価高騰対応生活者支援交付金を4,700万円余、それぞれ計上しております。

以上で、承認第7号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第48号令和5年度宇城市一般会計補正予算（第3号）について説明します。資料は、別冊の令和5年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算書（第3号）の1ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明します。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億4,379万1千円を追加し、予算総額を344億7,250万1千円としております。また、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正を併せて行っております。

補正の内容については、前年度決算剰余金に係る繰越金などの収入の増額見込み、人事異動に伴う人件費の組替え調整や、不知火小学校や豊福小学校の小学校改築関連事業費の増額、7月豪雨に係る災害復旧事業費の増額など、新たに発生した財政需要に対し、早急な予算対応を行うものです。

2ページから4ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出ともに、予算の補正については補正総額を4億4,379万1千円とし、表のとおり各費目において補正しております。主な補正については、事項別明細書にて後ほど説明いたします。

5 ページに移ります。第2表、継続費の補正です。小川中学校グラウンド整備事業の令和6年度の年割額及び総額を紙面のとおりに変更しております。

6 ページに移ります。第3表、繰越明許費補正です。道路維持単独事業ほか2件を紙面のとおりに追加しております。

7 ページをお願いします。第4表、債務負担行為の補正です。1追加で、豊福小学校改築設計業務委託と大岳地区生涯学習センター解体工事を追加しております。また、2変更で、小学校学力調査業務委託ほか1件の限度額を紙面のとおりに変更しております。

8 ページに移ります。第5表、地方債補正です。1追加で、公共土木施設災害復旧事業費ほか1件を追加し、2変更で、児童福祉施設整備事業費ほか3件を紙面のとおりに変更しております。

続いて、歳出の主なものと特定財源について説明をいたします。

16 ページから17 ページをお願いします。款2、項1、目1一般管理費、17 ページに移り、節18負担金補助及び交付金の行政区再編推進事業支援金200万円、行政区統合支援金1,000万円は、地域振興基金繰入金を財源とし、世帯数が少ない行政区の再編・統合を支援するものです。

21 ページをお願いします。款3、項4、目1児童福祉費総務費、節18負担金補助及び交付金の就学前教育・保育施設整備事業補助金の2,000万円余は、民営化した豊野保育園の設備更新に係る補助金です。国庫支出金の保育所整備交付金と過疎債を財源としております。

23 ページをお願いいたします。款3、項5、目1母子福祉費、節18負担金補助及び交付金の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金2,200万円余は、5月に専決した低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり5万円を給付する国10分の10事業の増額となります。

24 ページから25 ページをお願いします。款4、項1、目2予防費、25 ページに移り、節22償還金利子及び割引料の国庫支出金精算返還金1億1,000万円余は、前年度の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の精算返還金です。

26 ページをお願いします。款5、項1、目3農業振興費、節18負担金補助及び交付金の攻めの園芸生産対策事業補助金2,200万円余は、品質や収穫量の向上等の最適化を目的とした農業機械・施設の導入を支援する県10分の10事業の補助金です。

31 ページから32 ページをお願いします。款9、項2、目3学校建設費、節12委託料、32 ページに移ります。豊福小学校改築設計業務委託料3,800万円

余は、基本構想と基本設計、詳細設計までを、先ほど説明しました債務負担行為予算と併せて計画するものです。

下段の節14工事請負費の不知火小学校屋内運動場改築工事費6,300万円余、プール改築工事費3,100万円余は、インフレスライド等や地中埋設杭の撤去に係る増額です。合併特例事業債等を財源としております。

35ページから36ページをお願いします。款10、項2、目1公共土木施設災害復旧費8,100万円余は、本年7月豪雨による災害復旧と今後の台風等による災害に備えた増額となります。国の災害復旧費負担金と市債の災害復旧事業債を財源としております。

また、今回の補正予算においては、各費目で人事異動等に伴う人件費の調整も行っていますので申し添えます。

以上で、歳出予算の説明を終わります。

続いて、歳入予算の説明をいたします。特定財源については、主な歳出予算の説明の中で説明しておりますので、一般財源の主なものを中心に説明をいたします。

11ページをお願いします。款10地方特例交付金、款11地方交付税は、それぞれ交付額の決定通知に基づく補正となります。

13ページをお願いします。款19、項2、目1財政調整基金繰入金で1億600万円余を減額しております。歳入歳出予算の財源調整を行っております。

14ページをお願いします。款20、項1、目1繰越金で、前年度繰越金2億1,700万円余を補正しております。

続いて、款21、項6、目5雑入で、宇城広域連合過年度精算返納金6,500万円余を追加しております。令和4年度の決算剰余金の返還となります。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 承認第7号及び議案第48号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第49号及び議案第50号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 議案第49号令和5年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明します。別冊の補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ232万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億4,323万3千円とするものです。

まず、歳入について説明します。7ページをお願いします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税1億1,654万6千円の減額は、当初見込みよりも、国保被保険者の所得減少が著しく、本年6月の当初課税における

調定額が当初予算額を大きく下回ったため、その差額を減額するものです。

款3 県支出金、項1 県補助金10万4千円の増額は、高額介護合算療養費の増額に伴う普通交付金の増額によるものです。

款5 繰入金、項1 他会計繰入金128万4千円の増額は、人事異動に伴う職員給与費等繰入金の増額によるものです。

款8 市債、項1 市債1億1,748万6千円の増額は、国民健康保険税の減額分を補填するための県財政安定化基金貸付金の増額によるものです。

次に、歳出について説明します。8ページをお願いします。

款1 総務費、項1 総務管理費128万4千円の増額は、人事異動に伴う増額によるものです。

款2 保険給付費、項2 高額療養費10万4千円の増額は、高額介護合算療養費の増額によるものです。

款5 保健事業費、項1 保健事業費94万円の増額は、人間ドック業務委託料の増額によるものです。

以上で、議案第49号の詳細説明を終わります。

引き続き、議案第50号令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明します。別冊の補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ697万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億5,088万4千円とするものです。

まず、歳入を説明しますので、6ページをお願いします。

款4 繰入金、項1 一般会計繰入金58万7千円の減額は、人事異動に伴う人件費の一般会計からの繰入金の減額です。

款5 繰越金、項1 繰越金752万1千円の増額は、令和4年度決算による繰越金です。

次に、歳出を説明します。7ページをお願いします。

款1 総務費、項1 総務管理費58万7千円の減額は、歳入でも説明しました職員の人事異動に伴う人件費の減額です。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金178万4千円の増額は、令和4年度分の本市の保険料等負担金が確定しましたので、前年度精算金として後期高齢者医療広域連合に納付するものです。

款4 諸支出金、項2 繰出金573万7千円の増額は、先ほど歳入で説明しました繰越金752万1千円から前年度精算金178万4千円を差し引いた金額を一般会計に繰り出すものです。

以上で、議案第50号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第49号及び議案第50号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第51号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案第51号令和5年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明します。補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億167万9千円を追加し、総額をそれぞれ78億4,983万2千円とするものです。

7ページをお願いいたします。歳出の主なものから説明します。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金の1億6,648万2千円の増額は、前年度繰越額確定に伴う元金積立金です。

8ページの款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金の2億3,288万1千円の増額は、過年度国庫支出金等の返還金で、前年度実績による国県及び支払基金への精算返還金となります。

同ページの項2操出金、目1一般会計操出金の8,432万7千円の増額は、前年度の介護給付費と事務費等の実績を精算し、一般会計に繰り出すものです。

次に、歳入の主なものを説明します。6ページとなります。

款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金で5億4,289万円を前年度繰越金として増額をしています。

以上で、議案第51号の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第51号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第52号の詳細説明を求めます。

○教育部長（豊住 章君） 議案第52号令和5年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）について説明します。補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,215万1千円とするものです。前年度繰越金46万円を育英事業費奨学基金に積み立てるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第52号の詳細説明が終わりました。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第53号及び議案第54号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（福田真治君） 議案第53号令和5年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。補正予算書は1ページをお願いいたします。

第2条収益的収入及び支出で、収入においては、第1款水道事業収益の既決予定額13億3,065万4千円から、補正予定額45万6千円を増額し、収入予定額を13億3,111万円としております。

支出では、第1款水道事業費用の既決予定額13億2,940万6千円から、補正予定額4,434万5千円を増額し、支出予定額を13億7,375万1千円としております。

収入・支出ともに、人事異動に伴う人件費等の調整が主なものとなります。

以上で、説明を終わります。

引き続き、議案第54号令和5年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。資料は、同じく補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条収益的収入及び支出で、中段の収入においては、第1款下水道事業収益の既決予定額13億899万4千円から、補正予定額6,203万6千円を増額し、収入予定額を13億7,103万円としております。主なものは、人事異動に伴う人件費などの調整及び国道拡張工事に伴う受託収益の増額です。

支出では、第1款下水道事業費用の既決予定額15億957万6千円から、補正予定額3,708万円を増額し、支出予定額を15億4,666万6千円としております。主なものは、人事異動に伴う人件費などの調整や八代北部流域下水道維持管理負担金及び国道拡張工事に伴う管渠移設工事などの増額になります。

予算書は2ページに移ります。続いて、第3条資本的収入及び支出です。中段の収入においては、第1款資本的収入の既決予定額8億689万5千円から、補正予定額92万1千円を減額し、収入予定額を8億597万4千円としております。主なものは、雨水対策事業に係る建設企業債の減額や社会資本整備総合交付金の増額になります。

支出では、第1款資本的支出の既決予定額12億9,572万4千円から、補正予定額1,383万1千円を増額し、支出予定額を13億955万5千円としております。主なものは、人事異動に伴う人件費などの調整や高良雨水ポンプ場の工事費増額に伴い、委託料から工事請負費への予算の組替え及び企業債の借入超過に伴う繰上償還金の増額となります。

予算書は3ページに移ります。上段の第4条企業債では、建設改良事業の起債限度額について、補正前の4億3,730万円から補正後4億3,490万円へ、240万円を減額しております。これは、雨水対策事業における事業費の変更によるも

のです。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第53号及び議案第54号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第55号の詳細説明を求めます。

○市民部長（黒崎達也君） 議案集は25ページ、説明資料集は26ページです。議案第55号宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案集で説明します。

令和4年度税制改正の大綱が令和3年12月24日閣議決定され、地方税法施行令が令和4年3月31日に公布、同年4月1日施行されました。これに伴い、宇城市税条例の一部を改正し、令和4年4月1日に施行されましたが、誤って宇城市税条例附則第10条の2第25項に、法令で示されている範囲外となる2分の1と規定されていたことから、3分の2に改正するものです。

なお、施行以降現在まで本規定の適用はないため、本市における影響はございません。

以上で、議案第55号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第55号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第56号及び議案第57号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案集は26ページから28ページ、説明資料集は27ページから40ページです。議案第56号子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案集により説明をいたします。

今回の改正は、子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、宇城市子ども・子育て会議条例、宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、この3つの条例中の名称等を改正するものです。

主な改正内容は、子ども家庭庁の設置により、子ども・子育て支援法や児童福祉施設の設備及び運営に関する基準などの所管が、厚生労働省から内閣府に移管されたことにより、これらの法律等の規定を引用し、条例中の所管大臣の名称などを改正するものとなります。

以上で、議案第56号の説明を終わります。

続きまして、議案集は29ページから30ページ、説明資料集は41ページです。議案第57号宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案集により説明をします。

今回の改正は、子ども家庭庁の設置に伴い、放課後児童健全育成事業に係るこれ

までの厚生労働省通知が廃止され、内閣府から新たに放課後児童健全育成事業実施要綱の制定がなされたことから、本市の当該条例を改正するものです。

改正内容は、国が令和5年度における放課後児童健全育成事業の実施にあたり、放課後児童支援員とみなすことができる研修修了予定者の範囲の見直しを行い、放課後児童支援員として業務に従事する際に研修計画を定めた場合には、研修修了期間の要件が緩和されるものとなります。

以上で、議案第57号の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第56号及び議案第57号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第58号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 議案集31ページ、32ページ、説明資料集42ページ、43ページです。議案集を御参照ください。議案第58号宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

本事業は、現在、対象者が医療機関等を受診した場合に、保険負担分を窓口で支払った後、申請により後日助成金を支給する償還払いを行っております。

現行の制度では、対象者が一旦窓口で保険負担分を支払わなければならない、受診控え、病気の重症化につながるおそれがあります。このような状況を解消し、併せて利用者の利便性の向上を図るには、現物給付を導入する必要があるため、条例改正の提案を行うものです。

なお、社会保険及び国民健康保険の加入者は、令和6年1月診療分から現物給付を行うこととしておりますが、後期高齢者医療の対象者につきましては、システム改修等の対応に期間を要するため、現物給付ができるまでの間、自動償還払いにより対応するための改正も併せて行います。

以上で、議案第58号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第58号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第59号の詳細説明を求めます。

○教育部長（豊住 章君） 議案集33ページ、説明資料集44ページです。議案第59号工事請負契約の締結について説明します。

本案件の松橋中学校校舎棟改築工事は、松橋中学校校舎等建て替え事業に伴う新校舎の建て替えを行うもので、令和5年8月18日に契約相手方と仮契約を締結しております。

契約内容は、工事名、松橋中学校校舎棟改築工事。工事場所、宇城市松橋町松橋522番地1。契約金額、42億3,499万500円（税込）です。契約の相手方、住所、熊本市西区春日3丁目15番45号、熊本駅高架下事務所棟105号。商号又は名称、鉄建・高橋・日置建設工事共同企業体、代表者氏名、鉄建建設株式

会社熊本営業所、所長橋之浦誠。

本事業は、昭和53年に建築された校舎棟の老朽化をはじめ、熊本地震による影響により老朽度合いが進行しているため、校舎棟を建て替えし、安心して安全な学校運営を目指すものです。

本契約は、設計金額が5,000万円を超えるため、条件付一般競争入札方式を採用し、施工能力や実績により受注業者の選定を行っており、競争参加資格確認申請書を基に8月4日の指名審査会をはじめ、8月17日の開札結果により落札者を決定し、8月18日に仮契約を締結したところです。

なお、本工事については、令和4年度から令和7年度までの4か年にわたる継続費を設定し、令和7年6月30日の工事完成を目指しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第59号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第60号の詳細説明を求めます。

○市民部長（黒崎達也君） 議案集は34ページ、説明資料集は46ページから53ページです。議案第60号財産の取得について、議案集で説明します。

今回の消防積載車購入は、宇城市消防団が使用している積載車の更新が必要なため購入するものであり、令和5年6月16日に契約の相手方と仮契約を締結しています。

本契約で取得する財産及び契約の内容は、財産、消防積載車6台。納入場所、宇城市松橋町大野85番地。取得価格、3,011万8千円（税込）です。契約の相手方、住所、熊本市中央区神水2丁目6番7号。商号又は名称、野々村ポンプ株式会社、代表者氏名、代表取締役湯本淳二。

本事業は、宇城市消防団が使用している積載車が取得から約30年経過しており、経年劣化が発生しているため、普通自動車4台、軽自動車2台を購入するものです。MT車からAT車への変更、クーラーの設置、パワーウィンドウの設置、また安全機能を強化した仕様となっております。

なお、納期は令和6年3月15日までとしております。

以上で、議案第60号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第60号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第1号について、各部の所管に関する詳細説明を求めます。まず総務部長に詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 認定第1号令和4年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について説明します。

まず、歳入歳出決算の実質収支について説明します。令和4年度宇城市歳入歳出

決算書の16ページをお願いします。実質収支に関する調書です。

表の上段から、1の歳入総額は358億9,261万1千円、2の歳出総額は342億1,287万円、3の歳入歳出差引額は16億7,974万1千円、4の翌年度へ繰り越すべき財源は合計で6億4,355万2千円、3の歳入歳出差引額から4の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた5の実質収支額は10億3,618万9千円となります。6の実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は5億1,900万円としております。

続いて、総務部所管の概要について説明をいたします。17ページ以降の一般会計歳入歳出決算事項別明細に沿って、主なものを説明いたします。

初めに、歳入の主なものについて説明します。

18ページ、19ページをお願いします。ページの下段の款2地方譲与税です。収入済額は3億1,559万5,945円で、前年度比マイナス11万7,944円、0.04%の減です。

20ページ、21ページをお願いします。ページの下段の款6法人事業税交付金です。8,474万7千円で、前年度比2,216万5千円、35.4%の増となります。

22ページ、23ページに移ります。款7地方消費税交付金です。14億550万4千円で、前年度比3,301万2千円、2.4%の増です。

続いて、款10地方特例交付金です。6,615万円で、前年度比マイナス5,536万6千円、45.6%の減です。減少要因は、令和3年度に新設された新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金の減少によるものです。

款11地方交付税です。107億8,864万4千円で、前年度比マイナス1,763万円、0.2%の減となっております。地方交付税の内訳は、普通交付税が97億7,405万9千円で、前年度比マイナス5,196万4千円、0.5%の減、特別交付税が10億1,458万5千円で、前年度比3,433万4千円、3.5%の増となります。

40ページ、41ページをお願いします。款15、項3、目1総務費国庫委託金、収入済額2,884万6,440円です。このうち総務部所管は、節2の選挙費委託金2,847万9,440円です。参議院議員通常選挙に係る収入です。

42ページ、43ページの上段をお願いします。款16、項2、目1総務費県補助金、収入済額1億1,810万円です。このうち総務部所管は、平成28年熊本地震復興基金交付金1,025万円、熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金9,724万円、続いて、目1総務費県補助金（繰越明許）の平成28年熊本地震復興基金交付金6,001万2千円、熊本県新型コロナウイルス感染症対応総

合交付金790万5千円となります。それぞれの所管課で実施しました県補助事業の収入です。

54ページ、55ページをお願いします。款19、項2、目1財政調整基金です。予算現額10億46万3千円に対し、基金を繰り入れる必要がなかったため、収入済額はございません。

56ページ、57ページをお願いします。目3その他特定目的基金（繰越明許）、節8平成28年熊本地震復興基金繰入金6,702万7千円は、それぞれの所管課で実施する復旧・復興事業として、財源活用した基金の繰入れになります。

続いて、款20繰越金です。7億2,805万6,467円で、前年度比マイナス9,005万6,281円、11%の減となっております。

66ページ、67ページをお願いいたします。款22市債です。市債全体の収入済額は27億8,980万円で、前年度比マイナス20億8,600万円、42.8%の減になります。減少の主な要因は、不知火小学校屋内運動場及びプール改築工事、小川中学校旧校舎解体工事、松橋中学校校舎等建て替え事業などの建設事業に係る市債を22億円余り、令和5年度に繰り越した影響によるものです。

続いて、歳出の主なものについて説明します。

74ページ、75ページをお願いします。款2総務費です。項1総務管理費は、74ページから111ページまでとなり、支出済額は38億9,173万7,315円です。このうち総務部所管の支出済額は25億686万3,385円で、前年度比2億464万846円の増となります。主な要因は、逐次繰越を含んだ目5財産管理費の本庁舎大規模改修事業費の増加によるものです。

続いて、118ページ、119ページをお願いします。項4選挙費です。支出済額4,567万7,017円で、前年度比1,903万9,746円、71.5%の増です。参議院議員通常選挙の執行等によるものです。

続いて、170ページ、171ページをお願いします。款4、項1、目7病院費です。支出済額7,652万5千円で、前年比マイナス1,528万8千円、16.7%の減です。救急告示病院や不採算地区病院に係る負担金等の減少によるものです。

310ページ、311ページをお願いします。款11公債費です。支出済額44億9,429万467円で、前年度比2億6,887万5,660円、6.4%の増です。令和2年度に事業完了した防災拠点センター等の元金償還が、令和4年度から始まったことが主な要因です。

以上で、総務部所管の歳入歳出決算の説明を終わります。

○市長政策部長（元田智士君） 市長政策部所管の決算について御説明いたします。

まず、歳入決算につきまして、決算書の54、55ページをお願いいたします。

款18寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金、節1総務費寄附金のうち、市長政策部所管は、ふるさと応援寄附金6億2,281万7千円と、その下、まち・ひと・しごと創生寄附金230万円です。ふるさと応援寄附金は前年度比1億2,854万8,400円の増、26.0%の増額となっております。

次に、歳出の決算になります。決算書は74、75ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費の支出済額38億9,173万7,315円のうち、市長政策部所管は8億2,167万585円となります。前年度比5,102万4,630円の増、6.6%の増額となっております。

90、91ページをお願いいたします。目6企画費では、節12委託料の備考欄、下から2段目ふるさと納税事務一括代行業務委託料3億2,430万3,387円。

次に、94、95ページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金の補助金で、上から6段目、路線バスを運行するバス会社に対し、赤字を補填するバス運行対策費補助金として1億3,539万3千円を支出しております。

また、その下、10段目の空き家改修事業補助金1,694万9千円は、前年度比1,293万円増、321.7%の増となっております。

節24積立金、元金積立金では、ふるさと応援寄附基金として2億1,781万325円を支出しております。

同じく項6企画費（繰越明許）、節12委託料（繰越明許）では、備考欄の下段、熊本ヴォルターズ交流人口拡大事業委託料として206万円を支出しております。

次に、決算書は122、123ページをお願いいたします。同じく項5統計調査費の支出済額615万8,732円は、就業構造統計調査など4件の統計調査に要した経費でございます。

以上で、市長政策部所管の決算についての詳細説明を終わります。

○市民部長（黒崎達也君） 市民部所管の決算について説明します。

まず、歳入から説明します。決算書の2ページ、3ページをお願いします。

款1市税です。収入済額が62億5,385万8,821円で、前年度に比べ1億4,344万7,516円の増、前年度比プラス2.35%になりました。

内訳は、市民税が24億6,833万7,495円で、前年度より603万5,463円の増、固定資産税が30億8,647万6,656円で、前年度より9,914万2,281円の増となりました。

その他、軽自動車税が2億3,860万2,681円で、前年度より812万4,583円の増、市たばこ税が4億6,044万1,989円で、前年度より3,014万5,189円の増となっております。

市税全体の収入未済額は1億8,549万6,185円で、前年度より2,078万7,326円多くなっております。全体の収納率は97.01%で、前年度収納率97.28%を0.27ポイント下回りました。

続きまして、歳出を説明します。108ページから109ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目16社会保障・税番号制度対策費、支出済額2億8,005万4,632円です。これは、マイナンバーカードの作成・交付等に係るものですが、主には、節18負担金補助及び交付金1億9,372万1千円で、マイナ商品券事業の負担金になります。

232ページから233ページをお願いします。款8消防費、支出済額11億2,907万2,056円です。その主なものといたしましては、まず、項1消防費、目1常備消防費、節18負担金補助及び交付金、支出済額8億2,775万2千円で、これは宇城広域連合常備消防費負担金になります。また、目2非常備消防費支出済額1億5,319万9,137円のうち節1報酬5,099万7,540円や、次の234ページから235ページをお願いします。下段になります、節18負担金補助及び交付金5,275万5,622円などは、市消防団に付随する経費でございます。

以上で、市民部所管の説明を終わります。

○福祉部長（岩井 智君） 福祉部所管の歳出の主なものについて説明申し上げます。

決算書の124、125ページをお願いいたします。款3民生費です。総額117億4,898万4,360円の支出で、前年度より約7億2,700万円の減となっております。

福祉部所管について項目別に説明します。

項1社会福祉費、支出済額13億4,926万723円のうち、福祉部所管分は8億3,123万4,476円で、前年度比約2,800万円の増です。社会福祉職員人件費、生活困窮者自立支援に関する各事業、民生委員児童委員協議会補助、社会福祉協議会運営補助、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業などの経費が主なものです。

130ページをお願いします。項2障害者福祉費25億5,445万8,864円で、前年度比で約1億4,100万円の増です。主なものは、132ページの目2障害者自立支援費、135ページ、節19扶助費の23億3,953万9,232円で、障害福祉サービス等給付費と児童発達支援給付費などとなります。

136ページです。項3老人福祉費の24億8,539万2,748円のうち、福祉部所管は12億6,151万6,195円で、前年度比で約1,700万円の減です。主なものは、138ページ、目3介護保険費、節27操出金の介護保険特別会

計への繰出金10億8,988万4千円などとなっています。

140ページをお願いします。項4児童福祉費、前年度比約9億8,000万円減の39億4,375万7,442円です。主なものは、142ページの子2児童手当費、節19扶助費の児童手当8億8,033万5千円、目3子ども・子育て支援費、145ページで節18負担金補助及び交付金の24億9,171万6,012円は、私立保育園運営費負担金及び認定こども園施設型給付費負担金が主なものです。

152ページの項5母子福祉費は、前年度比約500万円増の4億43万6,635円で、主なものは、155ページ、節18負担金補助及び交付金の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金7,438万円、同ページ、節19扶助費の児童扶養手当費2億5,757万8,950円などとなります。

最後に、154、155ページの項6生活保護費は、前年度比約6,000万円減の8億8,646万1,734円で、主なものは、159ページの節19扶助費で、備考欄の生活扶助費から就労自立給付費までの8億2,416万8,407円となっております。

以上で、福祉部所管の説明を終わります。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 保健衛生部所管の歳出の主なものについて説明します。

130、131ページをお願いします。款3民生費、項1社会福祉費、目3国民健康保険費は、前年度より約1,174万円減の5億1,802万6,247円です。国民健康保険特別会計への法定内繰出金になります。

132、133ページに移ります。同じく項2障害者福祉費、目1障害者福祉総務費のうち保健衛生部所管分は、節19扶助費の重度心身医療費助成金9,693万7,590円で、障害者医療費の助成金です。

138、139ページに移ります。同じく項3老人福祉費、目4後期高齢者医療費は、前年度より約4,881万円増の12億2,387万6,553円です。後期高齢者医療広域連合への負担金及び後期高齢者医療特別会計への繰出金が主なものです。

160、161ページに移ります。款4衛生費、項1保健衛生費は、前年度より約4,769万円減の15億8,606万423円です。主なものは、163ページの子1保健衛生総務費、節18負担金補助及び交付金の公的病院等運営助成補助金、165ページの子2予防費、節12委託料の新型コロナウイルスワクチンやその他予防接種業務委託料、167ページの子3母子衛生費、節12委託料の妊婦乳幼児健診業務委託料、169ページの節19扶助費のこども医療扶助費、目4健康増進事業費、節12委託料の集団検診業務委託料、171ページの子7病院費の病院事業会計への負担金・補助金などです。

172、173ページに移ります。同じく項2環境衛生費は、前年度より約948万円減の1億4,081万6,275円です。主なものは、節18負担金補助及び交付金の宇城広域連合の火葬場等への負担金です。

174、175ページに移ります。同じく項3清掃費は、前年度より約1億9,199万円増の7億9,218万1,866円です。主なものは、節12委託料のごみ収集運搬業務委託料及び節18負担金補助及び交付金の宇城広域連合の事業費負担金、177ページの節12委託料の分別ごみ収集運搬業務委託料などです。

以上で、保健衛生部所管の説明を終わります。

○経済部長（浦田敬介君） 経済部所管の歳出の主なものを説明します。

176、177ページをお開きください。款5農林水産業費、支出済額14億3,026万2,537円です。農業委員会所管分も含めています。項1農業費、178ページに移ります。目3農業振興費、181ページに移ります。節18負担金補助及び交付金、支出済額1億1,848万8,850円です。主なものは、農業次世代人材投資事業補助金4,312万101円、経営継承・発展等支援事業補助金400万円及び新規就農者育成総合対策事業補助金150万円による、経営が不安定な就農直後の資金面の支援です。

同じく最下段、農業者燃油燃料高騰対策支援事業補助金2,794万8千円、原油価格高騰による逼迫した農業経営の支援です。

184ページに移ります。目8農地総務費、186、187ページに移ります。節18負担金補助及び交付金、支出済額1億7,247万9,290円です。主なものは、多面的機能支払事業補助金1億6,015万1,990円、農道、水路及び農業施設の補修や管理等の地域共同活動を支援する補助金で、81行政区で取り組んでおります。

190、191ページに移ります。目12ほ場整備事業費、節24積立金、支出済額1億6,200万円です。事業最終年度、12年後の令和16年度になりますが、20億円を超える事業負担金の支出が予定されていますので、基金を創設し計画的に財源を確保しました。

その下、目14湛水防除事業費、192、193ページに移ります。節18負担金補助及び交付金、支出済額1億1,969万7,524円です。主なものは、県営湛水防除事業負担金9,490万円で、小川町の3か所の排水機場の建屋と排水ポンプの更新です。

その下、項2林業費、目1林業総務費、194、195ページに移ります。節12委託料、支出済額4,700万4,985円です。主なものは、有害鳥獣駆除業務委託料3,918万4千円、農業経営に影響を与えるイノシシなどの有害鳥獣の駆

除を市猟友会に出来高で委託しています。

196ページに移ります。項3水産業費、198、199ページに移ります。目4漁港改良費、節14工事請負費、支出済額8,262万7,128円です。主なものは、松合漁港の泊地しゅんせつ、防潮水門の機能保全対策工事です。

200ページに移ります。款6商工費、支出済額21億4,836万7,716円です。項1商工費、202、203ページに移ります。目3商工振興費、節18負担金補助及び交付金、支出済額11億4,946万3,746円です。主なものは、物価高騰対策商品券事業負担金10億8,943万3千円、1万円の購入額で2万円分のお買い物ができ、プレミアム率100%として御好評を得ました。

以上で、経済部所管の説明を終わります。

○土木部長（平木恵一君） 土木部所管の歳出について主なものを説明いたします。

決算書の110、111ページをお願いします。款2総務費のうち、項1総務管理費、目17熊本地震復興基金事業費（繰越明許）の支出済額2億3,783万6,830円は、熊本地震の後に建設しました仮設住宅を、市営住宅等として活用するために移築整備したものです。

212、213ページをお願いします。款7土木費のうち項2道路橋りょう費のうちの道路維持関連は、目2道路維持費、支出済額2億3,548万8,921円と、214、215ページの同じく目2道路維持費（繰越明許）の支出済額1億9,345万2,672円で、合計が4億2,894万1,593円となります。前年度に比べ1,700万円程度の増額となっております。主に、214、215ページの節14工事請負費1億2,174万9,556円と、同じく繰越明許の分1億6,694万7,786円で、道路側溝の敷設替えや道路舗装の打替えなどの工事費となります。

次に、下段の道路改良関連は、目3道路新設改良費の現年分の支出済額1億7,692万4,496円と、216、217ページの繰越明許分、支出済額1億9,488万7,629円は、合計が3億7,181万2,125円で前年度に比べ7,300万円ほどの増額となっております。主に、節14工事請負費1億3,472万8,765円と、同じく繰越明許分の1億6,212万4,872円となります。

次に、下段の目4橋りょう維持費の支出済額は、現年分が5,247万149円、218、219ページの繰越明許分が3,318万1,819円で、合計の8,565万1,968円となります。

218ページから223ページの項3河川費では、目2河川維持費、同目、河川維持費（繰越明許）、目3河川改良費などで、支出済額の合計が2億2,506万146円で、主に、河川工事費です。

222ページから229ページは、項5都市計画費です。土木部関連の支出済額は1億1,986万7,239円です。

目1都市計画総務費は、支出済額が4,618万5,035円で、主に、都市計画マスタープランや立地適正化計画策定の委託料です。

その下になります目4公園費の支出済額は3,361万9,254円で、市が管理する公園の除草作業や清掃作業の管理委託費となります。

次に、228、229ページをお願いします。項6住宅費の支出済額は1億9,406万7,424円です。主に、230、231ページになりますが、目1市営住宅の修繕料2,103万5,128円や目2住宅建設費のうち、232、233ページにあります節14工事請負費の7,979万9,289円で、市営住宅の工事費となります。

ここまでが土木費です。

308、309ページをお願いします。款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費の支出済額は、現年度分と310、311ページの繰越明許、事故繰越しを合わせて1億355万2,020円で、自然災害発生時の道路・河川の修繕料と工事請負費となります。

以上で、土木部所管の歳出の説明を終わります。

○教育部長（豊住 章君） 決算書の242ページ、243ページをお願いします。教育部所管について説明いたします。

款9教育費の支出済額は、総額36億6,932万148円で、前年度より26億9,594万円余の減です。減額の要因は、小中学校の校舎建て替え事業等の減によるものです。なお、小川中学校建て替え事業など29億8,432万円を翌年度に繰り越しています。

それでは、歳出の主なものを説明いたします。

項1教育総務費、支出済額5億721万731円です。主なものは249ページ上段です。目3教育振興費、小中学校のタブレット貸借料や機械器具購入費などです。

同じく249ページ下段です。項2小学校費、支出済額6億7,524万8,030円です。主なものは257ページ中段になります、目3学校建設費、不知火小学校屋内運動場改築工事及びプール改築工事費などです。

項3中学校費、支出済額9億6,839万9,651円です。主なものは263ページ下段です。目3学校建設費、小川中学校校舎等改築工事費などです。

264ページ、265ページです。項4社会教育費、支出済額3億6,727万7,918円です。主なものは275ページ上段、目5図書館費、図書館指定管理

業務委託料などです。

276 ページ、277 ページ中段です。項5文化費、支出済額5億4,184万8,444円です。主なものは282 ページ、283 ページ上段です。目5松橋総合体育文化センター費、松橋総合体育文化センター大規模改修工事などです。

286 ページ、287 ページ中段です。項6保健体育費、支出済額3億3,397万2,743円です。主なものは295 ページ上段です。目3グラウンド費、岡岳グラウンド照明器取替工事費などです。

300 ページ、301 ページです。項7学校給食費、支出済額2億7,536万2,631円です。主なものは307 ページ上段、目4給食センター費、給食調理配送業務委託料になります。

以上で、教育部所管の説明並びに令和4年度宇城市一般会計歳入歳出決算の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） これで認定第1号の詳細説明を終わります。

次に、認定第2号及び認定第3号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 認定第2号令和4年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明します。決算書の510 ページをお願いします。

まず、実質収支に関する調書を説明します。歳入総額77億8,276万6千円に対し、歳出総額78億8,773万8千円となり、実質収支額はマイナス1億497万2千円となりました。

それでは、歳入から説明します。

512 から513 ページをお願いします。款1国民健康保険税の収入済額は、前年度より7,878万4,896円減の13億5,563万7,118円、不納欠損額が2,057万1,712円、収入未済額が1億9,064万4,126円となりました。

款3県支出金57億2,305万6,435円は、県からの補助金で、内訳は、普通交付金55億5,915万8,435円、特別交付金1億6,389万8千円です。

514、515 ページをお願いします。款5繰入金6億5,093万7,886円の内訳は、一般会計からの法定内繰入金5億1,660万866円と基金繰入金1億3,433万7,020円です。

次に、歳出を説明します。

518、519 ページをお願いします。款1総務費6,552万5,634円は、主に、国民健康保険事業に従事する職員の人件費です。

520、521 ページをお願いします。款2保険給付費は56億2,215万865円となり、総支出の71.28%を占めています。内訳は、項1療養諸費48

億3,476万4,654円で、一般被保険者の療養給付費及び療養費が主なものです。これは、前年度に比べ1億1,079万7,988円の増、率にして2.3%の増となっています。

522、523ページをお願いします。項2の高額療養費7億6,992万4,816円は、一般被保険者の高額療養費及び高額介護合算療養費などで、前年度に比べ3,536万876円の増、率にして4.8%の増となっています。

項4出産育児諸費では、出産育児一時金補助金1,465万7,540円を交付しました。

524、525ページをお願いします。款3国民健康保険事業費納付金21億3,103万3,525円は、県への負担金です。

最後に、款5保健事業費6,168万1,011円は、人間ドック及び特定健康診査業務委託料が主なものです。

以上で、認定第2号の詳細説明を終わります。

引き続き、認定第3号令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明します。決算書の608ページをお願いします。

まず、実質収支に関する調書を説明します。歳入総額9億7,502万5千円に対し、歳出総額9億6,750万3千円となり、差引752万2千円の実質収支額になりました。

それでは、歳入から説明します。

610、611ページをお願いします。款1後期高齢者医療保険料は、収入済額6億2,991万3,900円で、昨年度より約5,067万円増加しております。収入未済額は200万2千円です。

款4繰入金2億9,362万5,650円は、一般会計からの保険基盤安定事業繰入金及び事務費繰入金が主なものです。

612、613ページをお願いします。款6諸収入4,501万1,259円の主なものは、項3受託事業収入で、後期高齢者医療広域連合からの健診受託事業収入と保健・介護予防受託事業収入です。

次に、歳出を説明します。

614、615ページをお願いします。款1総務費4,557万2,038円は、人件費が主なものです。

款2後期高齢者医療広域連合納付金8億8,484万4,150円は、617ページの熊本県後期高齢者医療広域連合への保険料負担金及び保険基盤安定負担金で、総支出額の91.5%を占めています。

最後に、款3保健事業費3,156万73円は、高齢者の保健事業と介護予防の

一体的な実施に係る熊本県後期高齢者医療広域連合からの委託事業で、事業実施に係る職員人件費や特定健康診査業務の委託先の医療機関に支払うものが主なものです。

以上で、認定第3号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 認定第2号及び認定第3号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第4号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 認定第4号令和4年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を申し上げます。決算書の710ページをお願いいたします。

初めに、実質収支に関する調書についてです。歳入総額が72億4,190万円、歳出総額が66億9,900万9千円、差引額が5億4,289万1千円、実質収支額も同額となっております。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

720、721ページをお願いします。款1総務費の支出済額は1億3,572万5,800円です。このうち人件費の7,998万6,166円が主なものです。

次に、722、723ページの款2保険給付費の支出済額は、前年度比約7,900万円減の61億2,471万5,100円です。

次に、728、729ページの款4基金積立金は、前年度比約2,000万円減の2億2,273万6,375円です。

次に、歳入の主なものを説明いたします。

712、713ページです。款1保険料は、65歳以上の第1号被保険者保険料で、収入済額13億7,510万6,200円です。

同ページ、款3国庫支出金は、前年度比約4,300万円増の17億9,063万2,765円です。

714、715ページの款4支払基金交付金は、前年度比約6,200万円減の16億5,939万5千円です。

同ページ、款5県支出金は、前年度比約1,100万円減の8億9,157万2,968円となっております。

次に、716、717ページの款8繰入金は、前年度比約3,800万円増の10億8,988万4千円です。

最後に同ページ、款9繰越金は、令和3年度決算による繰越金で4億3,499万3,197円となっております。

以上で、認定第4号の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 認定第4号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第5号の詳細説明を求めます。

○**教育部長（豊住 章君）** 認定第5号令和4年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について説明します。

まず、実質収支に関しまして説明します。決算書808ページの実質収支に関する調書をお願いします。歳入総額1,330万7千円、歳出総額1,284万6千円、歳入歳出差引額は46万1千円、実質収支額も同じく46万1千円です。

歳入の主なものを説明します。

810ページ、811ページ下段をお願いします。款5諸収入、項1貸付金元利収入の節1奨学資金貸付収入の収入済額1,136万7,400円は、貸付者からの貸付金返還金で、節2奨学資金貸付収入滞納繰越分の収入済額94万6千円は、奨学金滞納分の返還金です。

次に、歳出の主なものを説明します。

812ページ、813ページをお願いします。款1育英事業費、節20貸付金の支出済額506万円は、継続の貸付者3人と令和4年度貸付者4人に対する奨学貸付金246万円と、8人に対する入学支度貸付金260万円です。

同じく節24積立金の支出済額776万3,026円は、奨学基金に積み立てるものです。

以上で、認定第5号の説明を終わります。

○**議長（溝見友一君）** 認定第5号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第6号及び認定第7号の詳細説明を求めます。

○**上下水道局長（福田真治君）** 認定第6号令和4年度宇城市水道事業会計決算の認定について説明いたします。説明については、別冊の令和4年度宇城市水道事業会計決算書をお願いします。

それでは、決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。まず、収益的収入及び支出の収入において、第1款水道事業収益の決算額は12億1,401万5,856円です。内訳は、第1項の営業収益10億4,879万1,470円で、主なものは水道料金です。第2項の営業外収益が1億6,510万4,652円、主なものは、水道加入金や一般会計からの補助金などです。

次に、ページ下段の表の支出です。第1款水道事業費用の決算額は12億9,001万3,743円です。内訳は、第1項営業費用が12億1,375万355円、主なものは、受水費や施設の維持管理費や職員給与などになります。第2項営業外費用では7,609万9,828円となり、企業債の利息が主なものとなります。

続いて、4ページ、5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出で、収入の第1款資本的収入の決算額は1億5,076万3,506円です。内訳は、第1項

企業債が6,350万円、同じく第2項の工事負担金が161万3,700円、消火栓設置に係る工事費用負担金が主なものとなります。第3項出資金が7,921万1千円、一般会計からの繰入金が主なものです。第4項補助金が636万円、国庫補助金が主なものとなります。

次に、下段の表、支出です。第1款資本的支出の決算額は3億9,341万1,202円です。内訳は、第1項建設改良費が8,599万3,086円、工事請負費や委託料などになります。第2項企業債償還金では3億741万8,116円の決算額となりました。

6ページ以降につきましては、決算書類となる財務諸表や事業報告書などの決算附属書類を調製しておりますが、説明については省略させていただきます。

以上で、認定第6号の説明を終わります。

続きまして、認定第7号令和4年度宇城市下水道事業会計決算の認定について説明いたします。説明は、同じく下水道事業会計決算書の別冊になります。

決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。まず、収益的収入及び支出の収入において、第1款下水道事業収益の決算額は12億7,597万6,537円です。内訳は、第1項営業収益が5億5,879万4,931円で、下水道使用料が主なものです。第2項営業外収益が7億1,718万1,606円で、主なものは、一般会計からの補助金や国庫補助金などになります。

次に、ページ下段の表の支出です。第1款下水道事業費用の決算額は13億4,314万5,142円です。内訳は、第1項営業費用が12億1,583万9,582円で、主なものは、処理場の維持管理費や職員給与費などになります。第2項営業外費用が1億2,292万280円で、企業債の利息が主なものです。

続いて、4ページ、5ページをお願いいたします。こちらは、資本的収入及び支出における収入については、第1款資本的収入の決算額は5億6,221万6,132円。内訳は、第1項企業債が1億7,240万円です。第2項の補助金1億2,709万7千円は、事業財源である国庫補助金です。第3項分担金及び負担金の1,187万6,800円は、受益者負担金が主なものです。第5項出資金の2億5,084万2,332円は、一般会計からの繰入金となります。

次に、下段の表の支出です。第1款資本的支出の決算額10億1,011万6,896円です。内訳は、まず第1項建設改良費が3億8,363万8,273円となり、設計委託料や工事請負費になります。第2項企業債償還金では6億2,647万8,623円の決算額となりました。

6ページ以降については、水道事業と同様に、決算書類となるその他の財務諸表や事業報告書などの決算附属書類を調製しております。

以上で、認定第7号の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 認定第6号及び認定第7号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第8号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 認定第8号令和4年度宇城市民病院事業会計決算の認定について説明します。資料は、別冊の令和4年度宇城市民病院事業会計決算書ををお願いします。

決算書の2ページ、3ページをお願いします。令和4年度宇城市民病院事業会計決算報告書です。この報告書における決算額は、全て税込額となっております。

まず、(1)収益的収入及び支出における収入です。上の表、第1款病院事業収益の決算額は5億1,199万2,432円となりました。内訳は、第1項医業収益は1億9,877万5,721円となり、入院・外来の診療報酬が主なものです。同じく第2項医業外収益は3億1,317万9,553円となり、一般会計からの負担金や補助金及び退職給付引当金の戻入れが主なものです。第3項特別利益は3万7,158円となり、過年度損益修正益が主なものです。

次に支出です。下の表、第1款病院事業費用の決算額は3億8,398万6,897円となりました。内訳は、第1項医業費用は3億7,732万9,709円となり、職員給与、経費及び減価償却費などが主なものです。同じく第2項医業外費用は329万7,125円となり、控除対象外消費税などが主なものとなっております。第3項特別損失は、過年度損益修正損で決算額は336万63円です。

4ページ、5ページをお願いします。(2)資本的収入及び支出の収入です。上の表、第1款資本的収入の決算額は1億5,399万8千円となりました。第2項出資金は、一般会計からの繰入れ及び第4項補助金として、病院の閉院に伴う国県からの補助金です。

次に支出です。下の表、第1款資本的支出の決算額は2,911万3,648円となりました。内訳は、第1項建設改良費が1,867万3,701円となり、仮設診療所の改修工事に係る費用及び検査機器の購入に係る費用です。同じく第2項企業債償還金は1,043万9,947円の決算額となっています。

6ページをお願いします。令和4年度宇城市民病院事業会計損益計算書です。こちらの計算書は税抜額での表示となっております。

計算書の下から3行目に記載しておりますとおり、当年度純利益は1億2,781万9,586円となります。

その下に記載しております、前年度繰越欠損金3億4,418万2,037円から差し引いた2億1,636万2,451円が、末尾に記載の当年度未処理欠損金となります。

7 ページ以降につきましても、決算書類となる財務諸表として、3 欠損金計算書、4 欠損金処理計算書、資産及び負債の状況や資本金の状況を示した 5 貸借対照表及び 6 注記、最後に、事業報告書などの決算附属書類を調製し、資料として添付しております。説明は省略します。

以上で、認定第 8 号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 認定第 8 号の詳細説明が終わりました。

以上で、各議案の詳細説明が終わりました。

-----○-----

日程第 3 5 特別委員会の設置について

○議長（溝見友一君） 日程第 3 5、特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。遊水地による内水対策及び総合グラウンド誘致について、8 人の委員で構成する内水対策の遊水地における野球場を含む総合グラウンド誘致調査特別委員会を設置し、これに付託して、調査することにしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、遊水地による内水対策及び総合グラウンド誘致については、8 人の委員で構成する内水対策の遊水地における野球場を含む総合グラウンド誘致調査特別委員会を設置し、これに付託して、調査することに決定しました。

ただいま設置されました内水対策の遊水地における野球場を含む総合グラウンド誘致調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、豊田紀代美君、入江学君、高橋佳大君、山森悦嗣君、原田祐作君、河野真理君、村上真由子君、坂元大介君、以上の 8 人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、内水対策の遊水地における野球場を含む総合グラウンド誘致調査特別委員会の委員は、ただいまのとおり、選任することに決定しました。

-----○-----

日程第 3 6 休会の件

○議長（溝見友一君） 日程第 3 6、休会の件を議題とします。

お諮りします。来週 9 月 4 日月曜日は、議事整理のため休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、来週9月4日月曜日は休会することに決定しました。

なお、明日2日及び明後日3日は、市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後0時25分

第 2 号

9月5日 (火)

令和5年第3回宇城市議会定例会（第2号）

令和5年9月5日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

1番 坂元大介君	2番 四海公貴君
3番 村上真由子君	4番 河野真理君
5番 吉良邦夫君	6番 田中美君君
7番 嘉古田茂己君	8番 原田祐作君
9番 永木誠君	10番 山森悦嗣君
11番 三角隆史君	12番 坂下勳君
13番 高橋佳大君	15番 溝見友一君
16番 園田幸雄君	17番 福田良二君
18番 河野正明君	19番 入江学君
20番 豊田紀代美君	21番 中山弘幸君
22番 石川洋一君	

4 欠席議員（1人）

14番 高本敬義君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植野修君 書記 河村聡美君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	副市長 浅井正文君
教育長 平岡和徳君	総務部長 天川竜治君
市長政策部長 元田智士君	市民部長 黒崎達也君
福祉部長 岩井智君	保健衛生部長 井住寿宏君

經濟部長	浦田敬介君	土木部長	平木恵一君
教育部長	豊住章君	総務部次長	舛井貴男君
市長政策部次長	坂本優子君	市民部次長	岩竹泰治君
福祉部次長	平松洋介君	保健衛生部次長	田嶋真君
經濟部次長	中川裕二君	土木部次長	星津章博君
教育部次長	米田年宏君	三角支所長	佐藤幹雄君
不知火支所長	木下秀典君	小川支所長	竹口則和君
豊野支所長	赤星徹君	上下水道局長	福田真治君
会計管理者	西村光代君	監査委員事務局長	井上まゆみ君
農業委員会事務局長	園田弥生君	財政課長	田尻勇樹君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（溝見友一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、20番、豊田紀代美君の発言を許します。

○20番（豊田紀代美君） おはようございます。20番、新志会、豊田紀代美でございます。

質問に入ります前に、8月30日の熊日新聞14面一面に、大きく掲載されておりました宇城市小中学校給食費無料化スタート。この記事に対して、たくさんの反響がありました。私や私の友人のFacebookにも「宇城市はすごかあ」、あとちょっと紹介させていただくために、メモをしてまいりました。「未来のためのお宝さんですもの。宇城市はすばらしかね」「すばらしい宇城市に住みたい」「前から思っていました。他の市町村に広がってほしい」「これはすごい。地域から発信されて本当にすばらしい」「宇城市はすごいなあ。宇城市で子育てしたい」「宇城市は早い早い。子育て世帯にとってありがたいですね。食は命なり」「宇城市はすごいですね。子育て世代の方々は助かりますね」「宇城市がすばらしいことは間違いない」「すばらしい取組ですね。すばらしい取組ですからシェアをさせてください」「すばらしい取組ですね、さすがです。どんな仕組みになっているか教えてください」「義務教育期間中の給食費無料化と物価高騰の中、困窮する家庭は助かります。子どもはみな同じ環境が必要です」「すばらしい取組です。今の子育て世代の支援のみならず、未来の宇城市への投資だと思います」と、たくさんの方々からメッセージをいただきました。改めて、熊日新聞のPR効果に嬉しい驚きと、大きな感動を覚えました。14市内で、トップで守田市長が御英断されたことが、宇城市の大きな発信力になっております。移住・定住にもつながると確信をいたしております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、先般御通告申し上げておきました、大きくは5点について質問をさせていただきたいと思っております。

まず大きな1点目、豊福小学校の新築建て替えについてでございます。小さな1点目、校舎・体育館の耐力度調査の結果についてでございますが、これまで豊福小学校の校舎それから体育館新築について、令和4年第1回定例会、第3回定例会、令和5年第2回定例会、第3回定例会でお訴えを続けてまいりました。前回の第2回定例会の一般質問では、中間発表として、建て替えの基準となる4,500点を

校舎、体育館、共に下回るであろうとの教育部長の御答弁でした。耐力度調査が4,500点を下回るだろうという予測でございました。そして耐力度調査の結果が、新築建て替えの国の補助の指標になることから、その後の調査結果についてお尋ねをいたしたいと思います。

○教育部長（豊住 章君） 豊福小学校で実施してきました耐力度調査の結果についてお答えします。

8月18日に最終の報告があり、前回6月定例会において答弁したとおり、校舎8棟中7棟と屋内運動場で、国の補助要件である4,500点を大幅に下回る結果になりました。

この報告書を基に、8月29日に県による現地確認検査を受けており、現在、検査結果の報告待ちの状況です。

○20番（豊田紀代美君） ただいまの教育部長の御答弁で、豊福小学校が旧耐震設計で設計をされていると。熊本地震で見えない部分に影響が出ている可能性があることから、今回の耐力度調査の結果を踏まえて、抜本的な対策が必要であるという御答弁でございました。先の御答弁と耐力度調査の結果、また豊福小学校の現状を踏まえられまして、守田市長のお考えをお示しいただきたいと思います。

○市長（守田憲史君） 先ほどの答弁でも教育部長が申しましたが、耐力度調査の結果、ほぼ全ての建物で基準点を大幅に下回っており、老朽化が著しく進行していることが判明しました。

これは、建物の経年による老朽化に加え、平成28年熊本地震における影響も少なからず受けているものと思われまます。

また、豊福小学校は築年数が古く、古い耐震設計基準により設計がなされています。平成21年度に実施した耐震診断では、耐震性があるとの診断結果ではありますが、その後の地震により建物本体及び基礎杭など目に見えない部分へ影響を与えている可能性もございます。

いずれにしましても、今回の耐力度調査で、ほぼ全ての建物で基準点を下回ったという結果を踏まえると、建て替えなどの抜本的な対策が必要であると認識をしております。

その中、耐力度調査の最終報告において、校舎のほぼ全ての棟と屋内運動場で、国庫補助の基準となる4,500点を大幅に下回る結果でありました。

この結果を踏まえて、市としましては、耐力度調査の最終報告に加え、熊本地震による影響、施設全体の老朽化や機能不足などを考慮し、総合的に検証した結果、早急な新築が必要と判断しました。再三にわたり、豊田議員からの新築の要望を承っておりますが、その要望にお応えできるようになったことに私も大変に喜んで

おります。安心しました。

そのため、今回9月議会において、豊福小学校の新築に係る設計予算を計上させていただき、早急に対応させていただきたいと考えております。

○20番（豊田紀代美君） 教育部長、大変失礼をいたしました。その分、市長が答弁をしていただきまして、大変ありがとうございます。ただいま守田市長の御答弁で、豊福小学校の校舎及び体育館の早急な新築建て替えが必要であると、さらには、本定例会において新築に係る設計予算を計上し、早急に対応すると御答弁をいただき、本当に深く、深く感謝を申し上げます。これまで4回にわたり一般質問で、豊福小学校の校舎と体育館の新築についてお訴えをさせていただきました。本日、守田市長の御決断に重ねて深く感謝を申し上げます。本日、傍聴にお越しの関係者の皆様、そして豊福小学校、豊福校区の連絡協議会の強い御要望、新築後の子どもたちの安心・安全が担保された教育環境で学ぶ笑顔が浮かんでまいります。市長、副市長、教育長、執行部の皆さん、本当にありがとうございます。そして、何よりこの豊福小学校の校舎それから体育館の建て替えについて御賛同をいただき、力強い後押し、バックアップをいただきました溝見議長をはじめ、議員各位に、心から感謝を申し上げます。あとは一日も早い工事着工、完成を期待しております。次の質問にまいりたいと思います。

2点目の企業誘致の進捗状況についてでございますが、小さな1点目、直近の企業誘致について。7月31日付けの熊日新聞に、大きな見出しで「宇城市にリサイクル工場を新設へ、DOWAエコシステムなど50億円投資、九州の中核拠点に」とあり、同じく広報紙ウキカラにも記事が掲載されておりました。前回の定例会では、TSMC及び関連企業進出についての対応について質問をさせていただきました。市長政策部長の御答弁には、「取り急ぎ、官民遊休地の活用を促める」とのことでしたが、直近でこれほど大規模な企業誘致ができるとは驚きました。この点も含めまして、本市の最近の企業誘致の状況についてお尋ねをいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 近年の企業誘致件数は、令和元年が1件、令和2年、令和3年が共に6件、令和4年が7件と増加しており、この期間の投資予定金額は総額で9億8,000万円となっております。

今年度に入り、トヨタL&F熊本株式会社や株式会社KMKの新工場がしゅん工し、操業を開始したほか、7月末には議員御指摘のとおり、環境・リサイクル事業を手掛けるDOWAエコシステム株式会社とアクトビーリサイクリング株式会社が松橋町萩尾への進出を決定し、立地協定を締結しております。

○20番（豊田紀代美君） 市長政策部長の御指摘のとおり、本市の松橋町萩尾に工場を新設する、DOWAエコシステム株式会社及びアクトビーリサイクリング株式会

社についてお尋ねをいたします。

○市長政策部長（元田智士君） DOWAエコシステム株式会社及びアクトビーリサイクリング株式会社は、環境・リサイクル事業や精錬事業を柱とし、東証プライムに上場しているDOWAホールディングス株式会社の子会社となります。このたび、水俣工場で取り組まれている家電リサイクルの事業拡大のため、宇城市への進出を決定されました。投資金額は先ほど議員が申されたとおり、約50億円、新規雇用従業員数は約20人と合併以降最大規模となっています。

当面は、水俣工場で分解・分別した非鉄金属・プラスチックの再資源化を行い、将来的には、TSMCの進出に伴う半導体産業の集積を踏まえて、関連工場から出る備品を回収する貴金属リサイクルも計画していると伺っております。

○20番（豊田紀代美君） 将来的に九州地区に集積が見込まれる半導体産業を主な顧客として、貴金属リサイクルや大量排出が見込まれるリチウムイオン電池、太陽光パネルのリサイクルなど、宇城市合併後最大規模の工場の建設と、今後も関連企業の誘致に対しても大きな期待を寄せているところでございます。

小さな2点目、本市の半導体関連企業について。TSMC関連記事が連日報道をされておりますが、本市への半導体企業の状況についてお尋ねをいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 半導体産業には、ソニーやTSMCのように半導体製品を生産する企業だけではなく、生産に必要な材料や装置を製造するメーカー、その装置に必要な部品をつくる企業、さらに、それらを保管・運送する物流関係企業など、幅広い業種で構成されております。

宇城市内の関連企業としましては、県の資料によりますと、中央電子工業、九州電子、理化電子、プレシード、KMK、旭国際テクネイオンなどが位置付けられております。また、地元新聞紙によれば、シマヅテックも半導体製造装置に関わる部品の加工を行っていることが報じられております。

○20番（豊田紀代美君） 小さな3点目で、地元企業に対する支援について。特に、本市内の半導体関連企業に対する支援についてお尋ねをいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 本市の優遇制度は、市外から進出してくる企業も、既に市内に立地している企業も、全く同じ条件及び内容となっております。

先日、松橋町に本社を置く株式会社KMKが、同じ町内に工場を増設されましたが、その際も優遇制度を案内するとともに、各種手続きが円滑に進みますようサポートするなど、市外から誘致する場合と同様の支援を行っております。

○20番（豊田紀代美君） 前回の定例会の私の一般質問に対しまして、守田市長は「企業誘致については、本市の補助金等や優遇対策は、現在県内トップレベルである」と御答弁をいただきました。本市の発展のためには、地場企業への支援はより

大切だと思いますが、市長の考えをお示しいただきたいと思ひます。

○市長（守田憲史君） 市長政策部長の答弁にもありましたように、半導体関連産業は裾野が広い産業であり、このたびのTSMC進出は、市外からの新たな企業の誘致に加え、市内の企業にとっても事業拡大の大きなチャンスだと認識しております。

議員御指摘のとおり、私も、本市の活性化にとって外からの誘致と地元企業の発展は、本市産業の振興を牽引する車の両輪だと考えています。

これからも外と内、双方にしっかりと目を向けながら、この千載一遇のチャンスを最大限に取り込むことができるよう、スピード感をもって全力で取り組んでまいります。

○20番（豊田紀代美君） 市長の御答弁で、外と内、双方にしっかりと目を向けて、全力で取り組んでいくという旨の御答弁をしっかりと承りました。市民の注目度も高く、今後の企業誘致さらには地場企業のお取組に期待をして、次の質問にまいりたいと思ひます。

大きな3点目、土地改良区について、小さな1点目、合併土地改良区の役割と本市の関わりについてでございますが、令和3年第4回定例会の一般質問にも取り上げております。土地改良区の合併が進められる中、本市農業の重点施策として350億円の予算規模で推進されている国営基盤整備。既に整備を終えたほ場には、壮大な数の農業用施設が存在すると思われまふ。今後もこの壮大な農業用施設を維持管理していくためには、土地改良区の存在は欠かせないものであり、その役割は、大変重要だと考えております。そこで、合併土地改良区と市の関わりについてお尋ねをいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 土地改良区は、地域の関係農業者により組織された団体で、農業生産を行う上で欠かせない用排水施設や道路等の設置、維持管理及びかんがい排水事業やほ場整備事業などの土地改良事業を、行政に代わって自ら実施することを目的に、土地改良法に基づく県知事の認可の下、設立された団体です。

その活動は、食糧の安定供給の基盤となる農地や農業水利施設の整備はもとより、地域資源の保全や農業農村の多面的機能の発揮等に至るまでの大きな役割を担っています。

しかしながら、近年、農業者の減少、高齢化、農村地域における都市化・混住化、農産物価格の低迷など厳しい農業情勢が続き、農業者の離農や高齢化とともに、組合員の減少が著しく、組織体制を維持するのも困難になりつつあります。

本市の土地改良区は、おおむね規模が小さく、どれも本来の役割が十分に発揮されていない場合が多く、その要因は、受益面積に伴う経常賦課金では、土木技術などの専門職員が雇用できないことが大きいと感じています。

市はこれまでも、人件費の補助をはじめ、農業水利施設の更新、災害復旧工事発注など、土地改良区の役割を補うため運営に関わっておりますが、本来、土地改良区が事業主体となれば、行政が取り組む以上に事業採択率などが向上することを考えると、脆弱な組織を立て直すことは喫緊の課題であると認識しているところであります。

現在、広域合併に向け、市も積極的に関与し、土地改良区間の合意形成に向け協議を行っております。

合併後は、専任職員の配置、重複賦課金の解消など組織運営の基盤が整いますので、地域農業発展の先導的役割を市及びJAと共に担っていただき、農業水利施設の維持管理体制の強化など市の施策と連携することで、より効率的で生産性の高い農業の実現が可能となるものと考えております。

○20番（豊田紀代美君） 広域合併に向けて、市も積極的に関与し、土地改良区間の合意形成に向けて協議が行われること、さらには、地域農業発展の先導的役割を市及びJAと共に担っていただき、農業水利施設の維持管理体制の強化など市の施策と連携することで、より効率的で生産性の高い農業の実現が可能となると経済部長に御答弁をいただきました。

そこで、小さな2点目、合併土地改良区の進捗状況と事務所移転についてお尋ねをいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 本市管内に所在する土地改良区の中で、新設合併に賛同した4つの土地改良区により土地改良区合併推進協議会を組織し、下部組織として事務局職員による作業部会を設置しています。

作業部会では、合併の基本方針となる統合整備計画の調整を行っていますが、年内には合併推進協議会において審議し、統合整備計画書を樹立する予定であります。

また、それぞれの土地改良区においては、維持管理計画書の更新及び新たな地区の編入作業を進め、県知事へ認可申請を行います。

樹立した統合整備計画書は、本年度末の各土地改良区の通常総代会において承認を経ることで正式に決定され、それに併せ定款変更、維持管理計画変更も県知事に認可されることとなります。

その後、土地改良区理事長間で合併協定書に調印を行い、合併予備契約の締結と続き、予定では令和6年度末に各土地改良区の合併総代会で合併議決、合併予備契約書の追認、設立委員の選任などを経て、令和7年度当初に広域の土地改良区が発足する運びとなっております。

統合事務所につきましては、現在模索中ではございますが、職員数、機能性など十分に考慮し、合併推進協議会と連携し、意向に沿うよう進めてまいります。

○20番（豊田紀代美君） 詳しく御説明いただきまして、理解ができました。予定では、令和6年度末に各土地改良区の合併総代会で合併議決、それから令和7年度当初に広域の土地改良区が発足する予定であるという詳細説明、御報告がありました。統合事務所については現在模索中との報告でございましたが、令和3年の私の一般質問の中で、総務部長に既に2か所の事務所場所の提案をいたしております。統合事務所としてはもちろんのこと、現在は手狭で非常に通常業務にも支障を来している状態だと、私は認識をいたしております。経済部長には、今後職員数、機能性等を考慮し、合併推進協議会と連携されて、意向に沿うよう進めていくという前向きな御答弁をいただきました。

ここで守田市長より、合併土地改良区の事務所についてのお考えをお示しいたきたいと思います。

○市長（守田憲史君） 経済部長が答弁したとおり、土地改良区の合併、統合事務所についても、合併推進協議会の意向に沿うよう、また各土地改良区の意向も最大限尊重し、今後、協議会と共に進めてまいります。

○20番（豊田紀代美君） 市長の前向きな御答弁、大変ありがたく承りました。松橋町外一ヶ町土地改良区の事務所は、いずれ合併土地改良区の事務所として合併を視野に、スムーズに事業推進ができますように、再度なるべく早く御決定をいただくように、特段な御配慮を賜りますように強く要望いたしまして、次の質問にまいります。

大きな4点目、今新地川の県2級河川でございますが、改修について、小さな1点目、今新地川河川改修事業の進捗についてでございますが、7月3日の時間雨量100ミリを超過大雨により、国道3号の竹崎地区周辺が冠水し、自動車の通行に大きな支障を来しております。今新地川の河川改修ができれば改善できると思っておりますが、大雨ごとに冠水しております。今新地川の河川改修は全長1,700メートルを改修する計画ですが、平成12年に立ち上げ、その後中断をして、平成14年に再度始動しております。そして現在に至っているわけでございますが、上流域の約700メートルが進まないために、地元としては河川改修の円滑な推進ができるために、促進を図るために、宇城市今新地川改修促進協議会を平成20年に設置をいたしました。平成29年より、私が協議会の会長を務めさせていただいております。顧問には末松県議、吉田県議のお二人に御尽力をいただいております。県2級河川ではありますが、現在の今新地川の改修の進捗状況についてお尋ねをする前に、モニターをご覧いただきたいと思います。これは、先ほど申しました国道3号竹崎地区辺りの冠水状態です。これは決して珍しい画像ではなくて、大雨ごとにこういう状態になるのです。そういうことで、写真の左側に、今この写真ですと画面の右

側になりますけれども、そこが冠水をします。国道3号のここですと左側ですね、冠水を大雨ごとにしますので、今はもう稲作をやめられて遊休農地になって、草が生い茂っております。そういうことも含めまして、土木部長に答弁をお願いをいたしたいと思います。

○土木部長（平木恵一君） 今新地川は2級河川となりますので、管理者である熊本県宇城地域振興局に事業の進捗状況について確認をいたしました。先ほど議員からありましたとおり、今新地川の終点であります五丁川との合流地点から国道3号までの予定区間1,700メートルのうち、約6割の1,040メートルについては下流域より整備完了しております。未改良区間が約660メートルほど残っております。

未改良区間においては、現在、用地交渉を進めている段階であります。具体的に申しますと、未整備区間対象地53筆あります。現時点で、そのうちその約6割の32筆の取得が完了し、残り21筆、対象者にしますと12人分がまだ契約が出てきておりません。ですが、その21筆についても、現在、用地交渉に着手している最中であると伺っております。

○20番（豊田紀代美君） 今新地川河川改修事業と関連する国営緊急農地再編整備事業の計画ですが、地元区長や水利組合の方から強い御要望がございまして、8月24日宇城市役所におきまして、宇城市今新地川改修促進会議を会長として設けさせていただきました。顧問のお二人の県議、そして九州農政局それから振興局、市の土木部、経済部、当委員会、ほかに宇城地区国営基盤整備推進委員長にも御同席をいただき、33人に出席をいただきました。そこで、国営緊急農地再編整備事業について、今新地川河川改修事業と関連する部分の事業計画について、再度確認をいたしたいというふうに思います。モニターをご覧いただきたいと思います。宇城市今新地川の豪雨災害の状況を調査する顧問のお二人の議員、このときも写真にはこれだけしか写っておりませんが、振興局、あと市の土木部、経済部、それから促進協議会の委員が全て出席をして、現地調査をいたしております。これが、今新地川の未整備地区の写真です。たくさん撮ってありましたが、集約して3枚ほどにさせていただいております。なかなか進まない今新地川の改修です。これが国道3号のところで、断面が小さくなっているのです、その吐出口がもっと基になるように大きくなれば、冠水もかなり緩和されますけど、そうしますと下流部分が冠水するようになりますので、非常に難しい選択を強いられているところでございます。今、御説明しましたモニターのことも含めまして、経済部長に御答弁をお願いしたいと思います。

○経済部長（浦田敬介君） 国営事業については令和2年度に事業着手し、令和4年度より南豊崎工区、浅川工区の区画整理工事を開始したところであります。

本年度は同様に、南豊崎工区、浅川工区の区画整理工事を行い、水田の湛水被害を防止するための五丁川第2排水機場の建設にも新たに取りかかります。

豊田議員御指摘の今新地川の改修に係る豊福南部工区については、令和4年度に事業説明会を済ませ、本年度、換地計画を作成するための換地委員会を開催しております。

現在、農家の意向を踏まえた事業対象農地がおおむね決定しており、道路、水路の配置計画を含めた原案確定に向け、作業を進めているところであります。

換地配分作業は11月に入って開始しますが、対象農地確定が条件となりますので、県には河川改修用地の買収範囲の確定をしていただく必要がございます。

また、令和8年度着手予定の区画整理工事にあたっては、河川改修計画と調整を図りながら実施していきたいと考えています。

なお、先ほど申し上げました五丁川第2排水機場は、令和9年度の工事完成を予定しています。

○20番（豊田紀代美君） 経済部長の御指摘のように、豊福南部工区には令和4年度に事業説明会を終えて、令和5年に換地委員会を開催、それから換地委員会の配分作業は、11月に入って令和6年3月までにやるということ、これは県の振興局の福田部長からおっしゃったことで、間違いはないというふうに思います。その中で、議長のお許しをいただきまして、図面を机上配布させておりますけれども、この今新地川の改修をするのに、先ほど土木部長がおっしゃったように、53筆の中の21筆が残っていて、地権者が12人おられます。その中で非常に難しいところがあれば、協議会の中の地元区長さんや水利組合の方で、「必ず説得に加勢するから、言ってください」というお話を頂戴しております。県もそういうところをしっかりと把握していただいて同時に頑張ってもらわないと、今新地川の換地の計画作業までうまくいかないというふうに思います。何せ買収を早くやらないことには、今新地川も駄目ですし、国営基盤整備にも影響をしてくる。特に、この図面の左側、こちらが五丁川、それから新耕地川、そして今新地川の合流地点のJRの橋のところが川が極端に狭くなっております。その狭くなっている部分が、冠水の大きな原因となっております。今モニターに映し出したところが、左側からが五丁川で新耕地川、向こうの方からが今新地川ということになります。それで全会一致で、とにかくこのことを県にお訴えをしようということで話をいたしまして、その前にちょうど冠水状況を見ていただくために、金子代議員にもお出でいただきました。副市長もお出でございまして、もちろん県の土木ももちろんのことですが、県議もお二人ちゃんと来てお出でございました。写真には写っておられませんが、お二人来ていただいております。熊本県の人たちに、真ん中に見にくいですが金子代議員

がお出でで、説明をいたしているところでございます。そういうことで、何とかこのことを解消するために、可決した今新地川の要望書を県に提出することに全会一致で決定をいたしました。それで県議と共に、県の振興局の方に要望書を提出いたしました。端折ってさせていただいておりますが、この今新地川全体が、今、土木部長からありましたようにその分と、それから、この赤い印のところは未整備、未改修のところなんです。先ほど申しましたように、地域を挙げてこれには協力をすると区長さん方々も言うておられますので、なるべく早く、五丁川の第2排水機場が令和9年には完成するとおっしゃいました。それと何を言っても先ほど言った3つの川が合流する地点、それはどうしてもJRがかんでおりまして、県の振興局の福田土木部長が、「とにかくいくつもあって、順番を待つのに大変なんですよ」というふうにおっしゃっていました。その付近のこともありますので、全てがすぐに解決するということはありませんけれども、何とか早くやっていただきたいという思いで、振興局の土木部長に、皆さんで参りまして要望書をお届けさせていただきました。要望書を抜粋して読み上げさせていただきます。1、交通の要となる国道3号の安全確保、地域住民の生命や財産を守るため、今新地川改修工事について早急に上流域まで整備をすること。2、当面の洪水被害防止のため、河川内のかん木及び堆砂の除却を行うこと。3、国営緊急農地再編整備事業に影響を及ぼすことのないよう、用地買収を早期に完了すること。令和5年8月28日、熊本県知事蒲島郁夫様。宇城市今新地川改修促進協議会、会長豊田紀代美。松橋町外一ヶ町土地改良区理事長本崎弘、宇城市松橋町竹崎区長松本成矢、内田区長七田裕文、両仲間区長原田俊光、両仲間北区長上野和範、松橋本村区長林田博。今申し上げましたように、要望書は県の方に出させていただきました。今申し上げた要望3点につきましては、宇城市今新地川促進会議また地域の実情をお汲み取りいただきまして、更なる高配を賜りますよう重ねて申し上げ、非常に端折って答弁を御用意いただきましたが、土木部長、経済部長にはお許しをいただきたいと思っております。

それでは、最後の質問に入りたいと思っております。もったいなかレストランについてでございます。もったいなかレストランin三角西港が、10月29日に開催をされます。9月1日の宇城市長定例会見の中にも、もったいなかレストランのお話をされておいででございました。KABのニュースで拝見をいたしました。まず、世界文化遺産三角西港で開催の目的についてお尋ねをいたします。

○**経済部長（浦田敬介君）** 御承知のとおり、三角西港は、平成27年に世界文化遺産に登録された明治日本の産業革命遺産の構成資産の1つでありまして、登録当時、年間約50万人が訪れておりました。

ただ、その後は徐々に減少傾向となり、近年は新型コロナウイルスの影響も受け、

約25万人と半減しております。

継続して、本市の重要な観光資源である三角西港の誘客促進に取り組んではおりますが、まだまだ大きな課題でございます。

今年度企画いたしました当該イベントは、県の地域づくりゆめチャレンジ推進事業補助金を利用し、三角西港を地元及び周辺地域の経済再生の一端を担っている観光資源として活用するため、リピーターの獲得や交流人口の拡大、滞在時間の延伸につなげることを目的として計画いたしました。併せて、本市の食材をPRし、付加価値を高めるとともに、SDGs推進のため食材は規格外のもの使用し、フードロス対策にも取り組む目的も含めております。

○20番（豊田紀代美君） もったいなかレストランin三角西港に参加していただく方々として、どのような方をターゲットにお考えかお尋ねをいたします。

○経済部長（浦田敬介君） このイベントについては、昨年、熊本市で開催され、発信力のある方や、熊本の経済面で影響力を持つ方々が数多く参加されておりました。今回も同様に、そのような方々を取り込めればと考えております。

併せて、これまで本市を通過するだけにとどまっていた方々も、このイベントをきっかけに本市を訪れていただければと考えております。

○20番（豊田紀代美君） コロナ禍もやや落ち着いてまいりまして、今後、観光での来訪者も増加すると予測をされます。県内の参加者のみならず、県外からの参加者を増やすことにより、世界文化遺産三角西港のすばらしさを実感していただけるものと思います。県外の方々に、宇城市の魅力と宇城市の名前、場所をしっかりと記憶していただき、情報発信をしていただけるイベントにしていきたいというふうに思っております。

小さな2点目、今回SDGsに沿った本市内の食材を使用されるとのことですが、どのような食材をお考えなのかお尋ねをいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 本市は、東西に長い地形で、山も海もあるため、年間を通じて数多くの食材が確保できます。柑橘類をはじめ、メロンやブドウ、柿などのフルーツのほか、トマトやレンコン、ナス等の野菜、また和牛やジビエなどの畜産物、養殖車海老、ご当地の魚であるコノシロなど魚介類も豊富であります。

ただ、大きさなどの問題で規格外になった食材は、市場に流通せず、多く廃棄処分されていることも実態としてございますので、このような規格外の食材も積極的に使用し、SDGsの推進にも寄与したいと考えています。

このイベントが開催される秋は、特に食材が豊富にある時期でございますので、このような食材が一流シェフの手により、すばらしい料理へと変化するものと考えています。

○20番（豊田紀代美君） 経済部長の御答弁の中に、ご当地の魚であるコノシロも食材として使っていただき、当日三角西港で、くまモンと宇城市商工会公認キャラクターのコノシロ部長のコラボが実現できたというふうに考えております。当日、もったいなかレストラン in 三角西港で、腕を振るっていただくシェフについて、簡単に御紹介をお願いしたいと思います。

○経済部長（浦田敬介君） まず、イベントプロデュースの総括として、本市在住で料理研究家の相藤春陽さんに携わっていただいております。

メインのシェフとしてお二人、本県出身で、フランスのパリで数多くのメディアに取り上げられ、予約が取りづらいフレンチの名店を運営されている中山豊光シェフと、東京赤坂でフレンチのレストランを運営し、新鮮な食材をふんだんに使った料理を創作される大森雄哉シェフです。

デザートを受け持たれるメインのパティシエもお二人で、東京でレストランを共同経営し、テレビ番組としておなじみの情熱大陸でも取り上げられるほど、腕の良さを評価されているチーフパティシエの平瀬祥子さんと、熊本市の人気洋菓子店「メゾン・ド・キタガワ」の代表の北川博喜さんです。そのほか県内外の11人のシェフが集結をされます。

先日、相藤さん、中山シェフをはじめ、数人のシェフが本市を訪れられ、市内の食材を取材していかれました。ブドウやレンコンの現地視察を行い、メニューづくりの参考にされるとのことでした。

本市の食材を使用し、すばらしい料理とレシピを提供されるものと期待しております。

○20番（豊田紀代美君） ここで、昨年熊本市で開催されたもったいなかレストランに出席いたしました際の様子を、モニターで御紹介申し上げたいと思います。まず、もったいなかレストランの中で、もちろん中央はくまモンでございますが、左隣が中山豊光シェフ、それから大森シェフがくまモンの横でございます。それと、くまモンのシェフたちと右側の端が、今御紹介いただきましたイベントプロデュース総括を務めていただいている相藤春陽さんです。それから、これはシェフたちが、料理学校の学生に指導しながら、盛り付けをやっているところです。これは熊本八菜とアンチョビソース、レンコンは松橋町東松崎産のものを使用されております。熊本の玉手箱、8人のシェフそれぞれでつくった前菜でございますが、これには規格外の野菜がふんだんに採用されております。それから、松橋町河野ぶどう園、河野真理議員のところでございますが、キャンベル、古い種類のブドウを使用したデザートで、ブドウとそれからブドウの種、皮、全てを使ったSDGsに則ったデザートで、後で出てまいります。私も葉っぱを取りにまいりました。それから、これは

学生たちには料理の味見を必ずしていただくということで、シェフから味見をさせていただいているところです。それから、学生にもサービスを手伝ってもらい、お客様の交流を学んでいただくということでございまして、しっかりと学ばれておりました。それから、去年はコロナ禍での開催だったので、蓋にございます扇子は、おしゃべりの際に口を押えてお話をする、心配りが本当に素晴らしいなというふうに思いました。当日、私も頂戴いたしまして、これを小さな口に当ててお話をさせていただきました。これは、チーフシェフの中山豊光シェフからサインを頂いた記念に残すべき扇子でございます。それから、これは先ほど出てきました熊本玉手箱。それから、これは赤潮被害に遭った御所浦の養殖フグを使った料理でございます。そして、これが宇城キャンベル、先ほど申しました河野ぶどう園のブドウを使ったデザート、非常においしく頂戴をいたしました。お料理のおいしさは本当にすばらしく、見た目もゴージャスで、会場の雰囲気もすばらしく、非日常を感じる空間でございました。食事会メニューの表紙は、印刷会社の残った紙を使い、手作りで行われて、木の器は県産材の廃材を使用しており、食材は規格外のものを多数使用されているとお聞きをいたしております。全くその規格外の品物で料理をされたということを感じさせない、すばらしい料理と室内でございました。是非、三角西港の開催のときはそれを超えるものにしていただけると、今から大きな期待を寄せているところでございます。もったいなかレストラン事業の継続はあるのか、そして継続するのであれば、どのような企画であるのかを経済部長にお尋ねをいたします。

○**経済部長（浦田敬介君）** このような一流シェフを招いての食のイベントをSDGsに沿った考えで開催し、今後の誘客促進につなげられれば、当初の目的の達成に近づくものと考えております。

次年度以降の事業採択は県の協力あつてのものですが、引き続き内容を踏襲しながら計画していきたいと考えております。

また、今回は高校生ボランティアも募集し、実際にイベントに携わることで、SDGsへの理解をさらに深めていただき、加えて、規格外の食材を利用したメニュー開発も行っていたいただければ、生産者・消費者双方の思いが一致し、地域経済の活性化にもつながるのではないかと期待しているところでございます。

○**20番（豊田紀代美君）** 今回のもったいなかレストランでは、今御指摘のように、高校生をボランティアでお願いしたい。そのお願いする旨のことを経済部長も御同行していただきまして、松橋高校の校長先生、教頭先生、それから家政科の先生をお訪ねいたしました。このもったいなかレストランの中で、松橋高校の家政科には着物の帯を使ったランチョンマットの製作、当日の配膳サービス、あるいはマルシェのお手伝い。小川工業高校には、食事の際に使用する箸の製作、それから松橋西

支援学校には、箸袋の製作をお願いをいたしてあります。松橋高校の平江良樹校長先生とイベントプロデュース総括の相藤春陽さんと豊田もおりましたけれども、非常に平江校長が熱心に御協力いただく姿がすばらしくて、非常に感動をいたしました。感謝申し上げたいと思います。

守田市長には、昨年もったいなかレストランにも御出席いただきました。御公務中のごさいますて、御公務の途中をぬって出席をされて、出席者代表で御挨拶をされて、少しだけの食事の時間を楽しまれた後にまた公務にお出かけいただきました。そういうお忙しい中にもきちんと参加をしていただき、雰囲気も楽しんでいただいたと思います。市長がお帰りになった後も、私たちの席は非常に華やかで、しかも会話が進みました。もったいなかレストランについての守田市長の御感想と、さらにはイベント継続へのお考えについてお尋ねをいたしたいと思います。

○市長（守田憲史君） このもったいなかレストランですが、昨年度熊本市で開催された際に、参加をさせていただきました。提供された料理はどれもすばらしく、演出された空間は優雅なものでありました。

今回、豊田議員の御尽力もあり、本市で開催されることは喜ばしいことでもあります。参加される方々が、本市の魅力を発信していただけることを大きく期待しております。このイベントのメインスポンサーは、熊本県でございます。県がまた来年も協力していただけるのであれば、前向きに考えさせていただきます。

○20番（豊田紀代美君） 市長御指摘のように、県の事業であります。夢チャレンジ事業は挑戦して、県の補助金をいただいているわけでございますけれども、県は、必ずや協力していただけると確信を持っております。もったいなかレストラン in 三角西港のプロデュース総括を務めていただいている相藤さん、「是非、将来は宇城市のシェフ、食材、場所、人材で開催できるようなもったいなかレストランにつながることを願っております」と、「そしてこのイベントを通してSDGsをテーマに、宇城市民の皆様に取り組んでいただくきっかけになることを望みます」とコメントをいただきました。次年度も、今、市長がおっしゃいましたように県の事業ではありますが、是非もったいなかレストランの事業を継続していただくように強く要望いたしたいと思います。

今回は、大きくは5点について一般質問をさせていただきました。1点目は豊福小学校の校舎、体育館の新築建て替えについて、2点目が企業誘致の進捗状況について、3点目が土地改良区について、4点目が宇城市今新地川改修について、5点目がもったいなかレストランについて質問をさせていただきました。いずれも守田市長、執行部、それぞれの所管の部長、前向きな答弁を熱心にしていただきまして深く感謝を申し上げます。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（溝見友一君） これで、豊田紀代美君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

16番、園田幸雄君の発言を許します。

○16番（園田幸雄君） 皆さん、こんにちは。16番、会派彩里の園田でございます。ただいま議長からお許しをいただきましたので一般質問を行います。

さて、約3年間続いている新型コロナウイルス感染症は、いまだ終息は見えませんが、減少傾向にあります。国は、5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置付けを2類から5類へレベルを下げ、インフルエンザと同等になりました。今後は、アフターコロナ、withコロナとして、共生しながら経済活動を強力に推進しなければなりません。しかし現状は、円安、ウクライナ侵攻などの影響により、異常な物価高が続いています。特に、宇城市の基幹産業である農林水産業では、燃油、肥料、資材、飼料などの高騰が止まりません。ほかの産業でも大変厳しい局面、状況が続いています。市民の暮らしを守るため、私たち議員の責務は重いものがあります。

それでは、1番目の行政区要望と再編について質問いたします。宇城市には176の行政区があり、それぞれの行政区の声をまとめ、要望書が提出されています。過去3年間の要望状況と採択率、また、合併後の行政区再編の状況についてお伺いいたします。

○総務部長（天川竜治君） 過去3年分の行政区要望の状況について申し上げます。

令和3年度は、129の行政区より221件の要望があり、内訳は、土木課関係が最も多く171件、次に農林水産課関係が39件、上下水道課関係が5件、その他要望が6件でありました。採択率は53.8%です。

次に令和4年度は、139の行政区より254件の要望があり、内訳は、土木課関係が最も多く192件、次に農林水産課関係が49件、上下水道課関係が3件、その他要望が10件でありました。採択率は47.6%です。

次に令和5年度は、150の行政区より253件の要望があり、内訳は、土木課関係が最も多く202件、次に農林水産課関係が33件、上下水道課関係が4件、その他要望が14件でありました。採択率は46.2%です。

続いて、合併後に宇城市行政区再編推進事業における統合の状況を、各旧町ごとに申し上げます。

三角町は、58行政区が現在では46行政区で12行政区が減っております。不知火町は、43行政区が現在35行政区で8行政区が減っております。松橋町は、38行政区が37行政区で1行政区が減っております。小川町は、46行政区で現在も46行政区であります。豊野町も、12行政区で現在も12行政区であります。5町全体では、合併当初の197行政区が現在176行政区と21行政区が減っている状況でございます。

○16番（園田幸雄君） 要望書を出しても、なかなか採択してもらえないという声も多くあります。多様なニーズがありますが、要望書はそれぞれの行政区の総意でもあります。これからもしっかりとした予算措置を求めていきたいと思っております。

次の行政区の再編については、今回の議会で補正予算として上程されていますが、具体的な内容をお伺いいたします。

○総務部長（天川竜治君） 具体的内容は、目的として地域のつながり、人と人とのコミュニケーションなどを考慮しながら、各行政区の合意を前提に行政区の統合を推進するとともに、統合後行政区の自主的かつ円滑な運営に寄与するため、支援金を交付します。

支援金交付の要件は、令和5年3月31日時点の世帯数で、統合する行政区の世帯数の合計が100世帯以上であります。

支援金の種類は、行政区の統合を推進するための行政区再編推進事業支援金、統合後の運営を支援する行政区統合支援金です。

支援の内容は、行政区再編推進事業支援金が、統合前に再編を推進するために行う会議に要する経費として、旧行政区へ上限10万円を支給します。

次に、行政区統合支援金が、統合後に新行政区として行う会議に要する経費として、上限10万円を旧行政区の数に掛けて交付します。また、統合後の運営、維持、管理に充てられる経費として、100万円を旧行政区の数に掛けて交付します。

そのほか、行政区統合に伴う行政区要望数の経過措置など柔軟な対応をしております。

○16番（園田幸雄君） それぞれの行政区には歴史、そして文化、区民の思いなどがあります。再編については理解いたしますが、本市には平坦地、中山間地などがあり、距離などや複数統合しても100戸に満たない行政区が多くあります。丁寧かつ柔軟な対応を求めて、次の質問に入ります。

ふるさと納税について質問いたします。この制度は平成20年に始まり、生まれ育った故郷や応援したい自治体に寄附することによって、居住地の住民税などが軽

減され、全国どこの都道府県、市町村でも、寄附者が応援したい自治体を選んで納付できる仕組みです。寄附者に対し、地元特産品などを送る自治体が急速に増えたことから、単純にふるさとを応援することだけでなく、節税対策や様々な特産品の魅力でふるさと納税をする人が増加しているようです。

そこで、ふるさと納税の状況と宇城市における現状や、本年10月から法改正される制度の概要と本市への影響についてお伺いいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 平成20年度から開始しましたふるさと応援寄附金は、平成27年度の税制改正により控除額が拡充され人気を博し、年々増加の傾向でございます。令和元年度に返礼品基準の上限額が設定され、一旦減少しましたが、新型コロナウイルス感染症の巣ごもり需要があり、令和2年から毎年過去最高額を更新し、昨年度は9,600億円を超える市場に膨れ上がりました。

本市におきましても平成28年度から1億円を超え、年々増加し、令和2年度に5億8,000万円ほど寄附がありましたが、令和3年度に初めて減少し4億9,000万円の寄附額となりました。翌令和4年度からふるさと創生係を創設し、立て直しを図り、昨年度は6億2,000万円と過去最高額の寄附を頂いております。本年度も昨年度を2割ほど上回る寄附を集めておりますが、本年10月より総務省の基準改正により、地場産品基準の厳格化、募集経費の見直しなどにより寄附額を改定する必要があり、今後の影響を懸念しているところでございます。

○16番（園田幸雄君） ふるさと納税の市場が拡大しています。逆のパターンもあるかと思いますが、宇城市民からほかの自治体への寄附はどうなっているのか。また、企業版ふるさと納税の現状をお伺いいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 宇城市からふるさと応援寄附金を利用する市税の流出額は、昨年度4,500万円ほどになります。流出額のデータを取り始めた平成30年度が1,500万円ほどでしたので、4年で約3倍になり、毎年度で見ると1.4倍ほど増加し続けています。ただ、制度全体の収支で見ますと、集まった寄附額から経費、流出額を引いても、昨年度2億1,700万円のプラスとなっております。

また、企業版ふるさと納税は、税額控除が拡充した後の令和3年度から寄附が集まり、令和3年度が1,020万円、令和4年度が230万円、本年度が年度途中ではございますが300万円の寄附を受け入れております。

○16番（園田幸雄君） 総務省の発表では、全国トップの自治体は、宮崎県都城市の116億円です。宇城市は6億円で、隣の宇土市は9億円、宇土市に負けていますので、人口は宇土市は37,000人ですかね、宇城市は57,000人いますので、人口も勝っていますし、ふるさと納税も宇土市に負けないように、今後ともプロジ

ェクトチームをつくって頑張っておられるようですので、是非ともお願いしたいと思えます。先日の8月30日付けの熊日新聞に、「ふるさと納税日本一に学ぶ、阿蘇市、都城市職員を招き勉強会を開催」との記事がありました。宇城市においても特産品のブランド力のアップや地域経済の活性化、そして地場産業につながるふるさと納税でありますので、今後ともこのふるさと納税については、我々も期待しているところであります。次の質問に入ります。

地方債（市債）について質問いたします。老朽化施設の更新や熊本地震からの復旧・復興などの建設事業が続き、事業費財源の1つである市債は増加傾向にあります。また、今後も教育施設の改修や建て替え、道路インフラ整備など様々な建設事業が控えている状況にあります。

そこで、地方債制度の概要、合併以降の借入状況、過去5年間の借入状況についてお伺いいたします。

○総務部長（天川竜治君） まず、地方債の主な機能といたしましては、建設事業・災害復旧事業等に係る財政負担を平準化する年度間調整、施設等は長期間にわたり利用するため、住民負担の世代間公平の調整などがあります。

地方債は、後年度の元利償還金の一部が地方交付税で措置される制度があり、合併特例事業債や過疎対策事業債は7割が補填されます。

地方債の借入状況について御説明します。

一般会計では、合併から令和4年度までの地方債の借入総額は、約688億4,000万円となります。主な借入は、合併特例事業債が約306億4,000万円で、全体の44.5%を占めております。そのほか、災害復旧事業債が約58億6,000万円で全体の8.5%、過疎対策事業債が約54億円で全体の7.8%になります。

また、国の地方交付税の財源不足対応の臨時財政対策債は約166億1,000万円で、全体の24.1%を占めますが、臨時財政対策債は、元利償還において全額補填されます。

過去5年間の借入状況について説明します。

平成30年度から令和4年度までの借入額は、合計で約266億8,000万円となります。その内訳は、合併特例事業債が約128億8,000万円、災害復旧事業債が約4億8,000万円、過疎対策事業債が約26億7,000万円、臨時財政対策債が約28億5,000万円です。

また、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策などの影響により、公共事業等債が約21億6,000万円、緊急防災・減災事業債が約13億2,000万円、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債が約13億2,000万円、緊急自

然災害防止対策事業債が約7億7,000万円の活用状況となっております。

- 16番（園田幸雄君） 本市の市債残高は、熊本地震以降、増加傾向にあります。将来の財政負担を危惧するところでもあります。これまで借り入れている地方債に対する交付税措置などの内容についてお伺いいたします。

また、合併特例事業債の発行期限は令和6年度までですが、令和5年度予算で限度額に達します。そこで、合併特例債が活用できなくなる今後の財源対応についてお伺いいたします。

- 総務部長（天川竜治君） 市債の充当率と交付税措置率についてお答えいたします。

借入総額の44.5%を占める合併特例事業債は、充当率95%、交付税措置率70%です。次に、災害復旧事業債の公共土木施設等の場合は、補助事業が充当率100%、交付税措置95%で、単独事業が充当率100%、交付税措置は財政力指数に応じて変動し、本市はおおむね60%となります。

続いて、過疎対策事業債は、充当率100%、交付税措置70%でございます。近年借入が多い公共事業等債は、通常充当率90%、交付税措置20%ですが、国の補正予算で実施する事業の場合は、交付税措置が50%に嵩上げされ、また、補正予算債として充当する場合は、充当率100%、交付税措置50%となります。

また、緊急防災・減災事業債と緊急自然災害防止対策事業債は、充当率100%、交付税措置70%、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債は、充当率100%、交付税措置50%となります。

今後の財源対応についてお答えします。

これまで合併特例事業債を財源として活用してまいりましたが、議員御案内のとおり、本年度発行上限額301億4,840万円に達する見込みとなっております。

そのため、先ほど御説明しました国の補正予算対応などを十分活用し、交付税措置率が高い補正予算債を有効的に活用することが1つの手段となります。また、国県の補助金を漏れなく活用することも重要であり、引き続き有利な財源の確保に取り組んでまいります。

- 16番（園田幸雄君） よく分かりました。

次に、各種基金について質問いたします。本市の基金、一般財源の財政調整基金、減債基金、特定目的基金の概要説明と、財政調整基金の経過や現状、他市との比較、そして今後の見込みについてお伺いいたします。

- 総務部長（天川竜治君） 本市においては、年度間の財源の不均衡を調整する財政調整基金や、市債の償還を維持・調整する減債基金をはじめ、特定目的基金として13種類の基金を設置しており、一般会計が管理している特定目的基金は、ふるさと応援寄附基金や地域振興基金など10種類の基金を保有しております。

財政調整基金は、合併時、約15億1,000万円を保有し、合併効果等もあり、平成21年度末では約19億5,000万円となり、それ以降は、合併効果に加え、様々な行財政改革の取組などにより、基金の増資が図られてきたところでございます。

基金増資の目的については、普通交付税の算定方法が一本算定方式となり、交付割合が減少することを見込み、財政基盤の安定化に向け増資に努めてきたところでございます。令和4年度末残高は約100億円でしたが、現時点では約89億円となる見込みでございます。

令和4年度末の保有額は、県内14市で2番目に多い保有額となり、人口一人当たりの保有額は17万円余りで、県内で一番多い状況となっております。

今後の財政調整基金の見込みにつきましては、先ほどの御質問で説明しましたとおり、合併特例事業債が活用できなくなることもあり、交付税措置率が低い地方債の活用が必要になることが考えられ、社会保障経費の増高や老朽化した施設・設備の大規模改修などの影響により、基金の保有額が減少していくと見込んでおります。

○16番（園田幸雄君） 合併特例事業債が発行できなくなり、年度間の財源不足や将来の財政負担の増加を心配するところであります。特定目的基金のうち、合併特例事業債を活用した基金、地域振興基金の概要説明と、今後の活用についてお伺いいたします。

○総務部長（天川竜治君） 地域振興基金の概要について御説明します。

本基金は、市町村の一体感の醸成に資する事業や旧町単位の地域の振興などの事業の財源として活用できる基金で、平成26年度に33億円を積み立てております。

合併特例事業債のソフト事業分として31億3,500万円の地方債を活用し、償還は令和元年度に終了しております。

本基金の活用は、令和元年度に光通信網整備の補助金事業で約7,300万円を活用しており、令和4年度予算では、給食センターの食器類や厨房備品の購入財源として約7,800万円、また、本定例会の補正予算に計上しております行政区の再編推進事業支援金・統合支援金に約1,200万円の活用を予定しています。

今後の活用につきましては、基金設置の目的に沿った市町村の一体感の醸成に資する事業や、旧町単位の地域の振興などの事業に必要なソフト事業の財源として、有効かつ効果的に活用していきます。

○16番（園田幸雄君） 昨年、令和4年5月の本市の財政状況は、自主財源の割合が22.7%と低く、健全化判断比率は年々改善傾向にあります。しかし、県内自治体と比較してみると、実質公債費比率は45市町村で29位、将来負担比率は24位に位置しています。本市の地方債の残高は、防災拠点センター建設事業や小中学

校等の教育環境設備などの多額の借入で約416億円、県内41位と下位に位置しています。また基金残高は149億円で、熊本市に次いで2番目に多い金額です。これからも、国の補正予算対応や交付税措置率の高い補正予算債などを有効活用して、限られた財源を最大限に利用・活用して、引き続き行財政運営に取り組んでいただきたいと思います。次の質問に入ります。

全国学力・体力テストについて質問いたします。全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的とした学力テストと、児童生徒の体力、運動能力や運動習慣などを把握・分析し、学校における体育健康に関する指導などの改善に役立てることを目的とした体力テストを毎年実施されています。そこで、全国との比較や県全体との比較、そして本市の現状、結果についてお伺いいたします。

○教育部長（豊住 章君） 令和5年度の全国学力・学習状況調査は、令和5年4月18日に、小学校第6学年、中学校第3学年を対象に実施され、中学校英語の「話すこと」については、4月18日から5月26日までの間に分散して行われました。

調査結果として、小学校の平均正答率は、国語が67%で、前年度から2ポイント上がりました。算数は61%で、前年度から1ポイント下がりました。それぞれ県平均と同率でしたが、全国平均より下回っています。

続いて、中学校の平均正答率については、国語が69%で、前年度から1ポイント上がり、県平均と同率でした。数学は46%で、前年度から4ポイント下がり、県比較は2ポイント下回っています。

英語につきましては39%で、前年度実施されていないため比較はできませんが、県比較は3ポイント下回っています。中学校も同様に、全国比較はそれぞれ下回った結果となっています。

次に、令和5年度の熊本県体力・運動能力調査についてお答えします。

体力・運動能力調査については、各小中学校の全学年において、5月下旬から6月末にかけて実施されています。

調査結果としましては、まず、小学校の男子は、48項目中30項目が県平均を上回りました。特に、上体起こし、反復横跳び、20メートルシャトルランが好成績でした。

また、小学校の女子においても、48項目中29項目が県平均を上回る結果となり、特に上体起こし、反復横跳び、20メートルシャトルラン、ソフトボール投げが好成績でした。

続いて、中学校の男子については、27項目中17項目が県平均を上回る結果となり、特に反復横跳び、20メートルシャトルラン、立ち幅跳び、ハンドボール投

げが好成績でした。

中学校の女子においても男子と同様に、27項目中17項目が県平均を上回り、特に成績が良い項目も男子と同じ内容となっています。

- 16番（園田幸雄君） 今の報告で、学力テストについては、小学校も中学校も全国平均を下回っているということでした。これはやはり学力は、人間は生きていく以上いろんな勉強をして、生きる知恵が必要になってきます。そういう面でやはり学力は全国平均よりも上、アップするように、今後教育部としても御尽力をお願いしたいと思います。それと、体力テストについては、特に小学校女子とか中学校の女子の方で成績がいいようですが、やはり女子だけじゃなく、宇城市の男子生徒はどうしたのかと言われなないように、しっかりと体力のアップも是非指導のほどをよろしくお願いしたいと思います。

そこで、学力調査や体力テストの結果については、それぞれ分析がされていると思いますが、本市における課題は何なのか。また、今後の対策について教育長に答弁を求めます。

- 教育長（平岡和徳君） まず、本年度の全国学力調査につきましては、先ほど部長の方から丁寧な説明がありましたが、特に中学の数学と英語が、県平均を継続してやや下回る結果になっております。これが課題というふうに考えておりました、改善したいところです。

児童生徒のそれぞれの結果は、既に各小中学校に送付されておりました、結果票と併せて学習シートと呼ばれるものが配布されております。その学習シートを活用しまして、それぞれのテストの内容を振り返り、苦手なところを補充するなど、各学校の実態に応じた対応を、それぞれの校長先生方をお願いしているところです。

特に英語につきましては、これまで継続して取り組んでおります外国語指導助手ALTの更なる活用を始めまして、現在導入している英語4技能検定の効果的な支援・活用など、課題解決に向けた取組を十分に図るとともに、全教科におけるICT活用の推進による学習支援と学力向上に、全力で努めてまいりたいと考えております。

次に、体力・運動能力調査、俗に言う体力テストについての内容ですけれども、小中学校の男女共に、調査項目の6割以上が県平均を上回りました、十分評価できる結果と考えております。

一方で、長引くコロナ禍の感染症対策による運動不足などの影響によりまして、全国的に体力・運動能力の低下が懸念されているところです。

また、小学校部活動の社会体育移行などの影響によりまして、体力の二極化、そして格差の開きも心配されているところです。

このような課題に対しまして、教育委員会としましては、子どもたちの生活環境等の変化に注意深く目を配りながら、宇城市教育の更なる充実に向けて、今後も丁寧に取り組んでまいりたいと考えております。

○16番（園田幸雄君） 学力の向上には健全な身体が必要ですし、体力の向上には心の健全が必要であります。宇城市児童生徒4,596人の健全なる成長のための教育力の充実を期待して、次の質問に入ります。

次に、生成AIについて質問いたします。国のGIGAスクール構想の推進により、小中学校のICT環境の整備が進み、本市ではタブレット端末をいち早く児童生徒1人1台の環境が整備されています。ICT教育の推進は重要な施策であると考えますが、昨今、生成AIについて様々な話題を耳にします。生成AIの利活用は、場合によっては子どもたちの教育分野でのマイナス要素になりかねないと非常に危惧しているところです。タブレットの導入効果、そして生成AIの情報教育について伺いいたします。

○教育部長（豊住 章君） 学習指導要領において、情報活用能力は言語能力と同様に学習基盤となる資質・能力と位置付けられています。

急速な情報化社会に適応していく必要のある子どもたちが、ICTを活用して問題を解決したり、自分の考えを形成したりしていく資質・能力を身に付けるには、1人1台のタブレット端末は、鉛筆やノート等の文房具と同様に不可欠のものとなっています。

このような社会状況の中で、導入効果といたしましては、タブレット端末が新たな学習ツールとなることでインターネットを活用した調べ学習や双方向型の一斉授業など、様々な学習方法としての幅が広がり、教科の学びを深めることを期待できます。

また、生成AIは様々なコンテンツを生成できるAIのことで、条件に応じた文章、画像、音声、音楽などが生成できます。

生成AIに関する政府方針については、本年6月16日に閣議決定された教育振興基本計画の5つの基本的な方針の中で教育DXの推進が掲げられており、生成AIについては、教育現場での利用により効果をもたらす可能性と、生じ得るリスクを踏まえて対応することが必要とされています。

このような中、文科省からは、生成AIの利用に関する暫定的なガイドラインについて令和5年7月に通知があり、熊本県では今後、県としての生成AIの取扱いをできる限り早期に示す旨の通知がありました。

ICT教育の推進として、デジタル教材の活用や情報活用能力の向上、一人一人の教育的ニーズや学習状況に応じた個別学習などの情報教育に取り組んでまいりま

す。

○16番（園田幸雄君） 次に、生成A Iに関する児童生徒への今後の対応について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（平岡和徳君） 今のところ、国が示しますガイドラインでは、生成A Iの適否に関する暫定的な考え方としまして、多くの利用規約において保護者同意が必要であることを踏まえて、小学校段階での児童に使用させることは慎重な対応が必要だというふうに考えております。

また同様に、中学校で使用する際にも、情報活用能力が十分育成されていない段階において自由に使わせることや、作品やレポート作成等において生成物をそのまま提出すること、定期考査やテスト等で使わせるといったことなどは適切でない事例として言われております。

一方、活用が考えられる例としまして、グループの考えをまとめること、アイデアを出す活動の途中段階で足りない視点を見つけて議論を深める目的での活用、英会話の相手としての活用、また発展的な学習として、高度なプログラミングを行わせる目的での活用など、こういったものが示されております。

今後、国のガイドラインや熊本県としての取扱い方針等を受けながら、各小中学校での適切な活用に向けた指導と、教育D Xの推進に向けた丁寧な内容を研究しながら対応してまいりたいというふうに思っております。

○16番（園田幸雄君） 生成A Iについては、児童生徒の思考力や問題解決能力を育てることができない危険性があります。慎重な対応をお願いして、次の質問に入ります。

国営ほ場整備事業について質問いたします。念願の事業が、令和4年度から工事が始まっています。進捗状況と資材の高騰、資材不足の影響についてお伺いいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 本事業は総面積777ヘクタールを8工区に分け、2工区ごとに順次事業を進めております。

令和4年度、まず浅川工区と南豊崎工区の工事に着手し、当該工区の計画面積152.7ヘクタールのうち、43.9ヘクタールの区画整理工事を行いました。

物価高騰や半導体不足の影響により、揚水ポンプ設備施設や排水路など一部実施できなかった部分はあるものの、令和5年産の水稻作付けが実施できるほ場区画の整地を終えたところであります。

本年度は、45.3ヘクタールの区画整理工事に加え、令和4年度に実施できなかった工事の一部を施工予定であります。

今後の工事については、予算確保を行い、水稻作付けに影響のない範囲で年間通

して工事を進め、計画どおり令和7年度の工事完成を見込んでいます。

次の亀松工区と出村宇土割工区は、換地計画原案が確定し、今年度より実施設計に入りました。その次の豊川北部工区と豊福南部工区は、今年度より換地作業に取り組み、換地計画原案を作成する予定です。

最後に、西下郷工区と耕地工区に着工し、遅くとも令和16年度までには全ての工事を完了する予定です。

また、本事業における資材高騰などの影響についてですが、近年の生活物資の価格の上昇は、本事業で使用するコンクリート二次製品等の建設資材についても同様でございます。

今後の資材価格の推移も、現時点で予想が付かない状況ではありますが、このまま続いた場合、配分された予算では工事の進捗に影響が出る可能性がありますので、今後についても注視していかなければならないと考えております。

加えて、資材不足については、県内におけるTSMC等の新規工場建設や豪雨等の災害対応によるコンクリート二次製品の需要増が重なり、一部入手困難な状況が発生しております。

今後については、状況を踏まえながら早期に発注するなどの対応により、工事進捗に影響のないよう遂行してまいります。

○16番（園田幸雄君） パイプラインと暗きょ排水が計画より1年遅れの状況であります。今後の資材高騰、資材不足が続けば、次の計画遅れが懸念されます。

次に、大型排水機場の建設位置、能力、供用時期についてお伺いいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 本事業では、2か所の排水機場を計画しております。

まず、豊川南部工区と耕地工区及び西下郷工区の一部を排水受益とする五丁川第2排水機場は、五丁川河口の豊川第3樋門付近に建設するもので、毎秒18トンの排水能力を有し、本年度工事着手し、令和9年度の供用開始を予定しています。

次に、豊川北部工区と西下郷工区の一部を排水受益とする豊崎排水機場は、大野川河口の旧松橋小川第3排水機場跡地に計画しています。毎秒6トンの排水能力を有し、令和7年度工事着手、令和11年度供用開始を予定しています。

物価高騰など、事業への影響が懸念される状況ではございますが、排水機場を含め早期事業完了に向けての予算確保を求め、今後も農林水産省や国会議員の皆様へ要望を重ねてまいります。

○16番（園田幸雄君） 私たちも当事者としてまた議員として、計画どおりの事業スケジュールと予算確保のために、農水省や国会議員の皆様へ陳情要望を続けてまいります。

次に、農業用水について質問いたします。本市のこれまでの農業用水に対する経

過と施設園芸用水に対する取組についてお伺いいたします。

○**経済部長（浦田敬介君）** 過去に、干拓地域の農業用水不足を解消するため、緑川ダムや釈迦院ダムからの取水を目指した経緯がございます。

昭和46年3月に完成した緑川ダムの総貯水量4,600万トンのうち、かんがい用水1,000万トンをめぐり、緑川本流地域からの分水を要望するものであります。結果は、莫大な事業費を要するため費用対効果が見込めないこと、水利権者の合意が得られなかったことなどがあり、平成16年に断念せざるを得ませんでした。

また、釈迦院ダムについては、地質調査等の詳細な調査の結果、地質状況が悪く、その対策のために事業費が増大することから、県が費用に見合う効果が得られないとし、平成15年にダム事業の中止が決定されております。

ダム事業による農業用水確保については、いずれも実現することができず、現状では、既存水源による反復利用での農業用水確保を行っているところです。

次に、施設園芸用水確保策としては、平成13年度に砂川取水施設及び園芸用河川水貯水槽を整備しています。この施設は、平成21年度に増設もしております。

さらに、平成25年度には、県が、小川町妙見にある休眠状態の上水道施設を活用し、JA南営農センターの敷地までの送水と給水スタンドの設置を行っております。

そのほか、雨水を貯留する施設を整備するなど取り組んでおります。

○**16番（園田幸雄君）** ただいま説明にありました平成13年に砂川取水施設及び河川水貯水槽を整備していますが、この施設は豊野町海東地区の水源からの河川水であり、1週間雨が降らなければ枯渇します。本市南部地区の施設園芸用水確保に苦慮している現実があります。そこで、八枚戸区や砂川区、下砂川地区で、砂川河川の湧水をろ過して、飲料水として使用していた経緯があります。施設園芸用水として活用できないか、また砂川河川の最下流にある住吉堰を下流側に移設して、貯水量を増やして不足する農業用水に活用できないか、事業化の可能性についてお伺いいたします。

○**経済部長（浦田敬介君）** 良質な農業用水の確保対策は、これまでも様々な議論がなされ、県と連携し調査・対策を重ねてきましたが、決定的な対応策は見出せておりません。

市の主力作物である施設園芸作物の重要な産地である干拓地域において、施設園芸用水の確保が重要な課題であることは、十分に認識しております。

黒橋付近の水源については、地元水利組合により管理されており、飲み水以外の雑用水や一部施設園芸用水として利用されている現状を見ますと、良質な水源の少

ない干拓地域において、施設園芸用水の水源になる可能性はございます。

ただ、利用者の合意形成、施設の状態、水量、河川協議など、現段階では事業化の可能性について判断できない状況でありますので、今後、関係者の意見を聞きながら研究してまいります。

また、2級河川砂川下流の住吉堰の移設については、農業用水確保の観点から、貯水量増加には有効な手段の1つと考えられますが、住吉堰は、3年ほど前に土地改良施設維持管理適正化事業により、転倒ゲート整備補修を行い、施設の耐久性を向上させておりますことから、現段階で堰を移設することは考えておりません。

農地・農業水利施設の建設・管理・更新を行う土地改良事業は、土地改良法に基づく公共事業であり、受益農家の申請・同意・費用負担を基本原則として実施しておりますので、課題解決に向けて、受益農家の声を聞きながら、引き続き国県とも協力し、改善に向けて努力してまいります。

○16番（園田幸雄君） 農業用水確保について、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（守田憲史君） 本市干拓地域の農業用水確保は、長年の課題であり、市の農業振興を効果的に進めるには、農業用水の確保は欠かせないものと十分認識しております。

安定的な農業用水を確保するため、様々な可能性の研究を重ね、緑川ダム農業用水1,000万トンも含めまして、国県ともに協力し、改善に向けて努力します。

○16番（園田幸雄君） 昨年度より国営ほ場整備事業が始まっています。本事業の目的である稼げる農業を実現するためには、良質な農業用水が不可欠です。「仏作って魂入れず」にならないように、抜本的な対策を要望して、次の質問に入ります。

第2期宇城市スポーツ振興計画について質問いたします。計画書の策定の経緯と諮問機関、構成メンバーについてお伺いいたします。

○教育部長（豊住 章君） 第2期宇城市スポーツ振興計画策定の経緯につきましては、まず令和2年8月に、20歳以上の市民1,500人を対象にアンケート調査を行っております。そのアンケートを基に計画書の素案を、同年9月から12月にかけて作成いたしました。

令和3年1月に、第1回の宇城市スポーツ振興計画策定委員会を開催しております。その後、パブリックコメントを行い、最終的に同年3月末に、第2期宇城市スポーツ振興計画を策定しております。

策定に関わっていただいた策定委員は、宇城市スポーツ協会、スポーツ推進委員協議会、学童スポーツクラブ推進委員会、NPO法人不知火クラブ、市校長会、PTA連合会のそれぞれの代表と、行政側からは、関係部署の課長級を策定委員としております。

○16番（園田幸雄君） 次に再質問で、教育部長に第1期のスポーツ振興計画の成果と評価についてお伺いする予定でしたが、時間の都合上、次の質問に入らせていただきます。

第2期スポーツ振興計画の特徴について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（平岡和徳君） これまでの諸活動等を検証いたしまして、第2期計画の特徴といたしましては、部活動の社会体育移行などの変化に対応するための施策、こういったものが主なものになります。

まず、子どものスポーツ振興の分野につきましては、今後も学童スポーツへの支援を行い、誰もが、いつでも、どこでも運動やスポーツができる環境づくりの充実に掲げております。

次に、競技スポーツの振興の分野におきましては、市スポーツ協会や各種目協会との連携を通しまして、スポーツ大会の充実に推進してまいります。また、スポーツ講演会を開催しまして、トップアスリートや一流指導者の話を聞くことによりまして、子どもたちのモチベーションアップ、また指導者の人材育成等につなげることを掲げております。この事業は、講演を聞いた子どもたちに、本物を見て、本気になって、自ら本物に変わってほしいという、そういう思いが大きな目的になります。

さらに、スポーツ施設の整備・充実の分野におきましては、スポーツ施設の計画的な施設管理を行うことにより、今後のスポーツ環境づくり体制の構築を図ることを大きな特徴として掲げております。

また、高齢者スポーツ、障がい者スポーツの普及など、第1期で取り組んでまいりました方向性は、そのまま継承してまいります。私は、スポーツは社会を動かすエンジンだというふうに考えております。そのエンジンの排気量を上げるためにも、今後、第2期宇城市スポーツ振興計画に沿った施策を具現化し、スポーツを通しまして「心身ともに健康で、生き生きと暮らせる宇城市」、これを目指してまいりたいと考えております。

○16番（園田幸雄君） 次に、スポーツ公園について質問いたします。施設は全体的に老朽化が目立っています。そこで中長期的な計画になりますが、総合スポーツ公園の建設についてお伺いいたします。

○教育部長（豊住 章君） 老朽化が進んでいるスポーツ施設は、確かに多くございます。グラウンドでは、照明やベンチなど改修が必要なものが見受けられます。体育館におきましても、床や壁など、傷んでいる箇所が多数ございます。その点を考慮すれば、市民が安全で有効的にスポーツを行うためのスポーツ公園の建設は必要かと思えます。

総合スポーツ公園は、市民にとってのスポーツ活動の拠点となり、生涯スポーツや競技スポーツなど、スポーツを通じた交流人口の増加などの視点では有効性は高いと考えています。

しかし、総合スポーツ公園の建設を行うには、施設規模の検討、老朽化した施設の統廃合の検討、さらには場所の選定や財源の検討も必要となってくるため、慎重に議論していきたいと思えます。

○16番（園田幸雄君） それではスポーツ公園の建設について、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（守田憲史君） 教育部長が答弁しましたとおり、総合的スポーツ公園の建設につきましては、今後のまちづくりを含め、場所の選定、そして財源の確保などの重要な案件を含んでおりますので、議会と共に慎重に議論してまいりたいと思えます。

○16番（園田幸雄君） 本市の体育施設は、旧町時代に整備されたものです。屋内体育館・体育施設は、ウイングまつばせや小中学校体育館などがあります。しかしながら、屋外体育施設は十分ではありません。県民体育祭で使用できる公認の陸上競技場や硬式野球場がありません。記憶に新しい昨年度末のサッカーワールドカップのサムライブルー、そしてWBC野球の侍ジャパンの活躍は、子どもたちに夢を、私たちに感動と元気を与えてくれました。先ほど教育長の言葉に「スポーツは社会を動かすエンジンである」とありました。まさしくスポーツは、共生社会・健康長寿社会の実現や、経済・地域振興の活性化に貢献できます。スポーツ公園の建設を夢見、期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（溝見友一君） これで、園田幸雄君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時10分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番、坂元大介君の発言を許します。

○1番（坂元大介君） 皆さん、こんにちは。議席番号1番、会派彩里の坂元でございます。今年の5月に新型コロナウイルス感染症が5類移行になり、この夏から観光地には人流が戻り、あらゆるイベントが再開を迎え、まちにも活気が戻ってきたように感じます。各地域での夏祭りや花火大会では、口元も見えるようになった子どもたちのたくさんの笑顔にも出会うことができました。また、経済活動も感染症対策の制限のないリスタートを迎え、いよいよ少子化、人口減少が起因する、ありと

あらゆる問題への対策が必要になってきます。各地方自治体においても独自の施策を打ち出し、自町の発展への取組をニュースや新聞等で目にする機会が増えてきました。本市においても、待ったなしの喫緊の課題は顕在しております。総務部を中心として財政課改革を行ってきた今だからこそ、様々な課題を洗い出し、より良い宇城市の未来へ向けて施策を行っていく必要があるのではないのでしょうか。

さて、議長にお許しをいただきましたので、大きな質問は通告のとおり4項目、1点目は公共スポーツ施設について、2点目は高齢者の生活支援について、3点目は子どもの教育環境について、4点目は本市の経済発展について質問させていただきます。また、大変申し訳ありませんが、小さな質問の順番の変更をさせていただきます。大きな質問1点目、2点目ともに、小さな質問は2点目より質問をさせていただきます。

それではまず、大きな質問1点目の公共スポーツ施設についてです。新型コロナウイルス感染症5類移行に伴って、子どもから高齢者までが楽しめるスポーツ活動も、感染症流行以前のように活発になってきたように感じられます。そんな健康を下支えするスポーツ活動において、公共スポーツ施設の安全管理は、スポーツを楽しむ人たちの安心を生み出す必要不可欠なインフラです。そこで、小さな質問1点目、施設の現状について、本市の公共スポーツ施設の用途別件数をお尋ねいたします。

○**教育部長（豊住 章君）** 本市における学校施設以外の公共スポーツ施設件数を用途別に申し上げます。

まず、体育館が、三角地区に三角B&G体育館等6か所、この中には旧小学校体育館も含まれています。不知火地区に不知火体育館等3か所、松橋地区にウイングまつばせ等2か所、小川地区に小川防災センター1か所、豊野地区に豊野トレーニングセンター等2か所、合計で14施設あります。

また、グラウンドは、三角地区に三角グラウンド等6か所、不知火地区に不知火グラウンド等2か所、松橋地区に岡岳グラウンド等4か所、小川地区に観音山グラウンド等4か所、豊野地区に豊野グラウンド等2か所、合計18施設あります。

そのほか、武道館が1施設、多目的広場が1施設、プールが市民プールなど3施設、グラウンドゴルフ場が2施設となっております。

○**1番（坂元大介君）** いただきました答弁のとおり、本市には体育館等の屋内施設が合計で15施設、屋外施設が合計で20施設、プールが3施設存在しているとのこと。用途も様々で、かつ各施設間の距離もあることから、施設管理についてはとても困難であろうことがうかがえます。また、私も実際にいくつかの施設を利用させていただいた中で、施設やそれに付随する建物の老朽化も気になりました。

そこで、小さな質問2点目、施設の補修や備品等の管理はどのように行われているのかお尋ねします。

○**教育部長（豊住 章君）** 本市のスポーツ施設は確かに老朽化が進んでいる施設が多くあります。そのため、補修が必要な箇所であったり、用具の収納スペースが不足したりしている施設もあります。

各施設の管理については、基本的には職員で対応しておりますが、不知火地区のスポーツ施設の管理については、指定管理者に委託しております。

管理施設が40施設ほどありますので、点検等は年に数回程度行っており、グラウンドや体育館などの各施設に出向き、不具合箇所や現状の確認を行っています。

なお、消防設備や電気設備、浄化槽保守点検など法的に必要なものに加え、警備保安や清掃業務、施設開閉業務などは、各業者やシルバー人材センターに委託して管理しております。

○**1番（坂元大介君）** 答弁にありましてとおりの管理体制、点検回数や点検頻度では、いずれにおいても安心・安全な管理とは言えないと考えられます。実際、先日豊福グラウンドで開催された学童野球大会において、野球ボールが破れたままのネットを通過し、隣接する駐車場に停車している車に当たるといった事故がありました。当日私が確認しただけでも3件も発生しており、これまでも何十件と起きていたのではないかと予想ができます。これでは、せっかくの楽しいスポーツ活動が台無しだと思います。

そこで、小さな質問3点目、今後、利用者が安全で安心して利用できるような対策を講じる予定があるのか教えてください。

○**教育部長（豊住 章君）** 先ほど、施設の管理について申しましたが、議員御指摘のように、施設の危険箇所や不具合箇所があることを、利用者から報告を受けることがあります。職員により点検を行っておりますが、数多くある施設の中で、部分的な不具合等を網羅することは難しい状況です。

不具合等を早期に解消するためには、定期的に各施設の点検チェックを行うことが重要であります。定期点検の実施により、利用者への安全性が確保でき、備品用具の破損や紛失等の確認も可能になると思います。

また、早期に改修することにより安価な修繕料で賄えるなど、施設管理において有効な手段であると考えます。

今後、点検方法の見直しなどによる業務の効率化を行い、職員による点検が行き届かない場合は、民間業者等への点検委託なども検討し、利用者が安全・安心に利用できるよう努めてまいりたいと思います。

○**1番（坂元大介君）** これは、早急に現状の確認と対策が必要で、誰が何をチェック

し、どのように管理を行っていくのかが大切です。具体策の提案として、各施設が存在する地区の行政区や住民の方の御協力を仰いだり、シルバー人材センターの活用による点検者の選定、併せて施設の点検や備品の管理にはチェック項目を規定することで、点検にかかる時間の短縮も可能になると思います。これだけ宇城市の方では多くの施設を有しているのですから、事前点検を行うだけでより活用が望めることと、早期の修繕等によるランニングコストの軽減も見込めると思います。実は、この春、熊本の野球独立リーグ火の国サラマンダーズに協力いただいて、学童の野球大会を主催したのですが、企画当初、宇城市で開催する予定でした。しかし、会場選定の段階で施設の管理不十分を理由に、宇城市開催を断念し、熊本市での開催となりました。内容は、レベルの高い火の国サラマンダーズの選手が野球教室や審判を行い、子どもたちとの触れ合いを含めた野球大会です。大会には16チームが参加し、約500人の来場があり、キッチンカーの招致も行い、微々たるものかもしれませんが、近隣のコンビニや弁当屋さんなど経済効果も見られました。施設の管理さえしっかりしていれば、本市への経済的効果もあったのではないのでしょうか。何も莫大な投資をして、各施設を修繕すべきと述べているわけではありません。月に1回程度ちょっとした点検と管理で、よりスポーツ活動が楽しめるようになるのではないかと考えます。是非、公共スポーツ施設の管理の見直しをお願いいたします。

それでは、大きな質問の2点目、高齢者の生活支援について。全国的な高齢化が進み、老老介護などが社会問題となっています。本市においても同様に、高齢化は進み、さらには人口減少から高齢者への支援が行き届かなくなるのではないかと不安の声も耳にします。それでは、小さな質問の1点目、本市の高齢者を取り巻く現状についてお尋ねします。

○福祉部長（岩井 智君） 全国的な少子高齢化社会の中で、本年4月に総務省が発表した人口推計では、令和4年10月1日現在で、日本の総人口に占める65歳以上高齢者の占める割合、いわゆる高齢化率は約29%であり、人口の約3人に1人は高齢者であると公表されました。

一方、本市の高齢化率は令和5年8月現在で35.0%と、全国都市圏よりも早いペースで高齢化が進行しており、令和6年度に65歳以上の高齢者数がピークを迎え、以降、高齢者の人数自体は減少傾向に転じますが、年少人口と生産年齢人口がさらに減少していくことから、今後も高齢化率は相対的に上昇を続けていくと予測されております。

現在、宇城市地域包括支援センターで把握している、市内在住で見守り支援が必要な対象者は約200人と見ており、そのうち約半数は単身高齢者で、見守り対象

となっていない潜在的な単身高齢者や高齢者のみ世帯も、相当数に上ると考えられます。

このような状況は、核家族化の進行や地域での人間関係が希薄になっていることが要因と考えられ、今後は高齢化率の上昇とともに、見守りの支援が必要な高齢者も増加していくものと見込んでおります。

○1番（坂元大介君） やはり本市においても、この問題は放っておけない大きな課題です。去る6月10日の熊本日新聞朝刊でも掲載があった、豊福校区で起きた死体遺棄事件。閑静な住宅街で起きた悲しい事件です。家には、90代の女性と60代の兄弟の親子3人が暮らしており、母親と弟の遺体が見つかりました。事件原因の詳細は定かではありませんが、老老介護のさなかで起きた非常に悲しい事件です。当時、本市や行政区の民生委員の方からの支援に対する拒否があったと聞いています。

そこで、小さな質問2点目、当時、高齢者に対してどのような支援があったのかお尋ねします。

○福祉部長（岩井 智君） 現在の高齢者の生活支援についてお答えします。

先ほど坂元議員の御発言のとおり、新聞報道等で御承知のとおり、今回のケースは高齢者の単身世帯ではなく、母親及び長男・次男という3人が同居する世帯において発生した事案でございました。

同世帯については、地域包括支援センター職員により令和4年6月から、母親の持病治療のために、医療機関受診の際は、家族付添いの下に定期的な関わりが持たれていたことから、かかりつけの医療機関の協力を得ながら、本人の身体状況等の確認が行われていました。

同世帯への生活支援や介護サービス利用については、関わり当初から本人及び家族に提案を行っていましたが、支援を拒否される意思表示があっており、複数回にわたる訪問時においても家族の拒否などにより直接面会がかなわず、詳細な生活環境の把握ができない状況にありました。

近隣にお住まいの方々も気にかけておられたと聞いておりますが、近所とのコミュニケーションも拒絶され、孤立状態にあったとの報告も受けております。

それぞれの世帯でコミュニケーションに対する考え方に差異があり、行政として世帯が抱える様々な問題に対し、ハイリスク案件として介入が必要であるとの判断は非常に難しく、継続的な見守りという手法にて対応を行っていたところであります。

今回、高齢の母親と同居の次男が自宅で死亡され、誰にも相談ができず、その遺体を適正に処置しなかったという事案でありましたが、同居の親族が支援を拒否さ

れる案件に対し、当初からハイリスクの案件として認識し、積極的に介入につなげることは困難であると考えております。

- 1番（坂元大介君） 手を差し伸べても拒否され、非常に困難な状況であったことは理解できますが、今後も高齢化の進行とともに、独居高齢者や老老介護などによる同様の事例というのは多くなると予測されます。

そこで、小さな質問3点目、今後、市が考える対策についてお尋ねいたします。

- 福祉部長（岩井 智君） 支援が必要であると判断できる対象者は、家庭環境などが様々であり、支援内容や関わる頻度についても個々の案件で異なることから、その中でも特に気になる案件については、関係する機関等で情報共有を密にして対応する必要があると考えております。

単身の高齢者世帯等については、家庭内での見守りができないことから、医療機関はもとより、地元地区の民生委員・児童委員や行政区長、地域住民と協力し、更なる見守りの強化を図っていくとともに、ハイリスクと考えられる案件については、事前に警察機関等に情報提供を行うなど、個々の案件に合わせ柔軟に対応してまいります。

具体的には、これまで実施しております民生委員・児童委員や地域包括支援センター職員によるフォーマルな見守り支援に加え、地域住民による互助体制の強化や、新聞、郵便、宅配便などの配送業者と協力して、異変を感じた場合に相談できる体制の構築など、インフォーマルな対策も取り入れながら、見守り支援体制の強化に努めてまいります。

- 1番（坂元大介君） 本市の総人口に占める65歳以上の割合、高齢化率は2060年には43%にまで上る予測となっている中、現行のままではまた同様の事件が発生し、誰かが悲しむこととなります。市民が安心して生活を送るためにも、将来への不安はできるだけなくしたいものです。今回のような事件が、今後宇城市で起きぬよう、切れ目ない、そして誰も取り残されないような支援策をどうかお願いいたします、

それでは、大きな質問3点目、子どもの教育環境についてです。子どもの発育発達において、保育士や教師をはじめ、地域の大人との関わり合いは大きな影響を及ぼします。多様化した家庭環境の中で育つ現代の子どもたちは、あらゆる大人との関わり合いが希薄になり、自然と社会ルールを学ぶという機会さえありません。そんな中、全国的にも大きな問題となっているのが、保育士や教員の不足です。

そこで小さな質問1点目、本市の保育士や教員の人員不足や待遇についてお尋ねいたします。

- 福祉部長（岩井 智君） まず福祉部から、保育士の状況についてお答えします。

令和5年4月1日時点において、市内には公立保育所1園、私立保育所19園、認定こども園4園があり、1,968人の児童が入所、561人の保育士が日々保育業務に従事をしております。

保育士の配置は国の配置基準に基づき、各保育施設等の定員及び年齢別定員に応じて配置されています。坂元議員御質問のとおり、全国的な保育士の人材不足は本市も同様であり、保育士や看護師などの確保に苦慮されている施設もあります。

このような状況を受け、国は保育士不足解消のため、保育士の待遇改善の対策を打ち出しています。例えば、令和4年2月から開始されました保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業では、保育所等で働く職員の収入を3%程度引き上げることとし、令和5年度においても、処遇改善等加算Ⅲとして公定価格に組み込まれ、継続的な賃上げの仕組みが整備されました。

保育士等の業務負担軽減の面でも、保育補助者雇上強化事業や清掃業務及び遊具の消毒など、保育に係る周辺業務を担う職員を配置する保育体制強化事業などが創設され、本市としても、これらの国の事業の周知、利用推進に努めております。

○教育部長（豊住 章君） 教員配置の状況についてお答えします。

まず、教職員定数は、学級担任等の基礎定数に少人数指導や専科指導、いじめ不登校等の対応等の加配定数で構成されています。また、加配定数については、熊本県が独自に行っている特別支援教育等の加配があります。

本年度の教員配置については、学級担任等の教員において、現在、不知火中学校の国語の1人が未配置の状況です。また、加配定数に関する教員配置については、小川中学校の加配が1人、不知火小学校の加配が1人、当尾小学校の加配1人が未配置となっています。

このほかに、小川中学校の休職者の代替臨時的任用職員、通称、臨採職員が見つからない状況です。

また、今後、産前産後休暇、育休等を予定している教員が、小学校で3人、中学校で2人、事務職員で1人見込まれますが、代替の臨採職員について、県からは見つけにくい状況と聞いております。

未配置がある学校においては、学校長をはじめ、それぞれの教員が協力し合いながら、学校現場の教育活動に取り組んでいるところです。教育委員会としましても、各学校や県と協力しながら、人材発掘の情報収集などに努めているところです。

○1番（坂元大介君） 保育士は、保育士資格を持つ人が全国で約120万人もいる一方で、実際に保育所等で勤務している方は40万人程度しかおらず、それだけ待遇改善が望まれている職種でもあります。このままでは子どもの発育発達の基盤、ブレ・ゴールデンエイジである幼少期がおざなりになってしまい、将来、宇城市を、

また日本を支える人材の創出は見込めません。本当に大切なときを過ごす保育園や幼稚園などへの寄り添った支援を、是非行っていただきたいです。先ほど福祉部長の方からありました業務負担軽減の国からの事業、この辺も是非、保育所等に周知また利用促進していただきたいと思います。教員についても同様に、教育の多様化に伴って業務も膨らみ、教員の働き方改革は進んでいないように見えます。それが、教員不足という形でマスメディアに取り上げられています。

そこで、再質問です。教員の働き方改革が推進されていますが、教員の勤務状況などに変化はあるのかお尋ねいたします。

○**教育部長（豊住 章君）** 本市の教員の時間外勤務の状況について、ひと月に45時間以上の超過勤務者と、そのうち80時間以上の超過勤務者を延べ人数でお答えします。参考までに、各年度の5月1日現在の非常勤講師を除く教員数も併せてお答えします。

直近の令和4年度の教員数は、小学校193人、中学校118人です。45時間以上の超過勤務者は延べ人数で、小学校724人、中学校476人、そのうち80時間以上の超過者は、小学校45人、中学校34人です。

次に、コロナ禍前の令和元年度の教員数は、小学校205人、中学校115人です。45時間以上の超過勤務者は、延べ人数で小学校1,030人、中学校642人、そのうち80時間以上の超過者は、小学校86人、中学校170人となっています。

令和4年度と令和元年度の実績比較では、45時間以上の超過勤務者、80時間以上の超過勤務者、共に減少しております。その要因の1つに、学校の働き方改革の推進が影響していると考えます。

一方で、新型コロナウイルスの5類移行などにより、今後、行事等が少しずつ再開されることが予想されます。各学校においては、行事の見直しや業務の標準化、ICTを活用した業務の軽減等、それぞれ工夫しながら教育活動に取り組んでいるところです。

教育委員会としましても、学校と連携しながら学校の働き方改革の推進に取り組んでまいります。

○**1番（坂元大介君）** 教育部長の答弁にもあったとおり、各教員の勤務時間というのは削減が進んでおります。しかし、文科省が定める学習指導要領のこれまでの流れを見ると、ずっと足し算で来ており、教員の守備範囲というのは広がっているばかりに感じ取れます。ICTを活用した教育についても、子どもたちのITインフラの差異や教員のITリテラシーの差異によって、進展がなかなか難しい現場の状況も耳にします。この辺のことについても、行政からの支援やアンケート、実際の現

場がどうなっているのか、そういった調査も是非行っていただきたいです。

それでは、小さな質問2点目、コミュニティ・スクールの進捗についてです。平成29年4月1日より施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律によって、コミュニティ・スクールという仕組みが推奨されています。そこで、本市の学校や児童生徒の地域との関わりや進捗状況についてお尋ねいたします。

○**教育部長（豊住 章君）** 近年、学校や地域が抱えている課題は、複雑かつ多岐にわたり、学校だけ、地域だけで解決することが難しくなっていると言われております。様々な課題を解決するだけではなく、子どもたちの学びをより充実させるためには、地域との連携が不可欠であり、地域と一体となって子どもたちを育む地域とともにある学校づくりが求められており、コミュニティ・スクールの制度が導入されました。

本市においては、令和4年度に学校運営協議会を設置し、法的な整備が整えられた国版のコミュニティ・スクールをスタートさせたところです。

学校運営協議会は、校長が推薦し、教育委員会から任命した委員の合議によって、その意思を決定する組織体となります。学校の目標やビジョン、課題を共有した上で合議体を形成し、学校運営に参画します。

コミュニティ・スクール制度の効果として、学校からの意見としては、1つに、学校運営協議会委員の方に、普段、職員が気が付かない視点で意見を述べていただき、その内容を職員に周知し指導や励ましなどに活かすことができた。1つに、様々な立場からの学校に対する助言や要望等を聴取でき、学校運営の参考となった。1つに、地域での子どもの様子や危険箇所等の安全面や地域の活動、人材等地域の情報を得ることができた、などの意見や感想をいただいております。

○**1番（坂元大介君）** それでは、コミュニティ・スクールと関連する地域学校協働活動との連携や取組事例はどのようなものがあるのか、再質問いたします。

○**教育部長（豊住 章君）** コミュニティ・スクールと両輪で行っていく地域学校協働活動については、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えながら、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを目的として、推進員が地域と学校をつなぐパイプ役として取り組む学校支援活動になります。

地域学校協働活動と連携した活動については、コロナ禍で中止していた活動も多かったのですが、少しずつ再開されているところです。

事例としましては、まるとりボランティア、児童生徒の登下校の見守り隊、米作り体験などがあり、教師の負担軽減や活動の活性化に寄与しています。

学校独自の取組の事例として、豊野小中学校では地域の方と協力し、ひまわり園

プロジェクトとして、ひまわりの栽培、ひまわり園の構想、新キャラクターやまちのプロモーションビデオ、イメージソング等の制作を行うなどの活動が行われています。

また、不知火小学校では、中止していたふるさとの部屋を再開し、70人以上の地域の方を講師として迎え、子どもたちの体験教室、三味線、押し花、絵手紙、クラフト籠づくり、マンドリン、eスポーツ、各種講座などが行われています。

今後も、学校、児童生徒、家庭、地域、行政の5者が連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

○1番（坂元大介君） 教育部長の答弁のとおり、素晴らしい活動が多岐にわたり、各校区において子どもたちの楽しい姿が目に見えます。私が暮らす豊福校区でも、推進員の方の努力によって本日も校区内の事業者を呼んで、子どもたちとの触れ合いの機会があると伺っております。このように学校だけでは、地域だけでは、また親だけでは行き届かない部分に対して、協力し合える体制を是非継続して行ってほしいと願っております。

それでは、小さな質問3点目、中学校部活動地域移行の進捗についてです。教員の働き方改革の一環として、部活動の地域移行があります。中学校部活動の地域移行によって、部活動がなくなると心配する声をよく聞くようになりました。噂が噂を呼び、正しい情報が何なのかさえ分からず、不安ばかりが先行しています。そこで、地域移行の基本的な情報と本市の取組の進捗状況を教えてください。

○教育部長（豊住 章君） 中学校部活動の地域移行の大きな目的は、少子化が進行する状況において、将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することにあります。また、生徒や保護者のニーズの多様化、指導を担う教師等の負担感等の課題に対応することも必要です。

そのためには、学校と地域との連携・協働が不可欠であり、部活動の改革推進や体制整備が重要となります。

このような中、関連するガイドラインを国が策定し、県教育委員会は、本年4月に、熊本県公立中学校における休日の運動部活動の地域移行推進計画を策定しています。

この推進計画においては、平日の運動部活動を学校が、休日の活動を地域に移行することが推進され、令和5年度から令和7年度までを推進期間としています。

また、平日は学校での活動を基本としている理由は、部活動が学校教育の一環となる点にあり、学校環境における生徒の多様な学びの場として、その教育的意義が高い活動と計画に示されているからです。

これらを踏まえて、本市においては、現在、市内全体の学校部活動の状況把握や

今後の推移、地域スポーツクラブ等の活動種目や加入状況など、基本情報の集約、分析等を進めているところです。

今後は、学校や生徒、保護者、受け皿となるスポーツ団体等のニーズ調査を段階的に進めていく予定としています。

まずは、本年9月中に各学校の教員に対し、部活動の現状や地域移行に関するアンケート調査を実施します。

- 1番（坂元大介君） 令和5年度から令和7年度を地域移行の推進期間とし、まずはアンケートを行っていくとのことでした。それも平日の活動は学校が担い、休日の活動を地域に移行されていくということです。ある学校では、現存している部活動への入部が断られるという事案が発生しており、保護者の方が混乱されていました。とにかく正しい情報の周知を是非お願いいたします。

では、小さな質問4点目、今後の対策についてです。中学校部活動の地域移行については、慎重な推進が必要です。それは、子どもたちにとっても、とても重要で、デリケートな問題であるからです。では、本市の今後の進め方についてどのように考えているのかお尋ねいたします。教育長お願いします。

- 教育長（平岡和徳君） 今後の進め方としましては、教育委員会や学校、保護者、部活動指導者等から、きちんとした情報や意見等を収集しまして、多様化するニーズ、教職員の働き方改革、地域移行に伴う効果や様々な課題等を整理するとともに、地域移行の必要性や部活動の今後の基本方針などについて、内部組織で分析・研究をしっかりと進めていきたいと考えています。

併せまして、地域スポーツクラブ等の関係団体の意見等を交えながら、できる限り早い時期に、運動部活動と文化部活動の検討委員会を設置しまして、地域移行のめどとなる時期をお示しするとともに、地域や学校の実情に応じた、しかし、あくまでも子どもたちファースト、生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動を実現できる、その体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

- 1番（坂元大介君） 今回の地域移行の方針が打ち出されてから、様々な情報がひとり歩きをし、子どもたちやその保護者は大きな不安を抱えています。まずは正確な情報を定期的に発信していただきたいことと、検討委員会の早期設置を是非お願いいたします。とにかく今回の答弁でありましたとおり、アンケートのまず実施を進めていくと。その後に検討委員会の設置を行うということをお伺いしましたので、とにかく前に進んでいることが、目に見える形を今後も示していただきたいと思えます。

それでは、大きな質問4点目、本市の経済発展について。TSMC進出に沸く熊本県において、関連企業の誘致は、今後数年間の大きな取組になることは間違いあ

りません。そこで、小さな質問1点目、現在の企業誘致の状況、また、企業進出するまでにはどのようなプロセスがあるのかお尋ねいたします。

○市長政策部長（元田智士君） まず初めに、企業誘致の状況については、先の豊田議員への答弁で申し上げたとおり、直近では件数、設備投資金額ともにコロナ前を上回る実績で推移しております。

次に、企業が進出するまでのプロセスにつきましては、大きく分けて3つの段階がございます。

まず、1点目は、工場の新設や増設を計画している企業の掘り起こしです。企業側から進出希望の連絡や問合せがあることはまれですので、通常は、熊本県東京事務所や大阪事務所、そして金融機関等とも連携し、数ある企業の中から投資可能性のある企業を探し出すための情報収集に努めております。

2点目は、宇城市の立地環境のPRです。プレゼンテーションの機会をいただける企業を訪問いたしまして、宇城市のアクセスの良さや人材確保の容易さ、充実した補助制度などを説明し、市への進出を強く呼び掛けてまいります。この段階では、企業が望む用地を確保できるかも大変重要になってまいります。

3点目は、工場設置に向けた各種手続きの支援です。工場建設時には各種法令に基づく許可や届出等が必要となるため、個別ケースに応じて庁内関係課をはじめ、県等とも連携し、進出が円滑に進むように支援を行います。

企業の投資情報は、非常にデリケートなものですので、これらの活動はなかなか事前に公表することができませんが、進出が決定した際には、市政に活気をもたらす明るい話として、積極的に公表してまいりたいと考えております。

引き続き、こうした取組を通じ、本市の経済発展に貢献できるよう企業誘致を進めてまいります。

○1番（坂元大介君） 好調で推移する企業誘致は、宇城市経済の下支えだけでなく、雇用においても本市が受け取る恩恵はとても大きいです。特に、立地環境のPRについては、より力を入れて是非取り組んでいただきたいと思います。さて、宇城市にはおいしく、さらには高品質の農畜産物という食の資産が豊富にあります。しかしながら、資材経費の高騰または燃料の高騰がありながらも、販売価格には転嫁することが困難で、現在も苦戦が強いられている農畜産業者はたくさんあると耳にします。そんな食にまつわる経済の発展には、人口減少さらには高齢化が進む日本では見通しが非常に悪いです。これからは、人口ボーナスが続く海外へも目を向けなくてはなりません。

そこで、小さな質問2点目、本市の農畜産物の輸出状況についてお尋ねいたします。

○**経済部長（浦田敬介君）** 農畜産物の輸出に関する数値は、法人はもとより個人での輸出も少なからずあり、加えて市場や仲卸業者が購入後輸出している事例もありますので、全容把握が困難となっています。

野菜、果樹については、JA熊本うきの輸出額にて御説明いたします。なお、JA熊本うきの取扱いは、宇土市、美里町及び熊本市南区富合町・城南町も含んでおりますことをあらかじめ御了承願います。

主な輸出品目は、トマト、メロン、落葉果樹です。シンガポール、香港、マカオに対して輸出しています。

昨年度の出荷量と金額は、塩トマト450キロで77万円、メロンは、アンデス、オレンジハート、クインシー、肥後グリーン、アールス等の合計で23,643キロ、1,865万円、中でもクインシーが7割を占めております。落葉果樹は、シャインマスカット、イチジク、大秋柿で172キロ、55万円です。合計出荷量2万4,265キロ、輸出額1,997万円となっております。

畜産物についても、全体は把握できておりませんが、株式会社熊本中央食肉センターが、台湾、シンガポールなどの高水準の衛生管理工程を求める国への輸出にも対応できるよう、令和3年度に国の補助事業を利用し、工場の改修を行いました。同社の事業実施状況報告書から確認しますと、輸出実績が、翌令和4年度には中東諸国に65.8トン、2億6,000万円余り、東南アジア諸国に26.2トン、約1億500万円と増加しております。特に、イスラム教徒のために処理を施した和牛のニーズが大きく、当初2,500万円程度の出荷計画が、実績で3億7,000万円と15倍の達成率となり、今後も積極的に輸出を拡大していかれる予定と聞いております。

○**1番（坂元大介君）** 8月24日の熊日新聞朝刊に、シャインマスカットのタイ向けの出荷が始まるという記事がありました。今期は、240キロのシャインマスカットがタイの首都バンコクで販売され、きっと喜ばれたことだと思います。そして、海外での和牛の評価は高く、需要も高いと耳にします。子牛価格や飼料の価格高騰により牛舎を閉じる畜産業者が増える中で、活路は絶対に海外だと思っています。農畜産物豊富な宇城市だからこそ、海外進出にも体重を乗せるべきだと思います。

再質問になりますが、現在、首都圏で物産フェアを開催していますが、それを海外で実施することはできないのでしょうか。

○**経済部長（浦田敬介君）** 現在、地域に拠点を置き、地域の特産品や観光資源を活用した商品の域外への販売を主たる事業とする、いわゆる地域商社事業に本市は取り組んでおりますので、その中で、首都圏や福岡市等で物産フェアを開催しております。これは、農産品など地域に眠る産品の販路を生産者に代わって新たに開拓する

ことで、従来以上の収益を引き出し、そこで得られた知見や収益を生産者に還元するために行っているものです。

この物産フェアを海外で開催するためには、青果物の生産選果施設の認証及び選果梱包の衛生管理にかかる証明書を取得しなければなりません。既に本市第3セクターのアグリパーク豊野が、県内第1号として認証を受け、若干ですが輸出を始めておりますので、このような事業所とも協議を重ね、海外での開催が実現できればと考えるところでございます。

- 1番（坂元大介君） 農畜産物の海外輸出は、物量や貿易法に基づく検査の通過など、単体での取組が非常に難しいだけに、行政の関わりが必要だと思います。活路は間違いなくありますので、是非推進していただきたいと考えます。

それでは、小さな質問3点目、現在の本市の経済状況について。コロナ禍もあり本市の経済状況はどうなっているのか。また、経済発展のための次なる一手として、県営スポーツ施設の誘致によるスポーツビジネスの展開は考えていないのか、お尋ねいたします。

- 市長（守田憲史君） 先ほど、園田議員にもお答えしましたとおり、総合的スポーツ公園の建設については莫大な予算となります。議会と共に慎重に議論してまいりたいと考えます。

また、遊水池の整備による大野川の内水対策につきましては、県による堤防整備、橋りょう架け替え、河道掘削事業が進められており、市では排水ポンプの整備を進めているところですので、事業の有効性や費用対効果など、研究が必要と考えています。

- 1番（坂元大介君） 現在、全国的にアリーナの建設や遊水地活用としての治水対策を兼ねた多目的公園の建設が進んでいます。これまで遅れを取っていた日本のスポーツ産業も、15兆円を目指せるころまで来しました。それでも、アメリカなどと比較すると伸び率は非常に低いです。しかし、先の園田議員の一般質問でもありましたとおり、日本のスポーツは海外でも大活躍を果たし、それだけ先の明るい産業であることも間違いありません。熊本県の中央に位置し、鉄道や高速道路といった交通の便も兼ね備えた宇城市だからこそ、勝機は十分にあると思います。是非、夢ある事業にも取り組んでいただきたいと思います。

最後になりますが、8月30日の熊日朝刊に大きく「宇城市小中学校給食費無料化スタート」の文字がありました。また、今月9月号の宇城市広報ウキカラの中でも、「みんなで育むこどもまんなかのまち・宇城へ」の特集が11ページにわたって掲載されておりました。こういった子どもの事業については、市民にとっても誇らしい取組で、多くの方が喜ばれると思います。是非、今後も継続してPRを行い、

より良いまちづくりをお願いし、私の一般質問を終わります。

○議長（溝見友一君） これで、坂元大介君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後1時54分

第 3 号

9月6日 (水)

令和5年第3回宇城市議会定例会（第3号）

令和5年9月6日（水）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

1番 坂元大介君	2番 四海公貴君
3番 村上真由子君	4番 河野真理君
5番 吉良邦夫君	6番 田中美君君
7番 嘉古田茂己君	8番 原田祐作君
9番 永木誠君	10番 山森悦嗣君
11番 三角隆史君	12番 坂下勳君
13番 高橋佳大君	15番 溝見友一君
16番 園田幸雄君	17番 福田良二君
18番 河野正明君	19番 入江学君
20番 豊田紀代美君	21番 中山弘幸君
22番 石川洋一君	

4 欠席議員（1人）

14番 高本敬義君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植野修君 書記 河村聡美君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	副市長 浅井正文君
教育長 平岡和徳君	総務部長 天川竜治君
市長政策部長 元田智士君	市民部長 黒崎達也君
福祉部長 岩井智君	保健衛生部長 井住寿宏君

經濟部長	浦田敬介君	土木部長	平木恵一君
教育部長	豊住章君	総務部次長	舩井貴男君
市長政策部次長	坂本優子君	市民部次長	岩竹泰治君
福祉部次長	平松洋介君	保健衛生部次長	田嶋真君
經濟部次長	中川裕二君	土木部次長	星津章博君
教育部次長	米田年宏君	三角支所長	佐藤幹雄君
不知火支所長	木下秀典君	小川支所長	竹口則和君
豊野支所長	赤星徹君	上下水道局長	福田真治君
会計管理者	西村光代君	監査委員事務局長	井上まゆみ君
農業委員会事務局長	園田弥生君	財政課長	田尻勇樹君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（溝見友一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、8番、原田祐作君の発言を許します。

○8番（原田祐作君） 皆さん、おはようございます。議席番号8番、会派宇城市民の会、原田です。本年の5月16日から30日にかけて、世界遺産の三角西港浦島屋におきまして、また6月20日から25日までは、不知火美術館におきまして、オランダ人画家のジョン・ニランド氏による絵画の制作と絵画の展示が行われました。ニランド氏の作風は、第二次大戦後の西ヨーロッパで起こった前衛芸術運動であるコブラ運動に強く影響を受けたもので、一見すると何を書いているのか分からないような、そんな絵というふうに印象を受けますが、ニランド氏によると自身が見たり、聞いたり、感じたことを自由に、または1つのキャンバスに幾重にも塗り重ね、時にはほかの分野の方とコラボレーションをしながらつくり上げていく、そんな作品であるというようなことを言っておられました。また、ニランド氏の熊本の来訪に合わせ、オランダ大使館よりもテオ・ペータス全権公使も熊本に来訪されました。蒲島知事、守田市長にも表敬訪問され、蒲島知事とは通訳を介さずに、直接英語で活発な意見交換をされたというふうなことをお聞きしております。宇城市におきましては、世界的な展開を目指される松合食品や、また歴史的な文化を残す松合の白壁土蔵群などを見学され、また三角西港のオランダとの歴史的な深い関わりには、ものすごく深い感銘を受けられた御様子で、宇城市を大変気に入って帰っていかれたと、このように私は感じております。また、6月23日には、オランダより半導体視察団も熊本大学を訪れております。熊日新聞にも「熊本に吹くオランダの風」ということで、3回の連載をしていただきました。今回のこのジョン・ニランド氏の宇城市での活動をきっかけに、文化面はもとより、様々な分野においてオランダとの交流が続いていくことを願っております。さて本日は、ジョン・ニランド氏も大変興味を持っておられました、次回の来日のときには是非現場を見せてもらいたいと、このように希望され帰っていかれましたが、その福祉の分野について質問を行います。事前に質問の順番の入替えをさせていただきます。大きな1つ目、子育て支援についての部分で、小問の（2）と（3）の順番を入れ替え、小問の（3）番の方を先に質問に入らせていただきます。

では、子育て支援について、小問の1つ目、子育て環境について。子どもを産み

育てる環境整備について、どのような点を重点課題として取り組まれているのでしょうか。また、保護者が抱える悩み・不安、その情報収集はどのような形で行われているのか。また、解決するための手順はどのようになっているのかをお聞きします。

○福祉部長（岩井 智君） 全国的な少子化と小家族化の中で、本市においても出生数は減少傾向となっております。このような少子化の進行に歯止めをかけるためには、若い世代が安心して子どもを産み育てられる環境の整備に、地域・社会全体で取り組むことが極めて重要であるというふうに考えております。

本市では、その環境の整備のために、令和2年を初年度とし、令和6年を目標年度とする、宇城市次世代育成行動支援計画に記載されている中の4つの項目を重点事項として捉え、取組を行っております。

1点目は、安心して妊娠・出産できる環境整備です。これについては、市保健福祉センターや母子保健推進員協議会などとの連携により、伴走型訪問支援など妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援を行っております。

2点目としましては、子育て家庭に対する相談・情報提供の充実です。これについては、こどもセンターを中心とした相談機能の集約化と、母子手帳補完アプリ等を活用したタイムリーな情報提供などを行っております。

3点目は、安心して預けられる環境整備です。これについては、短期支援事業や保育施設等と連携し、一時預かり事業や病児保育事業など、多様な保育ニーズへ対応した事業を実施しております。

最後の4点目ですけれども、経済的支援です。国の支援制度である児童手当などや保育施設における副食費扶助及び学校給食費無料化などの市独自の支援を実施しております。

これらを含めた子育て支援についての総合的な進捗管理は、子育て関係団体の代表者や学識経験者などで構成される宇城市子ども・子育て会議において意見を聴取し、保護者のニーズ等を議論評価した上で、次の施策へと引き継いでいく流れとなっています。

また、現在、令和7年度から令和11年度までを期間とする次期の次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画、いわゆるすこやか宇城っ子プランですけれども、この策定のための子育てに関するアンケート調査の準備中ではございますが、この調査結果を集計・分析した中で、子育て家庭の実態と支援のニーズなどを十分に把握し、子どもとその保護者に適切な子育て環境が等しく確保され、子育てへの負担が少しでも軽減されるよう関係機関と十分な連携を確保しつつ、次期計画への反映に努めてまいります。

さらには、年内に方向性が示される予定ですが、国のこども大綱の支援内容につきましては、こどもセンターを中心として関係機関と連携し、その支援内容を精査しながら事業の進捗を行っていきたくと考えております。

○8番（原田祐作君）　ただいまこのすこやか宇城っ子プランですね、宇城市次世代育成支援行動計画に基づいて御説明いただきました。まさに、今お話された部分、48ページから53ページぐらいまでの部分を御説明していただきました。一つ一つ詳細に、この分野だけにかかわらず、この計画書には詳細に具体的な目標値も挙げて計画がなされております。一つ一つ検証をしていくという作業も非常に大切なと思いますが、一般質問の場ではなかなかそれも厳しいので、今お話の中にもありました、こういったものを総合的に評価する機関に子ども・子育て会議があると、その中でやりますよというような御説明がありましたが、では、その子ども・子育て会議の開催状況、またその中での議論の過程、こういったものについてなかなかインターネットで見ても以前の分しか掲載がされておられませんので、近年は開催がされているのか。必要でないということであれば必要でないということでもいいのですが、その開催状況とまた検証結果の情報公開について、どのような形で行われるのかを質問いたします。

○福祉部長（岩井 智君）　子ども・子育て会議は、原則年に2回開催しております、先ほど答弁しましたとおり、令和7年度から令和11年度までが次期の計画期間なのですけれども、その前年には年4回の開催をこれまでもしておりますし、次年度も開催予定をしております。

しかしながら令和2年度及び令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、書面での開催をさせていただきました。令和2年度におきましては1回の開催、令和3年度におきましては1回の開催と書面での開催ということになります。

この会議の議論の内容についての公表なのですけれども、市ホームページには、近年の会議に関する記事を掲載はできておりません。今後は会議終了後、速やかな記事掲載に努めていきたいと考えております。

○8番（原田祐作君）　やはりこの計画というのは、市のお金を使って策定された意味のあるものであると思います。ただ計画をつくっただけでは全く意味がない。それを検証して、さらに次につなげていくような作業こそが大事だと思っています。そういった機関を、せつかく子ども・子育て会議という形で作っていらっしゃるの、コロナだからしょうがないという部分もあるかもしれませんが、逆にコロナだからこそ、いろんな課題があったのではないかなという印象も受けております。ですので、できればその辺で活発に議論をやっていただいて、その情報公開もできれ

ばやっていただくと、私たちも様々な検証、また様々な市民の皆さんの声を聞くことのそんな役割が果たせるのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。すみません、先ほど順番を変えさせていただきました。（3）の児童館についての方を先にやります。第2期のすこやか宇城っ子プランですね、これによりますと、63ページ、第3章の部分で次世代育成支援施設の展開というところで、本市の今後の取組ということで、宇城市立児童館の新設と書いてあります。児童館は、児童福祉法第40条による児童福祉施設です。屋内型の児童厚生施設であり、子どもに健全な遊びを提供し、その心身の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としています。「既存施設を改修利用し、乳幼児から高校生までの子どもたちが遊びや学びの場として過ごせる居場所づくりに取り組みます」と、このように明記をしてあります。大切な大切な宇城市の行動計画の中で立てられた1文ですが、先の定例会におきまして、この児童館を廃止するという条例が可決をされました。もともとこの宇城市には児童館がありましたけれども、保育型ということで、非常に限られた運用をしていたというふうに私は認識をしています。

そこで、本市は、児童館というものをどのようなものと捉えていらっしゃるのか。また、なぜこの計画書の中にここまではっきりと明確に記されたのか、その役割が必要だと認識をされていたというふうに思います。またこれが、条例が削除された、条例がなくなってしまったその議論の経緯ですね、計画に載っているものがどういった経過を経て変更されていくのか、その辺の経緯、議論の過程についてお尋ねをいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 合併当初、市には曲野児童館、竹崎児童館、萩尾児童館及び豊野町児童館の4つの児童館がございました。そのうち、松橋町の曲野児童館、竹崎児童館、萩尾児童館については、保育所機能を備えた保育型の児童館として運営しておりましたが、公立保育所の民営化計画により令和2年度末をもって閉館しました。

豊野町児童館につきましては、児童福祉法第40条の規定に基づいた施設として設置しておりましたが、実態としては、長きにわたり学童保育施設としての利用となっておりました。また、施設は築後43年が経過し、老朽化が著しいこと、また熊本地震が構造躯体にダメージを与えている可能性が高いことから、学童保育所を新築移転したことに伴い、条例規程上の設置児童館が存在しなくなることから、令和5年第2回定例会に宇城市立児童館条例の廃止についてを提案し、議決いただいたところです。

なお、令和2年3月に策定しました第2期すこやか宇城っ子プランには、今後の

取組として、宇城市立児童館（仮称）の新設があります。計画書の策定にあたり、就学前児童及び小学生の保護者を対象に実施した子ども・子育てに関するアンケート調査の結果を参考にして、計画書の中に入れ込んだものでございます。支援施策を展開していく中で、不知火支所内のスペースを有効活用し、子育て支援機能を集約した真に児童福祉法上の児童館機能をもつ施設を整備し、周辺の社会教育施設と連携した事業を展開していくことが、今後の子どもや子育て世帯にとって極めて有益であるとの考えから、本年4月から稼働しているこどもセンターの設置となったところです。

次世代育成支援行動計画にある宇城市立児童館（仮称）の設置という結果にはなりませんでしたが、こどもセンターが中心となり、周辺の社会教育施設との連携によって、児童福祉法第40条に規定される児童館の機能は補えるものというふうに考えております。

- 8番（原田祐作君） こどもセンターの機能については、次の質問でまた議論するとしまして、今の児童館についての質問なのですが、児童館というものをこの宇城市の方々に広く私がお話をする範囲では、やはり保育園と同等というふうに受け取られている方が、非常に多いような印象を受けます。これはこれで、一定の役割はあったと思います。やはり安い金額で認可を受けた保育園よりも、割と自由に利用ができたという点では非常に良かった。ただし、保育型というふうな規定をするあまり、そこに宇城市は保育士をずっと配置をしてきました。本来、児童館には保育士の配置というのは義務的には縛りはありません。もっと児童厚生員を配置すればいいと、このようなことになっております。そういった意味では、保育士を配置したということは、より手厚くそこに手を当ててきたという判断はできますが、ただ運用としては保育園でした。だから、私はこの計画書を見たときに、児童館を新設すると言われたので、本来の形の児童館は今全国で厚生労働省の発表によると、令和3年10月現在で4,347か所児童館があるそうです。そのうち公営が2,300か所、民営が1,900か所ということで、ただこれは、民間は若干増加傾向で、公営は若干減少傾向という傾向はあります。そして全体的にも若干減少傾向という形ではありますが、まだ、公立がその役を担わなければならないというふうに考えている自治体が多いと、こういうところが、この数字から見えるのではないかなというふうに判断をしております。せっかく計画に載ったものを、やはり計画からなくしてしまう。それをただ保育型の児童館がなくなりましたから、条例が要りませんでしたという議論では、私はちょっと納得がいかないと思います。改めて、こういった計画にあるものをなくすときの手順ですね、どのような協議が行われているのか、お答えができれば詳しくお聞きしたいと思います。

○福祉部長（岩井 智君） 児童館の廃止に至った経緯について、子ども・子育て会議での議論の点を中心にお話をさせていただきます。

子ども・子育て会議時におけるこどもセンターの議題、先ほど御答弁しましたけれども、宇城市立児童館（仮称）の設置計画書に記載してあるそれに伴い、児童館の役割を果たす施設ですね、これの議題については、令和3年度第1回子ども・子育て会議から令和4年度まで計4回、実施事業や改修工事の内容の説明及び協議を行ってきました。

その中で、次世代育成支援行動計画にある、当然、市立児童館（仮称）という名称にも触れ、こどもセンターが計画策定時のアンケート調査や子ども・子育て会議の意見を踏まえた上で、児童館的な役割を担うということを説明しております。会議の委員の皆様方には、こどもセンターとその周辺施設を一体的に捉えることで、児童館機能を有する施設という理解をいただいたものと認識しております。

○8番（原田祐作君） 分かりました。では、先ほどから出ております、このような施策について議論検討する子ども・子育て会議の中で議論を行い、その上で決定したというようなこととして理解をいたします。

それでは、次の質問に移ります。順番を入れ替えましたので、小さな（2）番になります。こどもセンターについて質問をいたします。こどもセンター、非常に多くの機能を持った、子どもに関することは一元的に全てそこで問題が解決するようなセンター、場所を私はイメージしております。まさに熊本市の子ども文化会館ですね、ああいったものをイメージしながら話をしているのですけれども、満を持してと言いますか、ようやくこういう施設ができてよかったなと思っているのですが、では、そのこどもセンターについて、宇城市としてはどのような役割、どういったものを期待されているのかという点についてお聞きいたします。

○福祉部長（岩井 智君） こどもセンターの実施事業と、その期待する役割についてお答えします。

こどもセンターは、子ども子育てに関する総合的な拠点施設として、本年4月に御承知のとおり開所されました。組織としましては、子育て包括支援係と少子化対策係、ファミリーサポートセンター、子育てひろばを置き、連携して子育て支援を行っております。

具体的な事業は、子育て包括支援係で子育て世代包括支援センター事業として、保健福祉センターや母子保健推進員協議会と協力し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援などを実施しております。また、子ども家庭総合支援拠点事業としてこども相談室を設け、児童相談に対し、助言・指導・情報提供などの支援を行っているほか、要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会を設置して、児童

虐待の予防及び早期対応などを行っています。

さらに、里親啓発活動、乳幼児全戸訪問や産後ホームヘルパー派遣による養育への支援やサービス提供、親育ちプログラムによる育児不安への支援を行っております。保護者が病気や事故等の理由により一時的に家庭での児童の養育ができなくなった場合に、児童福祉施設等において生活指導や食事の提供を行う子育て短期支援事業や教育・保育等の地域子育て支援の中から、適切なものを円滑に利用できるような支援する利用者支援事業も行っております。

地域子育て支援拠点事業、子育てひろばにおいては、委託を含め7か所の地域子育て支援センターで、子育て親子の交流の場の提供と育児相談・情報提供等を行っており、児童福祉法上の児童館の役割の一部も担っていると認識しております。

ファミリーサポートセンターでは、子育て援助を受けたい利用会員と子育て援助を行いたい援助会員が会員登録を行い、育児について助け合う相互援助組織で、保護者の仕事と育児の両立を支援しております。

また、少子化対策係におきましては、母子手帳補完アプリ「U k i星」を活用した子育て情報提供、結婚を希望する方の出会いの場創出事業を実施する団体に対して補助を行う結婚チャレンジ事業や、本市に住む新婚世帯の新生活に対し経済的援助を行う結婚新生活支援事業を行い、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを産み育てることができる環境整備の充実のために力を入れております。

これら子育て支援策を粘り強く継続させながら、子育て世帯のニーズに合わせて柔軟に対応していくことが、こどもセンターに期待される役割であると考えております。

さらには、福祉分野に加え、保健医療や産業労働、教育など多くの関係部署や子育て関係団体などとの連携により、若い世代が安心して子どもを産み育てることができる拠点施設としての司令塔機能も、今後期待される役割ではないかと捉えております。

- 8番（原田祐作君） 非常にその全てが十分発揮されれば、まさに、私がイメージするようなこどもセンターになるのかなというふうには思っております。ただ1点、その中では「児童館の機能の一部」という発言をされましたけども、まさにそのとおりで、児童館というのは、乳幼児とか小さい子どもたちだけではないんですよね。子どもと言っていいか分からないけれども、18歳以下の子どもたちが集まって、異年齢で様々な活動をしていく。役割としては体力の増進とか、そういった役割をやっていく。そんな機能があるというふうにならぬ児童館連絡協議会、そのような場所では規定をされております。そしてまた全国的にも、やはり学校に行けない子、行きづらい子、そういった子たちの居場所づくりの場にもなっていると。小さい子

たちが遊んでいる児童館に高校生、中学生のお兄ちゃん、お姉ちゃんが行って、そこで子どもたちと様々な地域活動をすることによって、その子どもたちが自己肯定感を取り戻して、また学校に復帰していくと、このような循環が都市部ではあると。直接、東京都で児童館を運営する方からもお話を聞いております。児童館というのは、こんなところだと思います。やはり自由に子どもが行ける、また今の保育は、保育に欠ける要件がなければ保育所に入所できません。ところが児童館は、子どもと一緒に過ごしたいという保護者のニーズがあれば、お弁当を持って一緒に子どもたちと遊びができる。そういう場であると、このように考えております。また、全国的な平均によると、児童館の開館時間というのは、大体おおむね9時台から18時台なんですけども、年間300日ぐらい開けていると。だから本当に門戸を開けて、いつでも子どもたちに来てと、不安のある親御さん来てと、そういう場なんですよね。果たして、そういう場をこの不知火支所の2階でつくれるのかというのが、1つ疑問なんです。また、この児童館には、様々な専門のスキルを持った方を配置しなければなりません。当然、小さい子どもたちが来ますので、保育士の資格も必要でしょう。また先ほど教育とも連携と言われました。まさに義務教育期間の子どもたちも来ますので、教職員の資格を持った人も必要であると思います。またその児童虐待、ネグレクト等を考えれば、栄養、生活支援、様々なその専門職の方たちが必要であると思いますし、また先ほど聞いた業務内容ですね、非常に多くの職員の配置が必要ではないかなと思います。また、それだけの価値がある施設であると、それだけの価値のある施設にしないといけないというふうに思いますけれども、その辺を踏まえて、ちょっとホームページでこどもセンターを検索しますと、なかなか何か分かりづらい。先ほど熊本市の子ども文化会館を言いましたけれども、検索すると非常に楽しい、様々な分野の支援とかも分かりやすい見え方になっています。ところが宇城市の場合は、まだ行政のホームページの中の1つ項目があっただけで、では、果たしてどんな支援が受けられるのかというのも、なかなか分かりづらい。一つ一つのその担当課に飛んでいって見ないといけないような状況にある。やはりこういった環境整備ですね、情報発信の環境整備もそう、またそこで実際担う業務についてもそう、様々な専門のスキルを持った方たちが必要だと思いますけども、そのような人員の配置について、特に宇城市は今まで公立保育園をどんどん閉めてきましたので、保育士として、専門職として、宇城市に採用された方が多くいらっしゃいます。こういった方たちの活躍の場にもなると思うし、その方たちも生き甲斐を持って働けると思うのですけれども、このような専門職の配置について、どのようになっているのかをお聞きします。

○福祉部長（岩井 智君） 原田議員から、市のホームページのこどもセンターの内容

が分かりづらいというような御質問がございました。その点と、現在のこどもセンターの職員の状況についてお答えをいたします。

市ホームページ上でこどもセンターの記事は限られたスペースの中で、先ほど答弁させていただきました事業の情報を文字で掲載をしております。このため、硬い印象を受けられる方もいらっしゃるかもしれません。

市民の方が気軽に相談できたり、立ち寄ったりできるように、今、不知火支所2階には、子どもが好みそうな、また子を持つ保護者の方が好みそうな飾りつけなどにより、また音楽を流しながら明るい雰囲気づくりを心掛けております。

さらに、来所の敷居を低くするため、今月の広報ウキカラにおいても11ページにわたるページを使って子育ての特集を組み、その中にこどもセンターを紹介するなど、PRも積極的に行っているところです。

それから、こどもセンターの現在の職員の配置体制ですけれども、保健師・看護師・保育士・社会福祉士などの専門職が配置されておりまして、センター長を含め、現在総計15人で運営をしております。

- 8番（原田祐作君） 保健師・看護師・保育士も配置をされているということですのでけれども、それぞれの方が、例えば保育士の方が何人いるのか分かりませんが、見た感じはそんなに多くの保育士の方をお見かけできなかったのですが、ではそういった方たちが、子どもたちが遊びに来たときに、その子どもたちと触れ合い、保育ですよ、専門的な養護と教育の場を提供できるような働き方がその保育士の方にはできるのか。保育士の資格を持っているけれども児童虐待であるとか、そういうどちらかというと厳しい場面の業務につくことが専門となっているのではないかと。これは看護師の方も、保健師の方もそうだと思います。自分の専門のスキルが十分に発揮できるような、当然、市役所の職員ですので、一般職をやらないといけないというのは十分承知はしておりますが、やはりその専門のスキルを発揮できるような労働環境ができれば、より良いものになるのではないかなと思います。より良いという言葉を使っても、まだ開所したばかりですので、どうなっていくのか分かりませんし、今評価することもできないというのは十分承知はしておりますが、より良い、今よりも良い施設になっていったらいいなという思いを込めてですね、期待を込めて質問をしております。やはり、建物も旧庁舎を使っておりますので、非常に硬いイメージ。それと申し訳ないですけども、天気の良い日もあったのかもしれませんが、暗いイメージ、入りづらいイメージが私にはありました。子どもが好みそうな飾りつけと言われますけれども、手づくりのプリントした色紙でつくったのをラミネートしたようなもので部屋名が書いてあったり、音楽も流れていましたけれども、もっといい音楽の流し方があるのではないかなというふうに思いま

す。満を持して新聞にも載せて、こどもセンターで売っているのですから、お金を掛ければいいということではありませんけど、もっと子どもたちが入りやすい、明るい、楽しそうな雰囲気、そして困った方が相談に行きやすい雰囲気、個別の部屋はどうなっているのかな、悩み事のある方たちがどういった動線で行っていくのか、そのときの話し声が漏れたりしないのか、様々な改善点があるのではないかなというようなことを私は体験をしてきました。非常に期待をしております。ずっと以前からこういう子どもたちのことを、まさに今授業のことでもありました。男女が出会う場面からサポートしていくような授業をやる。まさに子どもが生まれる前から、また18歳になるまでしっかりとケアできるような施設がやっと宇城市にできて、だったらもっと明るく、楽しい雰囲気の施設につくっていただいたいなと期待をしております。残念ながら、これは私個人の印象ですけれども、ちょっと入りづらかったなと、ちょっと暗かったなと、音楽もこれ何の音楽かなというような印象を受けましたので、是非わくわくするような、また行きたい、学校に行けなくてもあそこに行って子どもたちと活動したいとか、そんな雰囲気をつくっていただきたいなというふうに思っております。

では、4番目なんですけれども、質問に移ります。子育て支援施策について、一般的についてお伺いします。やはり先ほど男女が出会い、ここに住み、子どもを産みやすい、これは移住・定住の要素の1つであると思います。単純に福祉の分野だけの話ではない。ひょっとしたら、ほかの分野にもあたるかもしれませんけれども、一つ一つ問題をクリアされています。こどもセンターできました。では今から先、今の課題をやはりどうしても少子化傾向ですね、若い人たちが出て行く傾向がある。子どもを産んだけれども保育園に預ける場所がない、子ども2人を私1人で見ていたんだ、公園がない、遊ぶ場所がない、公園はできなくても近くに児童館があったらそこで遊べたのになという思いもあります。そういった様々な課題があると思うのですけれども、そういった課題を情報収集されて解決するために、どのようなことを考えられていらっしゃるのか。今後、将来に向けての展望ですね、そういったものについてお聞きしたいと思います。

○福祉部長（岩井 智君） 本市における最も大きな福祉課題は、国と同様に少子高齢化であると捉えています。少子高齢化が要因となり、将来的には社会保障費の増加へとつながることが見込まれ、地方都市では十分な福祉サービスが今後提供できなくなる可能性もございます。

昨今、福祉サービスのニーズは大きく増加していますが、生産年齢人口の減少により、障害福祉や介護サービスに従事する人材不足及び保育士、看護師、保健師等専門職の成り手不足も、少子高齢化が要因であるのではないかなと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、生活困窮世帯の増加や高齢者等の疾病・介護状態の重症化、福祉サービス事業所の負担増加など福祉サービスを取り巻く環境は、極めて厳しさを増している状況です。

さらには、地方都市においては、少子化による地域コミュニティ力の減少と若者減少による活力低下も懸念されています。

このような少子高齢化、特に少子化への対策として、国においても本年4月からこども家庭庁の設置及びこども基本法の施行により、こどもまんなか社会の実現に向けて、こども政策に強力に取り組んでいます。

本市におきましても、先ほど御答弁したとおり、本年4月から不知火支所内にこどもセンターを設置することにより、相談体制の集約による子育て支援機能の完全一本化、妊娠期から子育て期までの切れ目のない着実な伴走型支援、関係機関との連携による児童虐待案件の予防と早期対応、結婚新生活対象者への経済的支援などに、現在全力で取り組んでおります。

国は、将来的な子育て支援策となるこども大綱を、年内に策定・公表する予定であり、本市としましても、その内容に沿った子育て支援策を今後実施してまいります。

今後、特に注力していく子育て支援策としては、こどもセンターに隣接をします社会教育施設等との連携により、不知火支所周辺を子どもの居場所づくりの1つとして機能強化を目指すとともに、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援については、引き続き強化していく予定です。

なお、現在の少子化・人口減少の傾向を抑制できれば、経済活動の活性化や社会保障機能の安定化、労働環境や地域及び社会の担い手の増加など、市全体の活力あるまちづくりにつながるものと考えておりますので、将来への投資として、子育て支援施策に注力していくとともに、地域全体で子ども・子育てを支えていくという意識醸成の啓発に努めてまいります。

○8番（原田祐作君） まさに、こどもセンターのような子育て施設というのは、やはり社会の様々な分野と連携をしていかなければならないと私も思っております。小学校、中学校の学習教育施設であったり、または地域との関わり、こういうのも大事でしょう。当然、保健センター等のそういう福祉の施設、様々なところのリーダーというか、先ほどもちょっと言われましたけれども、そこを統括して指揮をするような、指揮と言ったらちょっと形が堅いですがけれども、そういったところとうまく連携をして、宇城市の子育てのフラッグシップとなるようなこどもセンターになっていけばいいなというようなことを考えております。やはり施設を造り、ハード面にお金を使うということは非常に大切だと思います。ただ一方で、それを使うソ

フトの面にも、特にこのこどもセンターとか福祉の分野がそういったところが大きいと思うんです。なので、そういった分にも、是非、非常に様々な予算で財政的にも苦しいところもあると思うのですが、しっかりと予算措置をしていただきまして、明るい宇城市の子どもたちの将来、また宇城市の未来につながるような環境をつくっていただきたいと思います。

それと、伴走型の支援という言葉がよく使われますけれども、妊婦さんも子どももまだ走れない人たちがいるので、支援は早くやらないといけないけれども、寄り添い方としては共に歩むと、そのようなゆっくりした雰囲気もつくっていければ、より安心した環境になるのではないかなと思います。

それでは、大きな2番目の質問に入ります。介護保険制度ということで質問に移っていきたいと思います。これは、特別に委員会で議論されている内容ですので、小さな数字までは、ここで議論するようなことはないというふうに思っているのですが、まずは現状ですね、もう第8期も終盤になりました。今の介護保険制度の現状のニーズやトレンド、そんなものが変化したりしているのか、またその利用状況等について概要をお聞かせ願いたいと思います。

○福祉部長（岩井 智君） 介護保険制度の現状についてお答えします。

高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加や介護期間の長期化など、介護ニーズは増大している一方、核家族化の進行や介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化してきたことから、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成12年に介護保険法が施行され、介護保険制度がスタートしました。

その後は、予防重視型システムへの転換や高齢者の自立支援、地域共生社会の実現など、高齢者を取り巻く環境変化や被保険者やその家族が望まれるニーズに対応するため、これまで6回の制度改正を経て、現在の制度が確立されております。

本市の介護保険制度に係る事業の利用対象者である要介護認定者数は、令和4年度末現在で3,295人、前年度の認定者数より減少傾向にあります。介護認定の傾向としては、介護が必要な度合いが高い要介護判定を受けた方の割合が減少した一方、要支援段階である認定者の数が顕著に増加をしております。

新型コロナウイルス感染拡大により、人との接触を避けるため、介護認定申請を控えられたことも減少の一因にあると考えられますが、介護予防・日常生活支援総合事業において、要支援認定者や一般高齢者を対象に、要介護状態になる前の段階で介護予防や認知症予防に取り組んでいただく事業の充実を、これまで積極的に実施してきた成果ではないのかなと捉えております。

○8番（原田祐作君） 今、御説明いただきました介護度が高い方よりも低いの方が

増加傾向にあると。一定程度その総合支援事業の予防的な部分の効果が、発揮されているのではないかというような分析をなされていると理解しております。それができれば、本当にそういった形が一番望ましいと思うんですね。やはり健康寿命をなるべく延ばすためには、重篤な状態にならないように、いかに手当てをするか。これはちょうど先日他市の議会をY o u T u b eで見っていたときも、同様の議論があっていましたが、やはりそこをしっかりと分析し効果が認められる、また効果があるであろうという部分をしっかりと見極め、そこに集中的に予算を投資していくというようなことが必要なのではないかということで、その辺が十分検証がされているのであればいいのかなと思います。この辺もずっと見続けていきたいなと思っておりますが、ではですね、小さな2番目に移ります。今、第8期の介護保険事業計画の真っ只中、もう終盤でありますけれども、これについて現在の時点で、もう次の計画をつくる段階に入っていますけれども、これについて、今どのような課題があるというふうに把握をされているのか、その辺を御説明いただきたいと思っております。

○福祉部長（岩井 智君） 第8期事業計画の見えてきた課題等についてお答えします。

令和3年度から令和5年度を計画期間としております第8期介護保険事業計画では、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年度を見据え、持続可能な事業運営と被保険者個々の保険料負担の上に成立している制度として、公平で質の高いサービスを提供するための取組を意識して事業を行っているところです。

計画の検証につきましては、毎年度の事業実績や介護予防各事業における参加者のデータを分析スキルのある民間事業者に委託し、一般介護予防・介護給付費適正化事業評価会として、関係各課をはじめ、社会福祉協議会、市の地域包括支援センター、市内医療機関関係者に御参加いただき、事業評価と検証を行っております。

検証により、「各事業に参加される対象者の心身の状態はおおむね改善されている」との結果から、事業の有効性は確認されているものの、介護予防各事業における男性参加者が少ないことや、事業参加者に固定化が見られるなどが課題として明らかになっております。

課題に対しましては、事業対象者への積極的なアプローチは継続的に実施していくとともに、どうしても通いの場への参加に抵抗がある方につきましては、運動機能向上プログラムのネット配信などにより、自宅にいても独自で心身機能の維持向上を行っていただくような取組を計画しております。

参加者の固定化につきましては、事業のマンネリ化が要因の1つとして考えられることから、通常の事業にほかの事業をマッチングさせた新しい事業形態として、本年度より取り組んでいるところであります。

○8番（原田祐作君） やはり個人の体の機能というか、非常にプライバシーに関わる
ところなので、いろんな思いがあらわれるのだと思うんですね。参加をする、しな
い、また参加するモチベーションといいますか、そのようなのも様々あると思うん
です。でも部長は、一定の効果は認められるというふうに評価をされております。
であるならば、来られている方はある程度大丈夫なんでしょう、そういう意識があ
られる方なら。ただ、来られない方ですよね、そこにいらっしゃらない方々に、ど
うアプローチしていくのかということも、しっかりと考える必要がある部分では
ないのかなと思います。重々御承知のこととは思いますが、その辺を含め、どう
いった事業が予算も人員も限られる中で、真に必要なものなどを選別して、そこ
に集中的に投下をするというような選別のやり方というの、非常に大事なのかなと
いうふうに思います。

では、3番目の質問に移ります。ちょっと質問が重複するところがあるかもしれ
ませんが、次期の計画についてということで、先ほどから「持続可能な計画となる
ため」というような文言が出ました。では、そのために強化すべき部分があるの
ではないか。先ほどから触れていますが、予算的なものはどうだ、またその労働資源
ですよね、人材はどうだと。また私たち市民が、それについて負担として負って
いかなければならないものはあるのか。その辺も含め、次の計画の見通しについて質
問をいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 第9期の介護保険事業計画についてお答えします。

介護保険制度は、平成12年の創設から24年が経過しまして、社会保障の一分
野である社会保険として、その果たす役割は引き続き大きいものがございます。

令和7年度には、先ほど答弁しましたが、団塊の世代全てが75歳以上の後期高
齢者に達することになり、要支援・要介護認定や認知症の出現率が急激に上昇する
ことが見込まれるため、介護・医療・福祉・生活における支援などを必要とする人
はますます増加するものと予測がされます。

令和6年度から令和8年度までの3年間を期間とする第9期介護保険事業計画で
は、今後ますます進む高齢化社会に対応した、持続可能な制度として運用する必要
がございました。

国は、第9期計画策定に向けた基本方針として、「地域共生社会の実現と204
0年への備え」を掲げております。介護保険制度改革の中では、3つの柱である介
護予防・地域づくりの推進、地域包括ケアシステムの推進、介護現場の革新と、そ
の基盤となる保険者機能の強化、データ利活用のためのICT基盤整備を国は目指
しております。

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続

可能性を維持するために、市は保険者として地域の課題を分析し、高齢者がその有する能力に応じた、自立した生活を送っていただくための取組を進める必要がございます。

なお、次期計画については、現在、素案を作成している段階であり、具体的な内容は、今後の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会にて審議をしていきますけれども、現行の第8期計画の検証から明らかになった課題を事業に反映させることはもちろん、昨年度に実施しました高齢者のニーズ調査を基に、介護予防事業や認知症予防事業の充実・強化を図ってまいる予定です。

また、介護保険事業は、その財源の50%を介護保険料で賄う制度であり、第1号被保険者保険料に関する方向性については、国が定める標準段階の多段階化や第2号被保険者の対象年齢の引下げなどについて、国の社会保障審議会介護保険部会で現在議論されておりまして、本年末までには、その方針が決定される予定でございます。

本市においても国の方針を注視しながら、持続可能な介護保険制度の確立と市民の負担を考慮した保険料設定について、審議会の中で慎重に議論していきたいと考えております。

○8番（原田祐作君） 先ほどの話の中でありました次期の計画の策定において、今も続いておりますけれども、コロナによる影響ですよね、そういったものもあります。また、介護医療院等々の開所の問題もあるかと思えます。様々な要因が絡まってなかなか事業計画の見込みと実際がマッチしない状況はずっと続いていて、もう準備基金もかなり多額に積み上がってしまっている。やはりこういった状況も含め、なるべく将来の方たちに負担がかからないように、持続可能にやっつけていかなければならないけれども、ただ、お金の話から言うと受益者負担の原則もあるので、この積み上がったこの基金、この状況を見て今の計画は適正なのか、確かに国の制度によるところもあると思うのですけれども、宇城市がやはり独自に考えていかなければならないところも様々あるのではないかなというふうに見ています。細々な数字について議論することは、先ほども申し上げたようにもうしませんけれども、その辺をしっかりと検証していただきまして、真にためになる制度に、これからこれ以上にブラッシュアップしていただければなと思います。まとめとして何か部長ございましたらあれですけれども、なければ閉じようと思えますが、いかがでしょうか。よろしいですか、はい、分かりました。

それでは、以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（溝見友一君） これで、原田祐作君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番、三角隆史君の発言を許します。

○11番（三角隆史君） 皆さん、こんにちは。議席番号11番、会派彩里の三角隆史でございます。昨日より東京の銀座熊本館で、宇城市フェアが行われております。豊野のシャインマスカットをはじめ、宇城市の物産を多く販売しております。執行部の皆様、議員各位の皆様、関東方面の友人、知人がいらっしゃいましたら、周知していただければありがたいです。よろしく願いをいたします。

暑い暑い夏の甲子園は、神奈川県代表の慶応高校の優勝で幕を閉じました。しかし、新しい流れを高校野球にもたらしてくれたのではないかと感じました。監督の強烈な指導力が強豪校をつくり上げていた流れから、ヘアスタイルも坊主でもなく、エンジョイ・ベースボール、楽しく野球をする延長戦上に勝利があると、本来の野球のあるべき姿に高校野球も向かっているのではないかと非常に頼もしくもあり、今後の高校野球がどう変わっていくのか楽しみであります。また男子バスケのAKATSUKI JAPAN（アカツキジャパン）は、ワールドカップでアジアナンバーワンになり、オリンピック出場を決めてくれ、日本に明るい話題を提供してくれました。スポーツの活躍は我々に元気を与えてくれます。スポーツは感動を与えてくれ、元気をもらいます。宇城市にも総合的なスポーツ施設があれば、住民の皆様に活力を与えてくれることでしょう。また、県内はもとより、県外からも足を運んで来られる交通の便の良さがあります。園田議員、坂元議員も今議会で質問され、私は質問いたしません、思いは同じで、しっかりとこの熱い思いを受け取っていただければと思います。スポーツが盛んな地域であるとともに、宇城市の立地の良さを是非活かしていただきたいです。一方で、災害をもたらした足跡は、いまだに皆さんの心からなかなか離れず、迷いや心配をもたらします。先月より福島第一原発からは、処理水が放出されました。これに関しては、いろいろな御意見があると思います。ただ、風評被害が一番悩まされる場所でもあります。福島の方々の生活を脅かすようなことはあってはならない。復興に向かって精一杯前を向いて頑張っている東北の方々が、不安に思わないように導いてほしいと願うばかりです。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり、大きくは3点、子どもを取り巻く環境について、本市における歴史遺産について、熊本天草幹線道路について質問をさせていただきます。

まずは、大きな1点目、子どもを取り巻く環境について質問をさせていただきます。子どもたちを取り巻く環境は、親に影響されるところがかなりの割合を占めています。虐待自体もしかりです。そこで、お尋ねいたしますが、児童虐待の現状、数の推移や内容、虐待相談の状況についてお聞きします。

○福祉部長（岩井 智君） 児童虐待とは、児童虐待防止法において「保護者がその監護する児童に対し、その身体に外傷を生じるおそれのある暴行やわいせつな行為、ネグレクト、著しい心理的外傷を与える行為等を行うこと」と定義され、大きく身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待の4種類に分類をされます。

厚生労働省の調査において、平成12年の児童虐待防止法施行以降、児童相談所での虐待相談件数は年々増加傾向にあり、特に、心理的虐待が顕著に増加しているとの報告がございます。

本市においても、児童虐待等の相談件数は、集計方法が一部変更による影響もございますが、令和元年度の53件から、令和4年度には134件と増加をしております。併せて児童虐待の通告受付件数も増加傾向にあり、令和元年度に延べ16件であったものが、令和4年度には延べ67件と約4倍になっております。

通告の種別としましては心理的虐待が最も多く、全体の約40%を占め、次いで身体的虐待が約36%、ネグレクトが約21%、性的虐待が約3%となっており、児童の面前での夫婦げんかが心理的虐待として通告されるケースや、児童の身体のあざが保育施設等で発見され、通告につながるなどの例がございます。

こうした児童虐待案件の増加は、保護者のいない児童または保護者に監護させることが適当でないと認められる児童とされる要保護児童や、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童とされる要支援児童の増加にもつながっています。

本市においては、児童虐待やドメスティック・バイオレンス等の予防や適切な対応を行うことを目的に設置された会議体において、支援等を要する児童として登録された件数についても、令和元年度の延べ95人から、令和4年度には延べ153人と、数的には約1.6倍に増加しているような状況にあります。

○11番（三角隆史君） 子どもの虐待は、親自身の育ちの問題、家族の孤立、貧困など、様々な心理社会的な要因が複雑に絡み合って生じます。虐待する親をひどい親と思いがちですが、子育ての大変さを家族や周囲の人になかなか分かってもらえず、親自身も苦しんでいたり、孤独だったりして、そのストレスを子どもに向けていることも多いのです。親を責めるだけでは解決しません。虐待をする親と子どもには、周囲の温かい支えと適切な援助が必要です。虐待していると見られて地域から敬遠されると、社会から孤立してしまいます。そういう家族にこそ、地域の皆さんの温

かい手を差し伸べるべきだと思います。

そこで、再質問させていただきます。虐待の増加に対して、市全体で対応するような組織はあるのでしょうか。また、そういった組織があれば、その組織構成や活動内容についてお尋ねいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 児童虐待等への対応機関としましては、本市では、こどもセンターが事務局をしておりますが、要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会、略して要対協と言いますが、これを設置しております。この協議会では、本市における児童虐待やドメスティック・バイオレンス等その他の虐待に適切かつ早期に対応するため、関係機関が相互に連携することにより、虐待の未然防止、早期発見及び再発防止を図るとともに、地域住民の意識啓発を行うことを目的として、虐待等に関わる関係機関の連携体制確立や情報交換・状況把握に関すること、虐待防止のための地域住民の意思啓発に関すること、このような活動を行っております。

また協議会は、児童相談所や医療・教育・保育施設、警察、地域団体、児童家庭支援センター、福祉施設等により構成をされておまして、各機関の代表者により方針等を協議する代表者会議、実務者の代表により進捗管理や啓発活動を行う実務者会議、援助にあたる者が現状や課題の検討を行い、役割分担することで、具体的な支援方を決定する個別ケース検討会議、この3つが組織化されております。

このうち、具体的な支援方を決定する機関である個別ケース検討会議は、虐待案件の増加に伴い、開催回数も増加傾向にあり、令和元年度に50回であったものが、令和4年度には104回と約2倍の開催回数となっております。

○11番（三角隆史君） この個別ケース検討会議というのは、案件ごとにいろいろあると思いますが、メンバーもその案件によって変わってくると思いますが、こういった案件で、こういったメンバー構成になるのか、もし分かればお尋ねをいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 個別ケース検討会議は、医療・教育・保育施設、警察、地域団体、児童家庭支援センター、福祉施設等の係員の中でも、個別の要保護児童等について、その児童等に直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある担当者により構成がなされ、状況や問題点の変化が見られた際などに開催されております。

個別の要保護児童等の状況把握及び問題点の確認、支援計画の検討や担当者の役割分担の決定、支援の経過報告や評価・情報の共有等、ケースに合わせ、共通認識を持ったより具体的な支援の内容についての協議が行われております。

○11番（三角隆史君） 虐待に関する相談のニーズは確実に高まっています。こういったニーズの高まりに対応してくれる団体の存在も非常にありがたく、たくさん

子どもたち、親たちが救われることとなります。

次の2番に移ります。児童家庭支援センターの役割及び市との連携について。宇城市には、ぽぴんずという児童家庭支援センターの団体があります。「児童家庭支援センターは、児童福祉法第44条の2に基づき、子どもとその家庭の困り事について、相談支援を行う児童福祉施設です。必要に応じて行政や地域の関係機関と連携して改善に向けたお手伝いをします」とあります。ぽぴんずは、少ない人数で子育てに悩む親たちや虐待やいじめを受けている子どもたちのために、今の状況が少しでも良くなるよう精一杯の努力をされております。こういった方たちは親や子どもたちの命にも正面から向き合っています。

そこで、本市は、ぽぴんずとどういった関わり合い、連携をされているのかをお尋ねいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 児童家庭支援センターとは、先ほど三角議員からも御説明がありましたが、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要するものに応じ必要な助言を行うとともに、市町村からの求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童またはその保護者に対する指導を行い、併せて児童相談所などとの連絡調整を行いながら、地域における児童や家庭の福祉の向上を図ることを目的とした児童福祉施設であります。

現在、不知火町御領地区にその活動拠点がある児童家庭支援センターぽぴんずは、熊本県の児童家庭支援センターの拡充を契機として令和3年10月に設置がなされ、主に宇城・上益城地域を対象エリアとして活動がなされています。

本市では、先ほど答弁しました要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会への構成機関として、各種会議において指導・助言をいただいております。

また、児童家庭支援センター内には、専門的な知識や豊富な経験を有する相談支援員及び心理担当員が配置されていることから、児童虐待等に関する市民からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要するものについて、相談先として市から紹介を行うほか、支援方策についてのアドバイスをいただいているところです。

昨今、子育て世帯の家庭環境は複雑・多様化しており、その支援内容も専門化・高度化している傾向にあるため、本市にとって児童家庭支援センターぽぴんずは、児童虐待等の対応において極めて重要な連携機関であると捉えております。

○11番（三角隆史君） 今、部長の御答弁のとおり、ぽぴんずは、極めて宇城市にとっても重要な連携機関であります。スキルの高いスタッフがいらっしやって、子どもたちと真剣に向き合ってくれています。また、保護者にも子どもたちに接すると同様に、悩みを聞き、子どもと真剣に向き合うように導いてくれています。今後、こういったぽぴんずに頼らなければならないケースは増えてくると予想されていま

す。ぽびんずさんも、人的スタッフはぎりぎりまで運営されているとお聞きしております。このような状況で、ぽびんずさんに対する行政支援は必須のような感じがします。子どもを取り巻く環境が厳しくなっている今、ぽびんずさんは行政でもできないことを率先してやっけていただいているんです。そういった方々が働きやすいように、宇城市だけで支援が難しいのであれば、県にお願いしてでもぽびんずさんのような活動に対して支援を行うべきではないでしょうか。人事交流も盛んにすることで、市職員のスキルアップにもつながると思います。子どもを虐待から守り、親をストレスから解放してあげることで、どれだけの人たちを救えるか。そういったことを日々されているのが、ぽびんずさんであります。子どもたちにとって、親にとって、ぽびんずさんがいてくれるおかげで、「ちょうどいい！住みやすい都市（まち）・宇城市」となるのではないのでしょうか。

次の小さい3番に移ります。子育て支援を行う中で、ぽびんずさんと市こどもセンターの役割の違いについてお尋ねをいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 地域社会の希薄化や核家族化を起因として、子育て世帯においては子育てへの負担感や不安感が増加しつつあり、家庭での養育力の低下や要支援家庭の増加、児童虐待案件の増加へとつながる傾向にあることが懸念されております。

国の児童福祉法の改正により、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへ一体的に相談、支援を行うため設置されましたこどもセンターでは、要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会の事務局となり、児童虐待等の未然防止・早期発見、再発防止に係る事業も行っておりますが、その対応においては関係機関、特に児童家庭支援センターぽびんずとのつながりは、極めて重要なものと認識しております。

地域における身近な相談支援機能を有する行政機関であるこどもセンターに対し、児童に関する家庭その他の相談に対し、十分な知識と豊富な経験を有する専門職が配置されている児童家庭支援センターぽびんずは、その専門的な知識や技術を駆使し、本市の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うことで、困難事例に対してより専門性の高い対応が可能であります。

市のこどもセンターにとっては、ぽびんずに社会福祉士や公認心理士等の専門職員が在籍なされていることから、専門的な助言や援助についての相談が可能となっておりまして、また、こどもセンターの職員の相談対応資質の向上につながる存在であると捉えております。

○11番（三角隆史君） 宇城市の認識として、こどもセンターもぽびんずさんとのつながりは非常に重要なものと認識していただいております。ぽびんずさんには、今部長も言われたように、社会福祉士や公認心理士等の専門職員が在籍していること

から、専門的な助言や援助についての相談が可能となり、職員の相談対応資質の向上につながる存在であると答弁をいただきました。今後こういった中で、繰り返しくなりませんが、市こどもセンターとぽぴんずさんの人事交流も大いに期待するところでもあります。こどもセンターのスタッフの皆さんのスキルアップこそが、一人でも多く子どもたちを救うことにつながります。執行部の皆様には、どうか前向きに考えていただければありがたいです。

次の小さい4番に移ります。宇城市子育てひろばの役割について。子育てひろばが、宇城市において果たしている役割についてお尋ねをいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 先に答弁しましたとおり、児童虐待案件は年々増加傾向にあります。案件増加の1つの要因として、子育ての孤立化があると捉えております。地域との関係の希薄化や核家族化により、子育ての悩みや不安を共有できる機会にたどり着けないことも、子育ての孤立化に拍車をかけている可能性が高いと認識しております。

このような子育ての孤立を解消するために、地域の子育て支援の拠点として設置されているのが、地域子育て支援センター・子育てひろばです。

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流することで、子育ての不安や悩みを共有する機会を創出するとともに、スタッフ等へ気軽に相談を行うことで、子育ての不安や負担感の軽減を図ることを目的としております。

また、親子の交流の場であり、アットホームな雰囲気は相談の敷居を低くし、行政の窓口よりも気軽に相談できる可能性もあることから、子育て世帯の身近な相談機関としての役割も果たしており、支援を要するケースへの早期対応や状況把握の機会を増やすことにもつながっております。

現在本市においては、保育施設6か所へ委託した地域子育て支援センターと市直営の子育てひろばの合計7か所を、地域子育て支援センターとして設置しております。

支援の一体化と情報の共有が可能となる地域子育て支援センター・子育てひろばを継続して実施していきながら、今後も子育て支援の充実に努めてまいります。

○11番（三角隆史君） 子育て支援センター、保育施設6か所ということは、保育園がほぼ役割を担っているということですね、分かりました。

続きまして、小さい5番の相互連携についてお尋ねをいたします。ぽぴんずさんとこどもセンターとの連携は、宇城市の子どもたちを虐待から守り、健やかな成長のために欠くことのできない関係であると認識しています。どういった連携をされているのかお尋ねをいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 先の御質問にも答弁しましたが、児童家庭支援センターは

ぴんず内には、専門的な知識や豊富な経験を有する相談支援員及び心理担当員が配置なされており、本市こどもセンターへの支援方策に対して、的確なアドバイスをいただいております。

また、児童家庭支援センターぽぴんずの運営主体である認定NPO法人ポピンズくまもとに対して、市は、支援対象児等見守り強化事業の委託をしております。この事業は、児童家庭支援センターぽぴんずが令和3年に設置されたことを契機として開始され、要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会の支援対象児等として登録されている子どもや、地域の中で支援を必要とする児童及び特定妊婦のいる世帯を訪問し、食材の提供等を通して児童及び特定妊婦の状況の把握や見守りを行うことにより、支援を要する対象者を取り残さないための大切な事業となっております。

こどもセンターでは、今後も児童家庭支援センターぽぴんずとこのようなつながりを継続しつつ、更なる連携策を模索しながら、本市の子育て支援の充実や児童虐待の未然防止・早期発見・再発予防に取り組んでまいります。

- 11番（三角隆史君） 宇城市において、このぽぴんずとのつながりは、子育て支援、児童虐待の未然防止・早期発見・再発予防において、欠くことのできない関係であります。食材の提供もされ、支援を必要とする対象者を取り残さない活動をされています。今後も今までどおり、今まで以上に連携を深めていただき、子どもたちにとって明るい社会を築いていただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。次々、次の大きな2番、宇城市における歴史遺産についてに移ります。

歴史遺産の認識及び市指定文化財について。宇城市の指定文化財は122もありますが、天然記念物がその中に3つあります。天然記念物として県指定文化財の1つに、三角の郡浦にあります天神樟があります。この天神樟は、樹齢1000年を超えるとされる熊本県下最大級の巨木であります。高さ約23メートル、根回り約30メートルとなっており、この地区の御神木にもなっています。この樟は、地域の人たちが大切に守っておりますが、高齢化もあり、最近ではなかなか整備が難しい状態です。また、同じく三角にあります矢崎城と豊野にあります花山城は、歴史学者も注目する場所でもあり、残念ながら文化財指定を受けておりませんが、今後は是非、文化財として指定していただきたい場所です。

そこでお尋ねをいたしますが、こういった歴史史跡、指定文化財の整備はどうなっているのでしょうか。この指定文化財は旧5町それぞれの文化財が、合併後そのまま宇城市の文化財となっており、宇城市として新たに文化財を指定するつもりはないのかを含めてお尋ねいたします。

- 教育部長（豊住 章君） 現在、宇城市における指定文化財は、国県市指定の全てを含めて122件あります。これらの文化財を周知するため、令和4年度に宇城市ホ

ホームページに説明や写真に加えて、グーグルマップを添付し、刷新いたしました。

また、同年、宇城市指定文化財のパンフレットを増刷する際に、表紙に市のホームページへリンクできるQRコードを掲載しています。

宇城市文化財保護条例第8条に基づき、指定文化財は、所有者、管理者などによって、日常の維持管理、運営が行われています。また、宇城市文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき、管理、修理等の一部について補助金を交付しています。

さらに、市が所有者である文化財については、定期的な除草作業なども行っているところです。

議員御質問の3件について御説明いたします。

まず、県指定文化財の郡浦の天神樟は、令和3年度に地元行政区長からの要望があり、誘導看板を4基設置しております。

豊野町にある花山城は、1583年に島津氏が築城し、落城時期もはっきりしています。しかし、短期間で築城したため、簡易な城郭構造となっており、また城跡の範囲が未確定です。令和4年度に肥後考古学会が、豊野町で現地説明会とシンポジウムを開催しました。市と教育委員会もそのイベントを後援し、地元の方の参加も多く、参加者から、その価値を改めて確認できたとの報告がありました。

三角町にある矢崎城は、阿蘇氏が海からの島津氏の侵入を防ぐため築城されました。築城年、築城主が不明ですが、中村伯耆守惟冬（なかむらほうきのかみこれふゆ）が城代であったことが分かっています。現在は、城郭の特徴として堀切のみ残っていますが、それ以外の城郭の特徴が明確に確認できない状態です。中世城の価値は理解していますが、現状の保存状態などから文化財の指定には至っておりません。

なお、矢崎城は未指定文化財ですが、県が重要遺跡と位置付けており、年に2回、県の文化財保護指導員による巡視が行われており、市にその状況報告がっております。

○11番（三角隆史君） 矢崎城に関しては、県が重要遺跡と位置付けているということで、非常に今後も興味深く見守っていきたいと思っております。矢崎城を守っていた阿蘇氏の家臣でもありました中村伯耆守惟冬は、島津勢に倒され、殺されてしまいましたが、この惟冬の死を悼み、惟冬の家がありました現在の南阿蘇村に植えたといわれるのが一心行の桜であります。また、矢崎城の近くにある郡浦神社も阿蘇氏と関わりの深い神社であります。

次の2番に移ります。歴史研究にあたる職員増員について。宇城市において、歴史研究にあたっている職員は配置されているのでしょうか。古文書とかを読める職員はいるのでしょうか。もしいない場合、どういうふうに対応されているのかをお

尋ねいたします。

○**教育部長（豊住 章君）** 現在、文化スポーツ課文化財世界遺産係の専門職の体制は、学芸員の正規専門職員2人と、学芸員の会計年度任用職員2人の合計4人の体制です。民間や公共事業関係の開発行為に対応するため、4人とも埋蔵文化財の専門職で、文化財の調査・保護・保存などと資料館の企画展示が専門職としての主な業務になっております。

文化財は種別が多岐にわたるため、本市専門職員では対応できない分野の業務が多くなっています。

近年、一般の方から古文書寄贈の依頼が増えています。その際は、まず本市専門職員が聞き取りや現状の保存状態を確認します。その後、寄贈の有無を判断するため、近隣市町村の古文書専門職の方へ、古文書の解読と価値付けを行ってもらうために派遣依頼を行っています。

本市で対応できない分野については、近隣市町村や資料館の専門職のほか、県文化課及び県博物館ネットワークセンターの専門職の方へ依頼をしています。歴史的価値を確認するには、現状調査とその裏付けとなる古文書などの解読や資料が必須となります。

近隣市町村の専門職に、今後どこまで依頼できるのか不透明であり、歴史研究に関しましては、専門的に行うのは現状では厳しい状況であると認識しております。

○**11番（三角隆史君）** 古文書の読める職員を、是非雇用していただければありがたいと思います。なぜなら、やはり宇城市の歴史を紐解くことは、将来の宇城市を考えていくときに非常に重要な参考文献になります。昔を知ることの重要性をいま一度確認していただき、宇城市がどういう歴史をたどってきて、どういうふうに向かっているのかをしっかりと検証する必要があると思います。

次の小さい3番に移ります。歴史研究における自治体の役割と地域振興について。宇城市において、指定文化財の整備及び周辺整備、また文化財の周知に向けた取組はどうなっているのでしょうか。地域の活性化に向けてもこういった整備は必要と考えますが、どうお考えでしょうか。市のお考えを聞かせてください。

○**教育部長（豊住 章君）** 先ほど申しましたとおり、宇城市指定文化財のパンフレットやホームページ刷新のほか、看板設置や修繕も行っています。

また、市立郷土資料館では、常設展示のほか、年2回の企画展示と小中学生向けのワークショップを行っています。

本年度におきましては、昨日9月5日から10月29日の期間で、郷土資料館企画展示として、「ただいま！国越古墳のおたから展」を行っています。

昭和41年に県指定史跡である国越古墳で発掘調査が行われ、多くの副葬品が出

土しましたが、発掘調査後は市外の複数の施設で収蔵され、宇城市においては一度も公開が行われていません。今回、発掘調査から57年ぶりに里帰り展を行い、鏡、勾玉、埴輪のほか、調査時の貴重な写真を展示しています。

このような郷土資料館での企画展開催による来訪者の増加に合わせて、市内各地に存在する文化財現地への来訪者も期待するところです。

そのためには、誘導看板や説明看板などの整備を行い、いま一度、各文化財の価値や魅力を引き出すことが必要となります。

史跡、文化財等におきましては、来訪者の安全が第一であります。それに加え、見た目にも美しく管理、整備された文化財・史跡として維持し、来訪者の増加につながるよう、今後一層の取組を行ってまいります。

- 11番（三角隆史君） 文化財の価値や魅力を引き出すことは、その地域の価値や魅力を引き出すことになり、地域のにぎわいづくり、地域の方々に元気をもたらします。いま一度歴史のすばらしさを再認識し、宇城市の歴史を掘り返していただきたいと思います。

最後の大きな3番、熊本天草幹線道路について質問させていただきます。天草、宇土を見てもみますと、目に見えて進捗が分かります。特に国道57号沿いを運転していると、天草の場合は国道266号を運転していると、進捗がはっきり分かります。ただ、三角周辺を見渡したらなかなか見えてきません。現在の事業の進捗状況、今後の予定はどうなっているのか。また、通るかもしれない地域の方からは、橋桁を設置する際、穴を掘るであろうからということで、水が枯渇するのではないかとの心配の声も上がっています。こういった方々への説明会の開催の予定はあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

- 土木部長（平木恵一君） 熊本天草幹線道路の一部区間であります宇土三角道路について、現状、今後の予定、説明会の予定について、事業を担当します国土交通省八代河川国道事務所に問合せをしましたので、結果を一括して御説明いたします。

道路事業の実施にあたっては、道路計画・設計、設計の地元説明、用地取得、工事施工と進んでまいります。道路計画や設計をする際は、事業用地やその周辺の土地及び関連機関等に与える影響を十分に調査しながら、慎重に進めていく必要があります。

これを踏まえまして、まず、現状については、2月の石川議員の質問にも同様の答弁がありますが、現在も引き続き、道路設計に必要な関係機関協議、現地調査、先ほど申された水の調査などを含め、必要な業務が着々と進められております。

今後、道路設計が完了しましたら、順次、用地取得の準備段階になってくると考えられますが、地元説明会は、道路設計の完了後、速やかに実施される予定である

と伺っております。また、地元説明会の実施については、地権者、地元関係者等へ早期に詳細な説明会を開催されるよう、事業を実施される八代河川国道事務所に対して要望していきたいと思っております。

○11番（三角隆史君） 大きな3番は、小さい1番、2番、3番を一括して質問させていただきました。事後になって大変申し訳ありません。この天草幹線道路に関しては、どこを通るのか、どこにインターチェンジができるのか、これが住民の皆様が一番知りたいところだと思います。早くお知らせできるように、ホームページ上での周知をよろしくお願いいたします。

本日は、最初に児童虐待に関する質問をさせていただきましたが、そもそも虐待なんてあってはならない、ゼロでなければならないと思います。子どもたちが痛い目に遭う必要なんかないんです。なぜ子どもたちがって、本当に悔しくてしょうがありません。しかし、起きてしまう。一番身近なはずの一番信頼している人から、孤立、貧困、子育てからのストレス、親自身の育ちの問題、要因は複雑に絡み合っています。ただ、加害者だけを責めるだけでは解決しません。そのために児童家庭支援センターがあります。宇城市には、ぽぴんずがあります。ぽぴんずの名前の由来は、メリー・ポピンズから来ているそうです。呼ばれもせずに関り事を抱えた家に舞い降りて、おせっかいを焼き、子どもを幸せにする女性がメリー・ポピンズ。そのメリー・ポピンズのように、私にできるおせっかい運動を進めながら、虐待や暴力によって子どもが理不尽に死ぬことのないまちを目指し、日々活動されているのが、我らがぽぴんずであります。今後なお一層、議員各位、執行部の皆様も、ぽぴんずの活動を幅広く知っていただき、ぽぴんずの活動に温かい御支援、御協力をよろしくお願いいたします。みんなで子どもを守っていきましょう。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（溝見友一君） これで、三角隆史君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番、村上真由子君の発言を許します。

○3番（村上真由子君） 皆さん、こんにちは。議席番号3番、会派清明会、村上です。ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に則り、質問をさせていただきます。今回は、大きく4つの点についてお尋ねいたします。市の木である桜について、そ

して昨年的一般質問でもお尋ねしました市内小中学校のトイレへの生理用品の設置について、そしてパートナーシップ制度、ファミリーシップ制度について、最後に市の管轄外の道路や河川の市の対応についてお尋ねしたいと思います。

それでは、まず大きい質問1番、宇城市の市の木についてお尋ねいたします。宇城市は平成17年に旧5町が合併しまして、宇城市となりました。そのときに市の木として制定されたのが桜の木ですが、どのように決定がなされたのか。また、市内における桜の木がどのような現状なのか。市が管理する桜の状況、何本植えてあるとか、大体いつ頃植樹したとか、またどのような種類の桜を植えたかについてなどをお答えいただきたいと思います。

○市長政策部長（元田智士君） 本市の市の木は、市政施行の平成17年12月に、市民への公募により桜と決定しました。市の至る所に咲き、その大木が大地に力強く根を張る様子は、これから発展していく宇城市を表すものとして選定されています。

当時から桜は、公園やグラウンド等に植栽されており、龍橙公園や岡岳公園、誉ヶ丘公園、観音山公園、栗山公園など、各町で桜の名所として市民に親しまれてきました。しかし、いずれも旧町のときに整備・植栽されたものですので、正確な本数や植樹時期、種類等の把握はできておりません。

なお、現在、桜が植栽されている市管理の施設数は、公園やグラウンドをはじめ、学校、庁舎敷地等を合わせますと約140施設ございます。

議員御指摘の市管理のソメイヨシノがなくなった場合に、市は、市の木をどうするのか、変えるのかというお尋ねについては、選定時の理由に、「至る所に」とあるように、市が管理する桜の木に限らず、春になれば市内では多くの桜と花見を楽しむ人々の姿がありますので、市のシンボルとしての桜は変わらず、受け継がれていくものと考えております。

○3番（村上真由子君） 今、市長政策部の答弁がありましたが、今「公園やグラウンドに植栽され」と答弁がありました。公園ですね。こちらの管轄はたぶん土木部になるかと思うのですが、こちらではどれくらい木がいつぐらいに植えられてとか、何本というのは把握はされていますでしょうか。再質問です。

○土木部長（平木恵一君） 土木部所管の公園の管理費についてお答えします。

市内には、都市公園法に基づく都市公園が9か所、市の条例に基づく一般公園が53か所、合わせて62か所の公園がございます。維持管理費については、令和4年度決算では、公園費という費目で、職員の人件費を除きますと約3,000万円程度となります。その中には、樹木のせん定、伐採、公園内の遊具の点検・修理、清掃なども入っておりますので、桜の木に限っての維持管理費ということでは把握はできておりません。

また、市の木である桜の木の本数は公園台帳に記載があり、確認できた分だけを申し上げますと約2,000本でありました。公園の設置と同時に桜があったと仮定し、1例を挙げますと、松橋町の岡岳公園の施設設置は昭和50年、桜の木は500本ほどでございます。樹齢は48年ほどになります。同じく不知火町の龍燈公園の施設設置は昭和55年、桜の木は600本程度、樹齢は43年ほどとなります。小川町の観音山総合運動公園の施設設置が平成5年となりまして、桜の木は100本程度、樹齢は30年ほどとなっております。

ほとんどの桜の木の種類はソメイヨシノでありまして、一般的には寿命が50年から60年と言われておりまして、管理状況で個体差がかなりあります。寿命以上に長生きの桜も県内外には見られるところですが。

寿命と言われる時期に一斉に枯死するものではありませんが、本市の桜は、近年中に一般的に寿命と言われる時期に一部到来するものと思われまます。

今後も市公園施設長寿命化計画に基づきまして、公園内の桜の木だけではなく、あらゆる樹木や遊具等含めて適切な維持管理に努めてまいります。

○3番（村上真由子君） 先ほど市長政策部の方から、大地に力強く根を張って発展していく宇城市、5町合併当初の市の思いが込められて、市の木に選ばれたのだと思います。確かに御答弁にあったとおり、市内の各所に桜の木は見受けられます。公園にもグラウンドにも、そしてこの庁舎の近くも市役所のところにも桜の木が植えられていて、春にすごくきれいな花を見せていただいております。市の管理施設は、本数はちょっと把握できていないにしろ、140施設で植えられているということです。最低1本あったとしても140本は確実にあるということですし、また土木部の公園台帳で2,000本という答弁がありましたけれども、かなりの本数。また把握していない自生している桜ですね、あら、こんなところにも桜が生えているんだなというところもあるかと思っておりますので、かなりの数の市の木の桜の木が、市内に植わっているのが分かります。市民に春の訪れを教えてくれる桜ではございますが、市内外からも、以前龍燈公園に行ったとき、ちょうど花見のシーズンだったときは、やはり熊本市の方からもいろんな花見の客の方がいらっしゃって、お酒を楽しまれたり、お食事を楽しまれたり、もちろん桜の花を楽しまれたりしてました。これだけ本数があったら、かなり予算が掛かっているのではないかなというところの2番目の質問の桜の維持管理費だったのですが、小さい質問の2番ですね。今、土木部から一緒に答弁がありましたので、3,000万円でしたかね、これは人件費を除いた金額の3,000万円ということだったのですが、この3,000万円も桜の木のみというわけではなくて、公園の遊具の点検だったり補修だったりとかですね、また公園によってはトイレの清掃とかの管理委託費もたしか入ってくる

かと思いますので、別段、桜管理費として設けられているというわけではないですね。実際、市内の桜の木を見ていても、まだ、その手入れの必要があるようなところはそのままで見受けられませんし、もうだんだん老木に近づいてきているなというのはありました。ただ、樹木医さんと呼んでの往診とか手入れだとかは、まだされていなそうだなというところではあります。今、ソメイヨシノの寿命がありましたけれど、3番目の質問に移らせていただきますが、宇城市の桜の木の大半がソメイヨシノと今お答えがありまして、答弁の中に寿命が50年から60年、岡岳公園が昭和50年なので、樹齢が48年に来ている。龍燈公園も昭和55年で樹齢43年、観音山総合運動公園は今のところ30年、だんだん老木と言われるところに近づいてきているかと思えます。このソメイヨシノなのですが、比較的桜の中では寿命が短い方でありまして、また、てんぐ巣病という桜の木がかかる病気になりやすい、かかりやすい種類だと言われております。今後また植え替えをするという時期が来るかと思うのですが、このソメイヨシノよりも寿命がちょっと長い、またてんぐ巣病にも強いと言われている次世代の桜ジンダイアケボノという品種の桜がありますが、今後植え替えの際、例えばソメイヨシノではなく、次世代の桜を選ぶというような考えはないでしょうか。

○**土木部長（平木恵一君）** 先ほどお答えさせていただいたとおり、公園費は桜に限ったことではありません。今後も、桜の木を含めた樹木が病気等で植樹、補植等が必要となった場合には、随時、植樹を実施しながら、良好な景観形成と市民の憩いの場としての公園整備に努めてまいりたいと思えます。

併せまして、議員御提案のソメイヨシノに代わる次世代の桜と言われますジンダイアケボノの植樹につきましても、開花時期等若干差がありますので調査研究し、植樹についても検討してまいりたいと思えます。

○**3番（村上真由子君）** もちろん、いろいろな種類の花とか木が市内にあるのは、とても喜ばしいことです。先ほど市長政策部の答弁にもありましたけれど、やはり春は、桜の木というのはすごく市民の方も喜ばれますので、植樹の際に多種多様な植物を植えられるのも、もちろんいいアイデアだと思いますが、やはり市の木であるこの桜に関しては、今回このジンダイアケボノについて言及いたしました。また似たような次世代桜でコマツオトメという桜もごございますので、また植え替えの時期とかにいろんな調査研究をしていただいて、どの桜の木が宇城市に合うのか、またこれからずっと宇城市の市民の皆さんの心の木として桜を選ぶときに、ジンダイアケボノまたはコマツオトメなども、考えに入れていただけたらと思えます。そして先日、今は木を植える植樹よりも伐採の方が多くて、伐採にお金が掛かるんですよというお話を聞かせていただいたのですが、病気になった桜は、なかなかその後

再利用とかするのは難しいのかもしれないのですが、寿命が来た老木に関しましては、燻製用の桜チップ、これをされている自治体もありまして、燻製用の桜チップをつくって、それを市のアンテナショップで売っているのが埼玉県熊谷市というところでございます。この埼玉県熊谷市には、熊谷桜堤と言って堤防のところずっと桜の木が植えられていて、市民の皆さんの憩いの場となっているのですが、この老木を切って、そしてスモークチップにして販売をして、それを市の収入にしていると伺っております。小銭稼ぎぐらいにしかないかもしれないのですが、そういう取組があってもいいのかなとは思いますが、実際、その市の木である桜を最後の最後まで有効活用していただけるように、何卒よろしく願いいたします。捨てればごみでございますけれど、最後まで使える桜の木でございますので、是非ともお時間のあるときで結構ですので、その熊谷市桜チップスなどで検索していただきますと出てきますので、そういうアイデアもあると思っただければと思います。

続きまして、小さい質問4番に移らせていただきます。桜の木を植える場所に関してなのですが、市民の有志の方が河川沿いに桜の木を植えて桜並木にしたいという、たまにそのようなお声を聞くのですが、桜並木にしたいと考えたときに、実際植えることができるのかをお尋ねさせていただきます。

○土木部長（平木恵一君） 桜に限らず樹木を河川区域内に植樹する場合には、植樹場所として管理用道路や河岸のり面などに植樹されていた時期もありました。しかしながら、近年は植樹をする上では、河川の安全な維持管理のため、護岸構造に支障を与えないこと、堤防保全上問題のないこと、また、植樹した樹木が生育する上で、樹木の枝や根等が背後の民地との境界線や道路の建築限界を侵すことのないことなどを考慮し、一定の距離を保つこととしております。

現在、市内を流れております河川は、市が管理する河川と県が管理する河川がございます。市の管理河川については、河川敷も狭く、管理用の専用道路もありませんし、また背後の民地や道路と接近しておりまして、護岸構造物や民地、道路等に影響を及ぼさないような場所に植樹をすることができない状態でございます。

また、河川区域外の道路につきましても、植樹帯を備えた市道がほぼないことから、植樹に適した場所は確保できない状況となっております。

○3番（村上真由子君） 今の答弁を聞くと、やはり市が管理している河川のところではなかなか新しいところに木を植えるというのは、難しいけど可能な場所がないわけではない感じかなとは思いました。ただ、今あるところに老木を切られた後で、その後また新しく植え替えるというのが、一番現実的なのかなと思われまます。ちなみにこの川沿いに桜の木が多いのは、昔まだコンクリートとかがない時代に、堤に桜の木を植えて、人々が春になったら花見に来て、そこを踏みしめて強くなって堤

防になったというそういう理由もありますし、今はコンクリートとかがあるからですね、桜の木でその堤防を強くするというのはいないかもしれませんが、川沿いに桜というのは、結構皆さんすぐ情景が頭に浮かんでくるかと思うのですが、滝廉太郎さんの花の歌にもありますし、川と桜、結構相性のいいところでございます。結構昔の話にはなるのですが、昭和63年ですかね、かなり前ですけど、当時の国交省が、全国に桜つつみモデル事業というのをされていまして、日本の全国各地で川沿い、堤防に桜を植えようという桜つつみモデル事業が展開されておりました。そのこともあって、川沿いイコール桜みたいなイメージが結構あるのかなとは思いますが、できるところ、できないところはやはりあるかと思しますので、また植樹帯がない道路とかも多いみたいなので、またちょっとここは、市民の皆さんともお話をさせていただきたいと思えます。そういえば、平成30年に宇城の植樹祭で、豊野の誉ヶ丘公園で桜とツツジの木が植えられております。そのとき、広報に木を植えているお子さんの写真が載ってまして、こういう植樹祭にお子さんたちが積極的に参加して、植樹されることで10年経って、20年経って、その木が自分たちが植えた、ふるさとは宇城だなという思いもひとしおになると思われます。昔から、古今和歌集の在原業平も言っていましたけれど、やはり和の心、日本人の心の花でございます。そして何よりもこの市の木、桜でございますので、今、先ほどの答弁もありましたけれども、樹齢がどんどん寿命に近づいておりますので、寿命を過ぎた桜の木をそのまま放置したり、また伐採して植樹もせずにそのまま置いておくと、また後世の人たちにも負担がかかってまいります。先ほどの答弁で、随時、植樹を行うとおっしゃっていましたが、時々には宇城植樹祭のような市民参加型の植樹祭を行っていただいて、市民の皆さんが自分の植えた木となると、単にそこにあるただの木よりも、やはり思い入れ、愛着を持たれますので、自分が植えた木とともに、この宇城市に対してもさらに愛着を持っていただけるように、また植樹祭の開催もお願いしたいと思えます。

続きまして、大きい質問2番に移ります。昨年の6月定例会での一般質問でお尋ねしました、生理用品の市内小中学校のトイレへの設置でございますが、その後から現在までの状況についてお尋ねします。

○教育部長（豊住 章君） 各小中学校トイレへの設置の現状については、前回の一般質問でお答えしたとおり、保健室に用意しておき、必要とする児童生徒に対し、養護教諭などから手渡す方法で対応している状況です。

保健指導については、保健の学習として、小学4年生から体の成長や仕組みについて指導をしており、また、集団宿泊教室や修学旅行前には、男女別に保健指導を行うなど、日頃から児童生徒が安心して、養護教諭、担任等に相談できる体制を取

っています。

児童生徒が自分のことを自分の言葉で伝えることは、教育的視点で大切な自立への一歩と考えますので、養護教諭や担任の先生たちとのコミュニケーションを大切にしながら、教育活動に取り組んでまいります。

○3番（村上真由子君）　そうですね、コミュニケーション、確かにとても大事です。コミュニケーションで自分のことを自分の言葉で伝えること、これはとても大事なんですが、なかなかできない子どももいらっしゃいます。

再質問でございますが、ちなみに昨年度の保健室に置かれた生理用品の使用率はどれくらいでしたでしょうか。もちろん各学校の生徒数とかの関係もありますし、年平均でどれくらいかで結構ですので、まとめていただいで結構です。お願いします。

○教育部長（豊住 章君）　昨年度の使用頻度についてお答えします。

それぞれの学校により異なりますが、週に3人から4人の児童生徒が生理用品を利用する学校もあれば、月に2人ないし3人程度利用する学校もあります。また、月に1人利用するかしないかといった学校もございました。

○3番（村上真由子君）　学校の生徒数にも関わってくるかと思うのですが、実際このくらいの人数だったら、例えば保健委員さんが保健室に取りに行くと、トイレに設置するというのは可能ではないかなとは思うんですね。また、再質問ではございますが、その前回の答弁で、ローリングストックについても言及したかと思うのですが、そちらはどうなっておりますでしょうか。2016年に熊本震災があって、食べ物ほど賞味期限とか消費期限は厳しくはないですが、前回たしか使用期限が大体3年程度とお伝えさせていただきました。もう既にたぶん1サイクルはしていると思うのですが、余ったりだとか廃棄処分になったりとか、そういうのはありませんでしょうか。また、年間どれくらいの人が受け取りにいらっしゃっていますか。

○教育部長（豊住 章君）　各学校に確認しましたところ、以前の在庫はまだあることの情報も得ております。使用期限を確認しながら対応をしている状況です。

○3番（村上真由子君）　先ほども申し上げましたけれども、厳しいその期限ではないのですが、やはり生理用品でございますので、なるべくその使用期限内に使っていただくようによろしく願いいたします。また、もう期限が切れてしまって、例えば廃棄になってしまうと、またそこにも廃棄の予算とかも掛かってくるかと思っておりますので、先ほども申し上げましたけれども、なるべく置いていただければと思います。

続いて、小さい質問の2番目でございます。前回、ほかの自治体ではタブレット端末を活用して、児童さん、生徒さんたちへアンケート調査をされているという旨

をお話ししました。その後、宇城市では、市内でニーズの調査など行われましたでしょうか。

○**教育部長（豊住 章君）** 県内13市や近隣自治体の対応について、状況把握に努めているところですが、小中学校の児童生徒へのアンケート調査については、実施をしておりません。

○**3番（村上真由子君）** 是非とも調査を行っていただきたいですし、また児童生徒さんとか保護者の方のニーズを把握していただいて、先日もありましたけれども、給食費の無料化、これで今ちょっと宇城市の名前がすごく、あっ、子育て世代に手厚いぞという知名度がどんどん上がっておりますので、ここにさらに上乘せをするように、宇城市は子育てに抜群の市だと思われていただけるように、是非とも進めていっていただきたいと思います。子どもは市の宝です。ちなみに再質問ではあります、アンケートを行う意思はありますかでしょうか。

○**教育部長（豊住 章君）** 設置の対応については、自治体ごとに様々であります。まずは、学校側の意見を整理しながら、検討していくところです。

○**3番（村上真由子君）** 是非整理していただいて、アンケートを行っていただきたいと思うのですが、よく宇城市は予算がない、お金がないという話になってくるので、例えば、そのアンケートがタブレットで今度はアンケートフォームがどうかあるかもしれないですし、また紙媒体にしたら、今度は誰が各学校に持っていかどうかあるかもしれませんが、もしどうしても人件費とか必要になっていっちゃったら、私どこまでも車でいきますので、どこどこ小学校に持って行ってとか、どこどこ中学校にアンケートを持って行ってと言われたらすぐ動きますので、よろしく願いいたします。

それでは、小さい質問3番に移ります。アンケートはなるべく早めに行っていたといたしまして、そのニーズによっては、小中学校のトイレの生理用品の設置も考えていただけるかと思うのですが、設置に対して市の今後の対応についてお願いいたします。

○**教育部長（豊住 章君）** 他市においては、全ての小中学校で設置をしている自治体もあれば、学校長判断により学校ごとに設置、未設置が混在するケースもあります。また、中学校のみ設置するケース、試行で設置した後に設置しない判断をしたケース、また検討中の自治体など対応は様々であります。

本市においても、学校側の意見を今後整理し、継続的に研究・検討してまいりたいと考えております。

○**3番（村上真由子君）** 今の答弁にもありましたように、他市の状況は様々でございます。ただ、別によその自治体に足並みを揃えてというのは必要はないかと思いま

すし、今の少子化の社会では、どこの自治体も人の取り合いだったり、子育て世代うちに来てというような、そういうところがありますので、よその自治体の動きを見ながらという感じで、そういうふう言っている間に宇城市が出遅れてしまっは、ちょっと元も子もないかなと思います。もちろんよその自治体のそのやり方を見て、良いところは盗み、悪いところは反面教師にしてというのもあるかと思うのですが、宇城市も一步一步足を出していかなければならないのかなと思います。取り残されてしまう前にですね。先ほど、ほかの議員さん方もおっしゃっていますけれど、熊日新聞の一面に丸々使った全面広告の給食費無償化のPR、また宇城市は動き早いねとか、子育て世代に手厚いねというお声も聞かれるようになってまいりました。もうさらにここで、市全体で子育てをしていますよというアピールのためにも、是非とも一日でも早く、設置に向けて進んでいただければと思います。今回の一般質問も、結構子育て世代に関する話が多かったですし、また広報ウキカラにも11ページにもわたって、子育てに関する話題が取り上げられております。是非ともよろしく願いいたします。

では、続きまして、大きい質問3番に移ります。近年、全国でパートナーシップ制度を導入する自治体が増えてきております。この熊本県でも2019年4月に、熊本市でパートナーシップ宣誓制度を導入したのを皮切りに、複数の自治体で導入を始めております。このパートナーシップ制度について、宇城市がどのように考えているのかをお尋ねいたします。

○総務部長（天川竜治君） まず、パートナーシップ制度とは、同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が独自に性的少数者カップルに対して、結婚に相当する関係とする証明書等を発行し、自治体ができる範囲で、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度となっています。

日本では、平成27年11月に渋谷区と世田谷区で初めて導入されました。現在、全国の自治体のうち330程度の自治体で導入しており、県内では、議員御案内のとおり、令和元年に導入の熊本市をはじめ、菊池市、大津町、菊陽町、阿蘇市及び合志市の6市町で導入されております。

既に導入している自治体の例では、公営住宅や賃貸住宅への入居、病院での手術や入院時の付添い、携帯電話料金等の家族割引などについて、婚姻カップルと同様なサービスを受けられるようになっております。

しかし、法的な効力はないため、所得税の配偶者控除、健康保険の被扶養者など、税制や社会保険の優遇措置の適用が保障されないものもあり、また、遺言状がないと遺産の相続ができないことや、パートナーが産んだ子どもであっても共同親権を取得できないことなどがあります。

以上が市の認識でございます。

○3番（村上真由子君） 確かに婚姻のように法的な効力はありませんが、今の御答弁にもあったように、結婚に相当する関係とする証明書の発行、これを発行されることによって様々なサービスだったり、また社会的配慮を受けやすくなってまいります。そういう制度なので、当事者の方は今よりはもっと生活しやすくなる、暮らしやすくなってくると思います。今の御答弁で、公営住宅への入居とかありましたけれど、裏を返すと、このパートナーシップ制度がないということで、公営住宅に家族として入居ができない、病院で入院時に付き添えない、携帯電話料金の家族割が適用されないなど、できないことが多くあります。それでパートナーシップ制度を導入することでできることが増えていったら、当事者の方々は今よりかなり過ごしやすく、生活しやすくなると思います。病院の付添いという話で言いますと、先日までコロナ禍でございまして、結構多くの医療機関が、家族の方の面会も断られることもありましたが、家族以外の方の面会をすごく断られる医療機関が多くありました。愛する人が病床にいて、顔を見たい、手を握っていたいと思っても、家族として認められていないのでそれができない。どんなつらい思いをされたか、想像に難くないかと思います。また、自治体によってはこのパートナーシップ制度を導入することで、生命保険の受取人にもなれる、また会社がよく家族に対する福利厚生とかがあるんですけど、その福利厚生を家族として認めて受けることができる、あとはクレジットカードの家族カードをつくることなど、こういうできることもあります。なので、今までできなかったことが、そのパートナーシップ制度を導入するとできるようになる。これはたぶん当事者の方にはプラスであるかと思えます。

続きまして、次の小さい質問2番、ファミリーシップ制度について宇城市の見識をお願いいたします。

○総務部長（天川竜治君） ファミリーシップ制度とは、婚姻制度を利用できない性的少数者や同性同士のカップル及び生計を同一にする子ども等の家族について、相互に協力し合いながら、継続的に共同生活を行うことを約束した関係であることに對し、自治体が証明書等を発行する制度であります。

当初は、先ほど答弁しましたパートナーシップ制度として、一方または双方が性的少数者であるカップルから始まった制度ですが、パートナーの子ども等も家族とみなすことにまで拡充したものであります。

現在、県内では、本年4月から合志市のみが制度を導入しております。

この制度を利用することで、パートナーシップ制度と同じようなサービスが家族と同様にして受けられますが、こちらも法的な効力はありません。

また、家族の対象者が、子どもだけではなく親などについても届出をすることができる場所もあり、各自治体で内容、要件などは少しずつ異なっている現状であります。

○3番（村上真由子君） このパートナーシップ制度に、さらに子どもでしたり、親でしたりを加えた家族のくくりでのファミリーシップ制度、ファミリーを日本語にしたら家族でございますので、それがファミリーシップ制度でございますが、おっしゃるとおり、自治体によっては捉え方がまちまちでございます、パートナーシップ制度は2人、ファミリーシップ制度は3人以上とかと捉えるところもあれば、異性婚で結婚されても、子どもを持たないという選択をされる場所もファミリーなので、例えば、2人だけのところであっても、そこをファミリーシップという名前を使いたいと言われている自治体とかもあるそうでございます。このファミリーシップ制度ですね、先ほどパートナーシップ制度でできること、メリット等もおっしゃっていただきましたけれど、このファミリーシップ制度になると、さらにそこに子どもが入ったり、親が入ったりとかで、また導入することによって今までできなかったことができるようになってまいりますので、当事者の方もきっとこういう制度を導入されることを心待ちにされていると思います。

そして、小さい質問の3番になりますが、今の小さい質問の1番、2番でお尋ねさせていただいたパートナーシップ制度そしてファミリーシップ制度、これについて宇城市において導入に対する意向をお聞かせいただきたいと思っております。

○総務部長（天川竜治君） 近年、LGBTQ+など多様な性の在り方に関することは、徐々に認知されつつあります。厚生労働省が行った企業アンケートでは、9割の企業が性的少数者の存在を「多少は知っている、聞いたことはある」と回答しております。しかし、性的少数者の存在を知って具体的な取組を行う企業は、全体の2割と低い結果であるのが現状でございます。

令和3年12月市議会において、河野正明議員の一般質問でお答えしておりますが、本市では、「お互いを思いやり、一人一人が豊かに暮らせる人権のまちづくり」を市民憲章に掲げ、様々な人権啓発、人権教育事業を実施し、人権尊重のまちづくりを推進しております。

LGBTQ+と呼ばれる性的少数者の方々の人権につきましても、広報うきへの情報の掲載、各種団体への人権出前講座、人権フェスタなどを開催し、市民意識の高揚に努めております。

パートナーシップ、ファミリーシップ制度の導入については、性の多様性について広く認知されるよう啓発に努め、さらにそれについて社会の理解が深まるよう議論し、従来から近隣市町との歩調を揃え取り組んでいることもあり、県内の状況、

さらには市民意識の高揚なども踏まえて、今後も調査研究していきたいと考えております。

○3番（村上真由子君） 先ほどありました厚労省の企業アンケートですね、これはたぶん令和元年に行われた企業アンケートかと思います。こちらも9割の企業、「実際聞いたことがある」とか「多少は知っている」が93%、そして「知らない」「聞いたことがない」というところが6.9%、無回答が0.2%だったと記憶しております。そんなに9割以上の方が多少は知っているし、聞いたこともあると言われているのに、実際取組を行っている企業が1割程度、ただ全体的な答えて1割程度だったのですが、実際従業員が1,000人以上もいる大企業とかになってきますと、43%の企業が「配慮、対応を意図した取組を行っている」と答えられています。大企業では、結構しっかり取組をされているところが半数弱あるのですが、やはり規模の少ないところでは、なかなか取組が難しいのかなと思いました。聞いたことがあっても、実際知ってはいても、なかなか自分事のように捉えるのは難しいのかもしれないですね。御答弁にありました市民憲章ですね、「お互いを思いやり、一人一人が豊かに暮らせる人権のまちづくり」、これは再質問としてお尋ねさせていただきますが、この宇城市内にLGBTQ+、性的マイノリティの方がいらっしゃるのは御存じでしょうか。

○総務部長（天川竜治君） 認識はしております。

○3番（村上真由子君） 一昨年1月に行われております男女共同参画に関する市民意識調査の報告書にも、確かに性的マイノリティに関する記載がっております。私も宇城市内で、実際知り合いの方にいらっしゃいます。一人一人が豊かに暮らせるまちづくりを行うのであれば、やはり少数派だからといって我慢を強いるのではなくて、誰もが暮らしやすい宇城市にしていかなければならないのではないのでしょうか。私自身がシスジェンダー、生まれた体も女だし、自分の性自認も女であるシスジェンダーで、またヘテロセクシュアルといって異性愛なので、マジョリティ、多数側と言われる方なので、性的マイノリティの方の当事者の方の気持ちを完全に理解できるかといったら、たぶんできてはいないかもしれないのですが、ただ、このパートナーシップ制度、ファミリーシップ制度を導入することで、そのマジョリティ側の自分にとっては、別にマイナスになることはないんですね。かえって、ああ良かったねと、好きな人同士が一緒になって良かったねといって、幸せな人が宇城市に増えたなど、かえって喜ばしいことでプラスになるのではないかなと思います。また、海外のデータなのですが、パートナーシップ制度と同性婚はちょっと広い感じではありますけれど、この同性婚を導入した後で出生率が上がった国もあります。先日、玉名市で里親の勉強会がありまして、ちょっとそちらにも参加させていただ

いたのですが、同性のパートナーの家庭も里親になることができるようです。2019年厚労省が、単身者とか性的マイノリティの方を里親から排除しない旨を通知しておりますし、また東京都は昨年4月に、同性のパートナーを配偶者のようにみなして、2人ともが里親になれる、養育にあたるようことができるようにしております。異性婚で生まれた子どもが、家庭の事情だったり何かしらで悲しい事件になることだってありますし、今、里親の成り手の少ない中で、いろいろな形の家庭があってもいいのではないのでしょうか。また、先ほど三角議員のときの答弁でありましたけれど、市内の子どもの虐待に関して、その割合の中で性的虐待が3%あるという答弁を先ほど聞きまして、実際ある自治体では、実父の方だったか、実母の方の内縁の夫だったかちょっとあれなんですけど、性的虐待を受けたお子さんが女性同士のカップルの里子になられて、今、楽しく暮らされているというところもありました。いろんな偏見をなくして、そしてお互いが相手を尊重し合えるような社会になったら、誰もが暮らしやすい宇城市になると思います。もう市民憲章のお互いを思いやり、一人一人が豊かに暮らせる人権のまちに、この宇城市がなっていくと思われまます。実際、制度をつくったとしても、できたとしても、すぐに活用されないかもしれないのですが、制度があるのとないのでは全然違ってまいります。少数だから我慢しておいてもらえればいだろうとか、まだいだろうというのではなくて、一人一人が豊かに暮らせる宇城市のためにも、是非とも早めの整備をお願いしたいと思います。先ほど、熊本県では既に6市町が導入済みと答弁がありましたけれど、私も個人的に複数の自治体に、どのような経緯で導入したのかをお尋ねいたしました。先進地の例としてはありますけれども、まず菊池市は意外と早いうちに、2015年に男女共同参画計画に性的マイノリティについて記載をされて、そしてその3年後の総合計画に、当時はLGBT、Q+はまだちょっと付いてはなかったのですが、LGBTについての記載をされています。菊池市人権フェスティバルにおいて講演がなされて、そして性的少数者、マイノリティの人権の方についての人権啓発リーフレット、これを全戸配布されています。2022年の菊池市人権未来都市宣言とともに、パートナーシップ宣誓制度を施行されています。県内で一番導入の早かった熊本市なのですが、こちらは2017年に性的マイノリティの支援団体さんが、市長に対して導入するように要請がっております。その翌年に、議会に対してもまた同様に陳情がっております。そしてその翌年の2019年4月1日から、パートナーシップ宣誓制度の導入が始まっております。ちなみに熊本市では、その2019年の導入から2023年8月までの間に、熊本市19組のパートナーが誕生しております。先ほど答弁では、全国では330の自治体が導入されているということですが、今年1月の段階では255の自治体が導入済

みでした。それがもう330までなっているということは、やはり各自治体の市民の皆さんへの人権に対する思いがすごく熱いんだと思います。熊本市は、そのパートナーシップ宣誓制度をされた方に対しては、市営住宅に家族同様の扱いとして入居を認めていますし、またお祝いとして記念樹を贈呈されているそうです。何卒宇城市も、誰も取りこぼさない、誰も取り残さないように、導入の方も御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、大きい質問4番に移らせていただきます。市民の安全性・利便性を脅かす可能性のある市管轄外の道路、河川等に対する市の対応ですが、市内の各所に、あっ、この道路ちょっと生活道路として使いにくいな、何か事故とか起きそうだなとかいった道路とか、また、この川は大雨のときはちょっと氾濫しそうだな、近くに住んでいる人は不安だなと、何かそういうような箇所がいくつかあります。市の道路や市が管轄する河川だったら、すぐに市が動くことは可能かもしれないのですが、国や県が管理する道路、河川に対して、市に情報が寄せられた場合にどのように対応されているのかをお尋ねします。

○**土木部長（平木恵一君）** 道路、河川については、それぞれ道路法、河川法の規定によりそれぞれ国、県、市等の管理者が定められております。管理者は、その責任において道路、河川の工事や維持管理を行います。

このように、それぞれ管理者が定められてはいますが、例えば、昨今の局地的大雨による冠水や土砂崩れなどにより、危険な状況にある道路の情報などは、緊急的に対応が必要であると判断した場合には、早急にその管理者が県であれば振興局へ、国であれば管轄の河川国道事務所へ、その都度情報提供を行っております。

また、年に一度は行政区事業要望として、各行政区に要望の有無の確認を行っております。慢性的な危険性の解消のための要望など、要望書にて出された国や県への要望については取りまとめ、それぞれ国や県に対し要望書を提出しております。

そのほかにも、随時、市に寄せられた情報や相談があった問題については内容を聞き取り、行政区地区要望での要望書提出を案内します。また、緊急性が高いと判断した場合は、国や県へすぐに情報提供をするなど、その都度内容に応じた対応を行っております。

今後も、市民から寄せられた情報については、内容を精査し、国や県への早急な情報提供に努めてまいります。

○**3番（村上真由子君）** 今年7月上旬に、九州熊本に線状降水帯が発生して、すごい大雨が降りました。その際、場所という明神川なのですけれど、そここのところの先の旧国道3号の通り、ここが冠水しまして、車で通るともう水がばしゃっと飛ぶような、それぐらい冠水していたところがございます。明神川も今にも氾濫しそう

になっておりましたので、実際近くに住まれている方からは、「やはり氾濫すると家も浸水することもあるんです。不安です、怖いです」という話を聞きました。ただ、市民の方には、「でも市の川ではないから、県の川だからなかなか市はできないのではないですか」と思っていたらっしゃる方もいらっしゃったのですが、今の御答弁では、緊急のときはもう早急に、その都度情報を振興局だったり、河川国道事務所に情報提供されていると聞き、すごく安心しました。緊急性の高い、低いはあるかと思うのですが、内容に応じた対応ということで、しっかり危ないところ、市民の皆さんに何か被害があるようなところとかは、しっかり精査していただいて、都度情報提供いただくようによろしくお願いいたします。緊急の場合はその都度で、慢性的なものに関しては年一度の要望書ですね。どうぞよろしくお願いいたします。市民の方から危険区域とかの、例えば情報の提供があつて、それに対してなかなか対応が取れなかった場合、そしてその対応をどうしようとしている間に、例えば何かしらの重大な事故が起きた場合、危険と知りつつ放置していたのではないかという捉え方をされる方もいらっしゃるかと思いますし、また国や県が、知っていたのなら早く教えといてくれと思われるかもしれないので、緊急性、危険性が高いものとかは、なるべく早めに情報提供をお願いしたいと思います。市民の皆さんの安心・安全な暮らしを守るのも、市の役目の1つだと思っております。市の職員さん、多事多端な毎日を送られているかと思うのですが、是非とも市民の皆さんの安全・安心な暮らしのためにも、どうぞよろしくお願いいたします。しっかりと引き続き御対応お願いしたいと思います。

では以上で、私の本日の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（溝見友一君） これで、村上真由子君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後1時54分

第 4 号

9月7日 (木)

令和5年第3回宇城市議会定例会（第4号）

令和5年9月7日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 一般質問 |
| 日程第2 | 報告第16号 | 令和4年度宇城市一般会計継続費精算報告について |
| 日程第3 | 報告第17号 | 令和4年度三角町振興株式会社の経営状況の報告について |
| 日程第4 | 報告第18号 | 令和4年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について |
| 日程第5 | 報告第19号 | 令和4年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について |
| 日程第6 | 報告第20号 | 宇城市国民保護計画の変更の報告について |
| 日程第7 | 承認第7号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第13号） |
| 日程第8 | 議案第48号 | 令和5年度宇城市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第9 | 議案第49号 | 令和5年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第50号 | 令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第51号 | 令和5年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第52号 | 令和5年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第53号 | 令和5年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第54号 | 令和5年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第55号 | 宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第56号 | こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第57号 | 宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第58号 | 宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第59号 | 工事請負契約の締結について（松橋中学校校舎棟改築工 |

事)

- | | | |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第20 | 議案第60号 | 財産の取得について（消防積載車購入） |
| 日程第21 | 認定第1号 | 令和4年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第22 | 認定第2号 | 令和4年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第23 | 認定第3号 | 令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第24 | 認定第4号 | 令和4年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第25 | 認定第5号 | 令和4年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第26 | 認定第6号 | 令和4年度宇城市水道事業会計決算の認定について |
| 日程第27 | 認定第7号 | 令和4年度宇城市下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第28 | 認定第8号 | 令和4年度宇城市市民病院事業会計決算の認定について |
| 日程第29 | | 決算審査特別委員会の設置について |
| 日程第30 | | 休会の件 |

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 坂元大介君 | 2番 四海公貴君 |
| 3番 村上真由子君 | 4番 河野真理君 |
| 5番 吉良邦夫君 | 6番 田中美君君 |
| 7番 嘉古田茂己君 | 8番 原田祐作君 |
| 9番 永木誠君 | 10番 山森悦嗣君 |
| 11番 三角隆史君 | 12番 坂下勳君 |
| 13番 高橋佳大君 | 15番 溝見友一君 |
| 16番 園田幸雄君 | 17番 福田良二君 |
| 18番 河野正明君 | 19番 入江学君 |
| 20番 豊田紀代美君 | 21番 中山弘幸君 |
| 22番 石川洋一君 | |

4 欠席議員（1人）

14番 高本敬義君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植野修君 書記 河村聡美君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長	守田憲史君	副市長	浅井正文君
教育長	平岡和徳君	総務部長	天川竜治君
市長政策部長	元田智士君	市民部長	黒崎達也君
福祉部長	岩井智君	保健衛生部長	井住寿宏君
経済部長	浦田敬介君	土木部長	平木恵一君
教育部長	豊住章君	総務部次長	舛井貴男君
市長政策部次長	坂本優子君	市民部次長	岩竹泰治君
福祉部次長	平松洋介君	保健衛生部次長	田嶋真君
経済部次長	中川裕二君	土木部次長	星津章博君
教育部次長	米田年宏君	三角支所長	佐藤幹雄君
不知火支所長	木下秀典君	小川支所長	竹口則和君
豊野支所長	赤星徹君	上下水道局長	福田真治君
会計管理者	西村光代君	監査委員事務局長	井上まゆみ君
農業委員会事務局長	園田弥生君	財政課長	田尻勇樹君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（溝見友一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、17番、福田良二君の発言を許します。

○17番（福田良二君） 皆さん、おはようございます。17番、新志会、福田でございます。よろしくお願い申し上げます。先般、熊日の新聞紙面において、本市在住金婚127組のお祝いがありました。心からお喜びをまずもって申し上げるところでございます。しかしながら、心ならずもこの日をお一人で迎えることとなった多くの方々にも、本市式典に参加をしていただきたいというふうに思うのは、私1人ではないのかもしれないと思うところですが、本市には、是非お一人の方々にも式典参加の機会を与えていただくなればと、この場を通じてお願いをするところでもございます。

それでは、通告に従いまして質問に入りたいと思います。最初に、旧小川町において設立をされました総合文化センターラポートの老朽化対策についてお伺いをいたします。第1点は、地元のボランティアグループの方々によって、高齢者の方々に食事が提供されております。その拠点でありますラポートの調理室、その他の会議室等々が、空調の不備によって活動が中止に追い込まれてしまった。その修理及び新設の陳情が本市に行われたところではありますが、他の会議室も同様であると聞くところでもあります。その後の本市の対応、そして、これまでの経過をお尋ねいたすところでもあります。

○教育部長（豊住 章君） 小川総合文化センターは、住民の生活文化の振興と社会福祉の増進を目的とし、平成10年に建築しています。現在は、複合施設として、文化ホールのほか、図書館、公民館機能を有しており、市民をはじめ、多くの方に利用されています。

小川総合文化センターは、建築後24年が経過しており、施設整備の老朽化に伴う改修を随時行っています。なお、平成28年の熊本地震により発生しました、建物のひび割れ等の災害復旧工事は終了しております。

施設の不具合発生時には、随時、修繕及び改修を行っており、本年8月には、調理室及び和室の空調機器を改修しております。

○17番（福田良二君） 空調機器の不備によって、食中毒が危ぶまれておりましたけれども、迅速に教育部には対応していただき、現在、ボランティア活動が順調に展

開されているというふうに思っているところでございます。

次に、この文化施設ラポートは、全体的に空調を含め老朽化をしており、収容座席600席程度を持つ大ホールも、修理では現在追いつかなくなっているとお聞きしているところであります。一旦、災害有事での住民の避難対応の拠点施設となるべきところでもあります。各種イベントの開催も敬遠されているのではないかとというふうに考えますが、本市の今後の対応をお尋ねするところであります。

○**教育部長（豊住 章君）** 小川総合文化センターは、宇城市地域防災計画にて災害時における避難所として指定しており、平成28年の熊本地震では発生当初から多くの市民が避難されております。

令和2年度には、隣接地に小川地区防災拠点センターが建築されたことから、災害時における第1次避難所の機能は防災拠点センターに移行していますが、大規模災害発生時には小川総合文化センターを使用することが想定されます。

空調機器については、避難所として使用する際に市民の生命を守るためにも重要な設備ですので、今後も不具合が発生した場合は早急に対応してまいります。

○**17番（福田良二君）** いつ起こるかも分からない災害に対して、盤石の備えをしていただいているということでもあります。

次に、ラポートに設置をされております中央図書館分館、ここについてお伺いをいたします。本市の西側に位置する不知火図書館は、現在、民活導入によって、しっかりとした整備と運用が行われているのは御承知のとおりであります。東の拠点であるラポートの図書館は、旧小川町で整備をされた形のままであるというふうに思っております。東部地区の市民や生徒の学びの場としては、対応する専門書の絶対的な不足や学習スペースの拡充、ここが課題とされているのではないかと思います。細長い本市に、不知火と小川、この2つの学びの拠点があってもいいのではないかと考えますが、これら本の多くの専門書の整備、スペースの拡充、これらの問題を教育部にあってはどのようにお考えなのか、お尋ねするところであります。

○**教育部長（豊住 章君）** 宇城市の図書館は、令和4年度から指定管理者制度を導入し、CCC（カルチュア・コンビニエンス・クラブ）株式会社が施設の管理運営を行っています。

民間活力の創意工夫により、図書館の年間延べ来館者数は増加しており、図書館小川分館においても、令和4年度の来館者数は34,701人を記録し、前年度より約1.6倍の実績を残すことができました。

図書館では、市民が気軽に利用し、学べる学習拠点としての図書館運営と蔵書の充実を図っています。毎月2回程度選書会議を開き、全館のバランスを取りながら

図書を購入しています。利用者の年齢層ごとのリクエスト及び社会的な動向を十分配慮し、市民の文化、教養、調査、研究、趣味、娯楽などの観点に立つ資料を幅広く収集しています。

図書館来館者の増加に伴い、学習スペースが不足されるなど、新たな課題が生まれています。また、不知火図書館を除き、分館は施設の老朽化が進んでおり、不具合発生時に修繕を行っています。

今後も指定管理者と連携して施設の状況を確認し、社会教育施設として内容の充実に努めながら、利用者数の増加を図ります。

学習スペースの拡充につきましては、今後、利用者の状況等を注視しながら、検討してまいりたいと思います。

○17番（福田良二君） 今後検討していかれるということでもありますけれども、発展的に解決を要望するところでもあります。この設備の老朽化対策をはじめ、早急な対応が地域住民としては必要であると考えるところでもあります。本市トップの守田市長の御判断をお尋ねするところでございます。

○市長（守田憲史君） 小川総合文化センターは、これからも市民の皆様親しまれる施設として、維持管理に努めてまいります。

福田議員により、以前から要望がありました文化ホールの案件については、市民が安心してできるよう、故障しておりましたところもある空調設備をはじめ、ホール全体の改修を実施いたします。

○17番（福田良二君） 東の学びの拠点整備ができるということで、ただいまの守田市長の対応に感謝をさせていただくところでもあります。次に、小川町海東地区に、特産品加工施設として文殊のちえが設置をされておりましたが、加工グループの方々の高齢化などの事情により、現在、休眠状態となっていると思っております。地元海東から地域活性化の象徴でもあるこのような施設が、地域住民として消え去ってはならないと思っております。本市では、プロポーザルでの活用も結果的に不調に終わったというふうに聞いておりますが、文殊のちえを再度活用する方向で、海東地区の地域振興につなげていただきたいというふうに思っております。今までの経緯と今後どのような対応をされていかれるのか、本市にお尋ねをするところでもあります。

○経済部長（浦田敬介君） 当該施設、正式名称を農産物処理加工センターと申します。当該施設は、小川町海東地区の農村女性の育成と生きがづくり、地元農産品に付加価値を付けた加工品の開発、就業機会の確保、農家所得の増加を目的として平成8年度に建設され、旧小川町が直営で運営を始めております。

地元の農産加工グループ、地域婦人会、JAの生産部会が利用していましたが、

その中で主に利用していた農産加工グループが、自らの名称を文殊のちえと命名したことから、それ以後、当該施設は通称文殊のちえとして周知されております。この名称の由来は、海東地区にある舞嶋文殊堂にあやかり、皆で知恵を絞って頑張っていこうとの思いが込められていたようです。

その後、平成18年1月に加工グループ文殊のちえが法人化され、有限会社文殊のちえが設立されました。

平成30年度になり、市公共施設等総合管理計画が改定され、老朽化が著しい当該施設は売却を視野に入れ、在り方を見直す旨指針が出されております。

当該施設は、設立後数年間は先ほど申し上げました数団体が利用しておりましたが、徐々に減り、平成18年度以後は、有限会社文殊のちえが指定管理者となり、当該法人も途中、個人が経営権を引き継がれましたので、実質私企業での利用となっております。加えて建屋の著しい老朽化、多くの調理器具が更新時期を迎えることなどから、売却が妥当と判断し、設置条例も廃止させていただいたところであります。

ただ、本年1月に行いましたプロポーザル方式の入札で落札された事業者が、契約直前になって資金調達ができなかったとの理由で契約を辞退されましたので、頓挫したまま、現在に至っております。

今後の方針ですが、当該施設の放置もできませんので、今年度、再度売却予定金額の見直しを行い、広報、ホームページはもとより、JA等の団体にも周知しながら、設立当初の目的に沿う提案に期待し、再度プロポーザル方式での入札を予定しております。

○17番（福田良二君） 再度金額を下げてプロポーザル方式で入札が行われると、ただいまお聞きしたところではありますが、やはり何かここにもう一つインセンティブを付けて、順調な落札に導くと、そういう手法があってもいいのではないかと考えるところでもあります。また一方、市が受け入れている地域おこし協力隊などの拠点の活動施設として、またこれが将来独立組織となるように育成していただきながら、活用できないのか、使用できないのかと思いますが、本市の条例を調べましたところ、観光物産振興活動、農林水産の振興活動にも使用できるとうたっているところでもあります。本市の研究を要望するところではありますが、経済部長、何か御意見はありませんか。

○経済部長（浦田敬介君） 御指摘の当該施設ですけれども、本年3月定例会で条例はもう廃止させておりますので、普通財産になっております。ただ、今回のプロポーザル方式の入札は、あくまでもこれまでの目的を踏襲されたような提案を期待するところでもあります。

○17番（福田良二君） 廃止されたとはいえ、条例は要綱の名残としてやはり活かしていくべきであると、この考え方は当然使用できるものと思っております。そういう考え方の下に立って、やはり地域振興を行っていく必要があると思っておりますので、切なる要望としてお考えをいただきたいというふうに思っております。様々な方策を用いて、コンパクトシティ構想の外側になる私たち海東地域にも光を当てる、そのような地域振興を行っていただくこと、これがただいま申したように必要とされるのではないかと思います。

次に移りますけれども、1274年、鎌倉時代に起きた蒙古襲来において活躍をされ、今もなお小川町海東平原の地に眠っておられる竹崎季長公の顕彰について伺いをいたします。海東平原地区の公園内に現在、東郷平八郎元帥の揮毫による記念碑が設置されております。そしてまた、ここには市道の整備や観光バス、大型観光バスも入れる駐車場やトイレの設置、これも数時にわたって整備が行われておりますが、現在、ここに交流人口が途絶えてしまった感があるのも事実であります。このままでは、命がけで郷土を守り抜いた竹崎季長公の歴史が埋もれてしまうのではないかと。本市には、歴史の掘り起こしについて、しっかりとした取組を行っていただきたいと思いますが、どのようなお考えをお持ちか、お尋ねをするところがあります。

○教育部長（豊住 章君） 本市には、小川町の塔福寺が所有し、国の重要文化財である竹崎季長寄進状併置文をはじめ、市の指定文化財である竹崎季長の墓（平原公園）など、季長公の蒙古襲来における活躍だけでなく、優れた統治を示す史料や史跡が残されています。

これまでの試みとして、平成30年に、市立郷土資料館において、「蒙古襲来絵詞のふるさと」と題し企画展示を実施しました。内容は、令和3年に国宝に指定された蒙古襲来絵詞のレプリカや竹崎季長公の肖像画などの展示を行っています。また、江戸時代に描かれた蒙古襲来絵詞模本を塔福寺において特別公開を行いました。またさらに、くまもと文学歴史館、服部館長による講演会を開催し、市内外から多くの方の来館がありました。

なお、市立郷土資料館では、蒙古襲来絵詞のレプリカを常設展示しており、学校からの依頼があれば専門員が資料館や学校に出向き、教職員や子どもたちへ説明を行うなど、その功績を伝えています。

今後も、竹崎季長公ゆかりの地として、その顕彰を後世に伝えていく取組や、文化財の保護を行っていきます。

○17番（福田良二君） やはりここは、本市内外に広がっていく取組が必要なのではないかと考えております。レプリカの展示ということではありますが、現在、豊野町

にあります郷土資料館に置いてあると御説明をいただきましたが、是非、多くの資料とともに季長公ゆかりの地へと里帰りをさせていただいて、ただいま写真を映しております憩いの家、平原公園に設置をされてありますけれども、このようなところにでも常設の展示を企画していただいて、何度でも県内外のリピーターの方々にこの平原公園を、竹崎季長公を訪ねてきていただく、そのような平原の地にしなければならぬと思っております。このことの実現に、早急に地元と協議を行っていただきたいというふうに思っております。また、元寇ゆかりの自治体でのネットワークづくりが、今後行われていくというようなニュースもお聞きしておりますが、具体的な内容を教育部にお尋ねするところでございます。

○**教育部長（豊住 章君）** 元寇船などが発見された国指定史跡で、国内初の海底遺跡鷹島神崎遺跡のある長崎県松浦市から、元寇や蒙古襲来にゆかりのある自治体へ地域連携の話があっています。

これまでの経緯として、松浦市長が本年4月25日に本市へ表敬訪問されました。来年度が元寇（文永の役）から750年を迎えることを契機として、元寇・蒙古襲来にゆかりのある鎌倉武士を全国から探して、43の自治体へ依頼文を送付し、松浦市長自ら、今後の連携を図っていききたいとの説明をされました。

その後、6月9日に元寇所縁のネットワーク（仮称）への賛同依頼文が届き、本市として賛同する旨を回答しております。

現在は、今後の連携事業に向けて、各自治体の首長によるキックオフミーティング（意見交換の場）を、オンラインにて開催予定で、9月末での日程調整を行っているところです。

○**17番（福田良二君）** 今回は、オンラインでの取組であるという御説明でしたが、今後期待するところではありますが、同時に並行して、本市独自の取組もあってもいいのではないかと思っております。先ほど守田市長の決断により、レポートが整備されるというようなことでもありますので、この際、レポートの大ホールにおいて、郷土史家の講演、あるいは守田市長も参加していただいている公開型の竹崎季長を顕彰するパネルディスカッション、このようなものを開催しながら、本市の歴史を広く宇城市民内外に知っていただく、顕彰作業を行ってはどうかというふうに提案をするところではありますが、歴史のトップセールス、これを担っていただく守田市長のお考えをお尋ねするところでもあります。

○**市長（守田憲史君）** 先ほど教育部長が答弁したとおり、9月末の各自治体の首長によるキックオフミーティング（意見交換の場）が行われます。そこで、今後の具体的な取組の方向性が決まっていく予定です。

本市として、竹崎季長公を広域に顕彰できる機会と捉え、松浦市や鎌倉市の自治

体とともに協力しながら、福田議員が提案された講演会も積極的に取り組んでいきたいと思えます。

ちょっと話がそれますが、先ほどの質問で、小川文化大ホールの改修は行います。図書館小川分館の改修ではありません。

○17番（福田良二君） 一連の流れで、やはり拠点整備として、ラポートは改修すべきであるというような流れをつくっていただきたいというふうに思うところでもございます。

次に、平原公園の整備について伺ってまいります。先ほどの写真に戻りますが、ご覧のとおり東郷平八郎元帥の揮毫竹崎季長の記念碑に上る石段、またその他の石段とともに急勾配であり、高齢者や体の不自由な方々にも不向きな以前のつくりであり、ここに設置をされましたトイレも和式であります。全ての人々に優しいつくり、QOLを高める整備にしていかなければならないというふうに思っております。リピーターも増加しない一因がこのようなところにあるのではないのかなと、きめ細やかな対応をお願いするところではありますが、また駐車場の整備であります。ただいま写真を映しておりますとおりであります。未舗装であり、雨天時には非常に不自由であると聞いているところでございます。西の世界遺産三角西港と並び、東の歴史遺産竹崎季長公の歴史公園を目指して、行政にはしっかりと頑張っていたきたいと思えますが、本市のお考えをお尋ねいたします。

○土木部長（平木恵一君） 本市の公園整備の現状についてお答えいたします。

市では、地元の道路や河川等の改良整備については、年に1回行政区事業要望を受け、現地を調査し予算化をしております。それと同様に、議員から今御提案のありました、公園内の段差解消のスロープや手すりの設置、洋式化も含めてのトイレ改修の公園整備についても、公園整備の広域的な行政区事業要望として提出していただくことで、現地調査を行いまして、予算の制約がある中ではありますが、できることから実施を研究・検討してまいりたいと思えます。

○17番（福田良二君） これから、先ほど市長が発言をされましたように、他の自治体とも連携をする顕彰作業となり、可能性を秘めた歴史遺産でもあります。しっかりと本市には頑張っていて、連携する市内外の方々にまずは来て恥ずかしくない公園づくり、歴史遺産の展示、しっかり見ていただくことを提案するところでございます。

次に、本市のコンパクトシティ構想の外側に位置する海東地区の地域活性化について、お伺いをしたいと思います。海東地区の恵まれた自然を活かしたここに、キャンプ場やイベント広場をつくりながら、地域活性化をすることができないか考えてみたいと思えます。ただいま地域は、過疎化のスピードが加速する現状において、

交流人口の流入を図って、そしてイベント交流施設の運営や企画によって、地域の活性化をしなければならない。そしてまたそれが見込めるのではないかと考えますが、このような考え方を、本市はどのように研究されていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 小川町海東地区は、棚田や峠の岩清水など自然環境が豊かな地域で、非日常を体験できるキャンプ場設置を検討する際には、候補地となる可能性はあると思われます。

一般社団法人日本オートキャンプ協会が、毎年発刊しておりますオートキャンプ白書によりますと、コロナ禍の影響もあり、近年アウトドアブームで、キャンプ需要は高くなっておりました。しかし、本年の調査では前年比86.7%とブームは落ち着いたようにも見えております。

一方で、一人当たりのキャンプ回数や宿泊数は増加しており、身近なレジャーとして定着しているようでございます。

キャンプ場による地域振興という面からみると、ソロキャンプの増加やキャンプ用品の購入額が増加しているデータから推測しますと、純粹にキャンプを楽しむ需要が増え、地域との交流を求めているケースは少ないのではないかと考えられます。

しかしながら、他の自治体の優良事例を見ますと、大手アウトドアブランドが監修して成功している事例や、地域が一带となって活性化に取り組んでいる事例もございます。また、キャンプ場に訪れることで地域の良さを知ってもらう、いいきっかけにもつながると思いますので、費用対効果などを考慮して今後の参考にさせていただきたいと思っております。

○市長（守田憲史君） キャンプ場、イベント広場の御質問ではございますが、それに関連しまして、先ほどの平原公園の件でございますが、元寇750年を迎えて43の自治体、松浦市そして鎌倉市がこれに参加することになりました。これは元寇ネットワークとして、今後大きな動きになってまいります。その中で、そのネットワークの中で、見苦しくない平原公園の環境整備は必要だと考えております。

○17番（福田良二君） 市長には、トップリーダーとして、いろいろなきめ細やかな対応をお考えだということが、今、理解できるわけであります。しっかりと対応する市長政策課は、この実現に向けて作業を進めていただきたいと思いますところでございます。今、市長政策部長から費用対効果の面で地域交流ができないのか、研究課題であるというようなお話をお聞きしました。しかしながらここは、本市に攻めの地域振興を考えていただきたいと思いますと思っております。費用対効果、いわゆるB/C（ビー・バイ・シー）と言われておりますが、ここには実際に目に見えない効果、ここも換算をしなければならない。今、SNSやインターネットの全盛の時代

であると御承知のとおりであります。この利用は、コストを超える力があるのではないかと思っております。しっかりと利用しなければならない、ここは市長政策部の企画力のなせる業、ここをしっかりと使っていただきたいと思っております。また、お隣の美里町では、西日本一のキャンプ場づくりを目指しての音楽イベント、それらの企画などの仕掛けで交流人口が大きく増えているようであります。そして、移住・定住の方々までも、今、増えていると聞くところであります。それに付随して、水が不足して嬉しい悲鳴が上がっていると聞いているところでもございます。その解決策として美里町は、甲佐町との協定を結ばれたというような熊日紙面でも発表があったところでもあります。本市もコンパクトシティ構想とともに、日の当たらない周辺地域の振興を、これを絶対に車の両輪として推し進めてもらわなければならないと切に要望して、また、この対策課の必要性もあるのではないかというふうに思います。

以上、いろいろな質問を投げかけたわけでありましてけれども、担当する部署の方々には、我々のふるさととは未来からの預かりものであると、そういう気持ちを持って、命がけで本市の発展に取り組んでいただきたいというふうに思っているところでもございます。そのような思いを皆さん方に託して、本日の質問を終わらせていただきます。

○議長（溝見友一君） これで、福田良二君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

18番、河野正明君の発言を許します。

○18番（河野正明君） 皆様、おはようございます。会派公明党の河野正明でございます。本日、3日目の最後の一般質問となりますが、どうか最後まで御視聴よろしく願いいたします。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、先に通告をいたしておりました2つの事項について、質問をさせていただきます。その前に、皆様方にお配りをさせていただきました資料でございます。議長よりお許しをいただきましたので、よろしくお願いいたします。

誰もが幸せに暮らすために、健康であることはとても大きな要因であります。健康寿命の延伸と不健康な期間の短縮や予防は、極めて重要な課題であります。ただ長生きするだけでなく、生涯を通して元気で充実した生活を送れるようにと、こ

のコロナ禍で多くの方が願われてこられたのではないのでしょうか。2013年に成立をした持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の中で、健康に関しては、人口の高齢化が急速に進展する中で、文章が長いので略させていただきます。健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要であることに鑑み、また略させていただきます。高齢者も若者も、健康で年齢等に関わりなく働くことができ、持てる力を最大限に発揮して生きることができる環境の整備等に努めること、第2条第1項や、また健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進すること、第4条第3項とうたわれています。

そこで、病気になってから治療するのではなく、病気を未然に防ぐという観点から、1番目の带状疱疹ワクチン接種の助成についてお伺いをいたします。子どもの頃、水ぼうそうにかかった記憶のある方もいらっしゃると思います。水ぼうそうは一度かかり、治った後も実はウイルスは体の中の神経節に生涯隠れていて、加齢による免疫力の低下やまた過労やストレスが引き金となって再発することがあり、それが带状疱疹と呼ばれるものであります。带状疱疹の原因となるウイルスは、日本人成人の90%以上の方の体内に潜んでいて、50歳を境に発症率は急激に上昇し、60歳代から80歳代でピークを迎えます。80歳までに約3人に1人が带状疱疹になると言われています。もう既に带状疱疹にかかったことがあるという方もいらっしゃるかもしれません。体の左右どちらか一方に、最初はピリピリチクチクと刺すような痛みがあり、夜も眠れないほど激しい場合があります。そして、赤い斑点と小さな水ぶくれが神経に沿って帯状に現れることから、带状疱疹と名付けられました。神経が損傷されることで、皮膚の症状が治った後、痛みが残ることがあります。3か月以上痛みが続くものを带状疱疹後神経痛、通称PHNと呼びます。焼けるような、締めつけるような持続性の痛みや、ズキンズキンとする痛みが特徴であります。带状疱疹を発症すると強烈な痛みで、日常生活が困難になり、3、4週間ほどで皮膚症状が治まっても、50歳以上の方の2割に神経の損傷による痛みが続くPHNになる可能性があり、生活の質の低下を招きかねません。また、带状疱疹が現れる部位によって、顔面神経麻痺、目の障がい、難聴、耳鳴り、めまいなどの重い後遺症が生じることもあります。带状疱疹ワクチンは、日本では厚生労働省により2016年3月に、50歳以上の者に対する带状疱疹の予防として効能効果が追記されました。2016年からある水痘ワクチン、小児の水ぼうそうと同じもので、带状疱疹ワクチンとして使えますが、それに加えて新たに2020年に使用開始となった不活化ワクチン「シングリックス」と言いますが、生ワクチンに比べると予防効果が高く、効果が長期間持続し、がんや膠原病など免疫が低下している人でも接種できる点が優れていると言われております。带状疱疹の予防接種は、

発症を完全に防ぐものではありませんが、発症しても軽傷で済み、後遺症の予防につながるとされています。しかし、带状疱疹にワクチンがあることを知らない人が多くいらっしゃいます。

そこで、1点目、带状疱疹ワクチンの効果をどのように考えておられるかお伺いをいたします。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 带状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスが原因で起きる皮膚の病気となっております。50歳代から発症率が上昇し、70歳以上でピークに、そして80歳までに約3人に1人が発症すると言われていました。

带状疱疹を発症した際の対処法は、抗ウイルス薬を服用することとされておりますが、带状疱疹の発症と重症化を予防する方法として、発症割合が高まる50歳以上の方を対象とした任意のワクチン接種が行われております。

带状疱疹を予防するワクチンは、水ぼうそう予防の生ワクチンである水ぼうそうワクチンと、不活化ワクチンである带状疱疹ワクチンの2種類があります。

水ぼうそうワクチンは、弱毒化したウイルスを打つ生ワクチンで、発症予防効果は約50%、副反応の発現率は低いとされています。

一方で、带状疱疹ワクチンは、無毒化したウイルスを使った不活化ワクチンで、発症予防効果は90%以上と高く、効果が長時間持続し、免疫が低下している人でも接種できる点が優れていますが、水ぼうそうワクチンよりも副反応の発現率が高めであるとされています。

带状疱疹の予防接種は、発症を完全に防ぐものではありませんが、病気に対しての免疫力が高められ、重症化を予防するとされているため、予防接種の意義は大きいと認識しております。

○18番（河野正明君） しっかりと予防接種の意義は大きいと考えるということで、ワクチンの効果をしっかりと認識されていると理解をいたしました。それでは次の質問に移りたいと思います。

2番目の带状疱疹ワクチンの周知と接種の推進はなされているかお伺いいたします。先ほども述べましたが、带状疱疹の発症率は、50歳を境に急激に上昇をいたしまして、60歳台から80歳台でピークを迎えます。高齢化が進む中、シニア世代の方々が元気に活躍されることはとても大切なことでもあります。しかし带状疱疹ワクチンの接種費用は、生ワクチンで1回8,000円程度、不活化ワクチンは1回22,000円程度と高額で、しかも2回接種しなければなりません。そういったことから、2点目でございます。带状疱疹ワクチンの周知と接種の推進についてお伺いいたします。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 現在、带状疱疹の発症や重症化を予防するワクチンに

ついて、テレビコマーシャル等で報道されるようになり、带状疱疹の存在や予防接種についての社会的関心が高まっていると感じております。

予防接種については、予防接種法に基づき市町村が実施する定期接種と、希望者が各自で受ける任意接種に分類されます。带状疱疹ワクチンは、発症や重症化の予防に効果的とされていますが、予防接種法に基づいて市が実施する定期接種ではなく、希望者が各自で受ける任意接種に位置付けられております。

現在、国の審議会において、带状疱疹ワクチンの定期接種化についての検討が進められているところですが、現段階では任意接種となっているため、市といたしましては、これまで積極的な周知や接種の推進は行っておりません。

今後の国の検討状況を注視するとともに、発症を予防するためには、ストレスや疲労をためず、バランスの良い食生活や十分な休息を取りながら、免疫力を低下させないことが大切であると考えております。

带状疱疹について、正しく理解していただくことや発症を予防する方法などについて、市の保健事業などを通じて、周知啓発に努めていきたいと考えております。

○18番（河野正明君） テレビコマーシャル等で、製薬会社が報道なされております。そういった中で、带状疱疹の存在、また予防接種についての社会的関心がものすごく高まっております。そういった中、本市においては任意接種であって個人の自由であります。市民がするか、しないかはですね。そういった任意接種に位置付けられております中で、市民に対しての周知ですね、ワクチンの周知と接種の推進はなされていないという答弁でありました。それは、周知啓発はやっていかなければいけなかったのではなからうかと思えます。任意接種であっても、そこは市民の方々の健康、命を守るという観点から、やはり任意であってもやっていかなければならなかったのではないかと私は思っております。そこで、今からということで、带状疱疹について、正しく理解していただくこと、また発症を予防する方法などについて、市の保健事業などを通じて、周知啓発に努めていくということでございますので、どうかしっかりといろいろな知識等はまだまだ市民も浅いと思っておりますので、しっかり周知啓発をしていただきたい。

また、再質問でございます。国は期待される効果等を今は検討している段階であります。1年後になるか、2年後になるか分かりませんが、それはそうなったときは定期接種になると思えますけど。そういった中で、宇城市においては、ワクチン接種への周知を躊躇しておられたようですが、带状疱疹は80歳までに3人に1人が発症し、またテレビCM等でも周知されておりますが、また、多くの自治体においてワクチン接種に対する助成が始まっております。本市においては、具体的にどのような方法で周知そして啓発を図っていかれるのかお伺いいたします。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 帯状疱疹は、合併症や後遺症のおそれがあることから、重症化を予防するためのワクチンの接種や早期治療の重要性などについて、市民の理解を深めてもらうことが重要と認識しております。

熊本県及び宇城市の罹患率につきましてはデータがありませんので、本市の罹患患者数はつかめておりませんが、80歳までに約3人に1人が発症すると言われております。

本市の取組といたしまして、帯状疱疹の疾病特性や予防、早期受診の大切さについて、市のホームページや各種広報媒体を活用し、また、各地区で開催される健康教室や個別の健康相談などにおいて、周知啓発を図りたいと考えております。

○18番（河野正明君） 今後しっかりと周知または啓発を図っていかれるということで、理解をいたしました。

次に、3番目の質問に入ります。本市においても、先ほども申しましたとおり、市民の健康を守るという観点から、帯状疱疹ワクチン接種の助成をすべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 帯状疱疹は、50歳代になると発症率が上昇し、80歳までに約3人に1人が発症すると推定されていることから、50歳以上の方についてはワクチンを接種することで、発症予防と重症化予防が期待できるとされています。

予防接種には予防接種法上に規定され、国が勧奨し、市町村が接種を行う定期接種と個人の判断で接種する任意接種の2種類があります。定期接種には一部公費負担がありますが、成人の水ぼうそうワクチンや帯状疱疹ワクチンは任意接種に該当するため、費用は全額自己負担となっています。

ワクチンには、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があり、接種費用は生ワクチンが1回8,000円程度、不活化ワクチンは1回22,000円程度で2回の接種が必要となります。その接種費用に対しての自治体の助成については、全国的には一部の自治体で助成を行っており、熊本県内においては長洲町と山江村が費用の一部助成を実施している状況となっております。

成人の水ぼうそうワクチンや帯状疱疹ワクチンについては、現在、国の審議会において、予防接種法上の定期接種化に向けた検討が進められております。

市としましては、公費負担により接種を勧奨するためには、国の有効性・安全性の評価を経て、予防接種法に基づき市町村が実施すべき定期接種に位置付けられることが必要であると考えているところであります。

今後、水ぼうそうワクチンや帯状疱疹ワクチン接種の位置付けについて、国の検討結果などを注視するとともに、他自治体の状況についても情報収集を行いながら、

接種費用の助成や予防接種体制の整備などについて、調査研究してまいりたいと考えております。

○市長（守田憲史君） 保健衛生部長が答弁しましたとおり、現在、国の審議会で予防接種法上の定期接種化に向けた検討が進められております。その国の動向を見極めながら、接種費用の助成につきましては慎重に検討してまいります。

○18番（河野正明君） 今、答弁いただきました。今、全国的にもものすごい数で増えておりますし、熊本県においても長洲町と山江村ですね。長洲町が、今年の4月から開始をしております。対象年齢が50歳以上、種別が、生ワクチンが助成内容としては、3,500円の上限1回の助成をされるということ、不活化ワクチンが3,500円を上限に2回という助成でございます。山江村が同じく今年の4月から50歳以上を対象に、生ワクチンを上限4,500円の助成で1回、不活化ワクチンが10,000円を上限に2回というような助成内容でございます。やはり熊本も今2町でございますが、今回の定例会において、また助成をされる自治体が出てこられると思います。本市は、今は任意接種でございます。あとどれだけ時間がかかるか分かりませんが、国の助成になれば、本当にそれが一番なのですけど、1年後、2年後になるか分かりませんが、今、協議をしております段階であるものですから、その間、先ほども部長が申されましたとおり、やはり80歳・70歳をピークに80歳までに、3人に1人の方が帯状疱疹にかかるといような確率でございます。帯状疱疹にかかったら、やはり高齢になれば命に関わるという確率が高くなっております。今、本市においてもそういった声が上がっております。情報が足りない、テレビだけの情報、市としてはそういった周知を市民に対して、これだけ社会的に関心が高まっている中で、全然そういった周知がなされていないということはこういったことかというお声を聞きました。また助成に対しても、2回しなければいけない、高額なお金になります。ですから、やはりしたいけど、そこはちょっとできないという方々もいらっしゃると思います。そういった声が上がりました。自治体も全国的にまだ少しですけど、やはり自治体においては自治体のいろんな難しい点がございます。財源の問題であったり、そしてまた任意ですから、副反応が出た場合は、責任はどうするのかという問題もあると思います。そういった中で、こういうふうに全国的に助成をするというようなことが起きているということは、こういったことかと突き詰めていけば、それだけやはり市民の声というのが届いたのではなかろうかと、私は思います。そういった点で、市長からもしっかりと検討していただけるということで、本当にどうか市民の声をしっかりと受け止めていただいて、今後しっかりと検討していただければと思いますので、よろしくお願いたします。それでは、次の質問に移ります。

2番目の視覚障がい者のための音声コードの施策ということで質問させていただきます。視覚障がい者の情報取得について質問いたします。全ての障害者が障害の有無によって分け隔てられることのない社会を目指し、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が、2022年5月に施行されました。ところが今でも視覚障がい者にとって、情報の取得や利用に多くの苦勞があります。内閣府のホームページにも、以下のように記載をされております。「視覚障害のある方は必ずしも点字を読めるわけではなく、多くの方は主に音声や拡大文字によって情報を得ています。文字情報を音声にする方法は、補助者による代読やパソコンの音声読上げソフトを用いる方法のほか、文字内容をコード情報（音声コード）に変換して、活字文書読上げ装置を使って音声化する方法があります」と、事実、視覚障がい者は、自宅に届く郵便物などは補助ボランティアに代読をしてもらうか、文字をコード情報に変換をして、読上げ装置やアプリで聞いております。視覚障害の手帳を持っている人のうち、点字が読める人はわずか1割と言われております。ほかの疾病や高齢化などで文字が読みづらい人は、160万人との報告もあります。音声コードというのは、紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変える二次元のバーコードであると言われております。この中に、文字情報が記録できます。印刷物に音声コードが付いている場合、紙媒体の端に切り欠きと呼ばれる半円の穴が開いているため、視覚障がい者の方は、そこを指で触れれば音声コードの場所が分かります。例えば、代表的な一例として、選挙の投票所入場券、自治体からはがきが届きますが、ほとんどの自治体が発送するこのはがきには、音声コードが付いていません。このため、何のはがきか分からずに、誤って捨ててしまうこともあるそうです。もう一例あります。今まで重要な例の中でありましたけれども、ワクチン接種券も同様であったということでもあります。

そこで、まず国や宇城市等から送られてきます公的な通知文書、そして広報などの印刷物、また年金、医療、各種保険などのお知らせであったり、公共料金の通知書類などには、音声コードの記載が必ず必須であると私は思っております。また、封書の場合は、封筒の表書きだけに音声コードが付いている場合があります、それではいけないわけですね。肝心の封書の中の紙媒体に音声コードが付いていない場合は、内容が理解できないといったこともあります。そこで、音声コードの普及・推進についてお伺いをしたいと思います。

○福祉部長（岩井 智君） 令和4年に施行されました、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律第3条の基本理念の第2号におきましては、「全ての障害者が、その日常生活又は社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しくその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎

通を図ることができるようにすること」とあります。

また、同法第8条の障害者等の意見の尊重におきましては、「地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を講ずるにあたっては、障害者、障害児の保護者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するように努めなければならない」と記載がなされています。

このことから、障害のある人が取得する情報については、障害のない人が取得する同一内容の情報を同一の時点において取得できるような配慮が必要であると考えております。

本市では、宇城市障害者地域生活支援事業実施要綱におきまして、日常生活の便宜を図り、もって障害者等の福祉に資することを目的として、日常生活用具の給付等に要する費用の助成を行っております。

この要綱の中の助成対象用具の1つに、視覚障害者用活字文書読上げ装置がございます。これは、視覚障害2級以上の視覚障がい者（児）の方が対象で、文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声記号に変換して出力する機能を有するものです。

この装置は、メーカーの標準小売価格99,800円で、販売される業者によって価格は変動してきておりますが、宇城市障害者地域生活支援事業実施要綱において上限額を、メーカーの標準小売価格と同額の99,800円と定めております。また、本来、国が2分の1、県が4分の1の地域生活支援事業費補助金を活用しているのですが、国の予算には上限がございます、満額は補助されておらず、令和4年度の補助率は、国が32%、県が16%で、残りの52%は市が支出をしております。

河野議員御指摘の音声コードを利用する場合は、この視覚障害者用活字文書読上げ装置が必要となりますが、助成制度を利用された方は、過去10年間で4人の方が利用されておりますが、このような状況であることから、音声コードの導入については検討はしてきているものの、実施には至っていないという現状です。

なお、本年8月末現在において、県内他の13市の音声コードを掲載した通知等の発送に取り組んでいる自治体を調査したのですが、取り組んでいる自治体はございませんでした。しかしながら、県内におきましては、自治体からの通知と認識ができるように、点字シールを封筒に張り付けたり、封筒の一部を切り取って印を付けるなど、自治体からの文書ですと分かるように工夫がなされ、視覚障がい者への配慮がなされているところもございます。

視覚障がい者の方に音声コードは必要であると認識はしておりますが、まずは対象者に音声コード対応の活字文書読上げ装置を購入していただくことが前提であり、

その装置に対応した音声コードに変換するための予算の措置や、その装置に対応した音声コードを付ける文書のルールづくりなどを取り組むには、多くの課題があることから、今後も県内自治体の動向を注視しながら、音声コードの利用について研究していきたいと考えております。

○18番（河野正明君） 宇城市障害者地域生活支援事業実施要綱では、これは視覚障害者用活字文書読上げ装置でございますが、上限99,800円と定めているということで、その補助の内訳は、国が2分の1、県が4分の1、あとの残り52%を市が支出しているということで、財源的には大変大きな割合になっていると思います。この音声コードを利用する場合は、どうしても視覚障害者活字文書読上げ装置が必要になってくるわけでありまして。この助成制度を利用して活字文書読上げ装置を購入された方が、過去10年間で4人いらっしゃるということですね。

今年8月21日現在、県内14市の中で音声コードを掲載した通知等の発送に取り組んでいる自治体がないということ、これは調べられてそういった答弁でありましたけれども、しかしながら、県内では、自治体からの通知と認識ができるよう点字シールを封筒に張り付けたり、他の自治体ですよね、本市ではなくて。封筒の一部を切り取って印を付けるなどの工夫をして、視覚障がい者への配慮がなされているという自治体もあるという中で、後で再質問で聞きます。そういったところで、音声コードを付ける文書のルールづくりに取り組むには多くの課題があることから、今後も県内自治体の動向を把握ながら、音声コードの利用について研究していくということでした。それでは次の質問に移ります。

これは再質問です。現在の視覚障がい者の人数と、現在、市が取り組んでいる伝達、市から発送している通知、いろんな保険であるとか年金であるとか公共料金、そういった通知を視覚障がい者にわたるまで、その方が確認できるまでの伝達方法は、具体的にどういうふうに取り組んでおられるのか。また、宇城市障害者地域生活支援事業を活用して4の方が読上げ装置を利用されていると思いますが、その方々の利用状況とその方々への支援について、また今後の市としての支援方法についてお伺いをしたいと思います。

○福祉部長（岩井 智君） まず、視覚障がい者の人数ですけれども、令和5年4月1日現在の宇城市の身体障害者手帳所持者のうち、視覚障がい者の人数につきましては1級から6級までございまして、1級71人、2級59人、3級8人、4級17人、5級13人、6級9人の方で、合計177人です。

次に、市から発送する通知などに視覚障がい者のための特別な取組というのはなされていませんけれども、音声訳のボランティアの方々では、毎月市から発行の広報ウキカラの記事を音声化して、必要としている視覚障がい者に届ける事業がなさ

れています。

また、過去10年間で先ほど答弁しましたとおり、助成制度を活用して活字文書読上げ装置を購入された方4人のうち、3人の方につきましては、もう市外に転出若しくは施設へ入居して、サービスの利用がないなどの理由で、利用状況の確認は3人の方につきましては取れておりません。残り1人の方、確認が取れた方にお聞きしましたところ、現在は、活字文書読上げ装置は使用されていないということで、支援をされる方に御協力いただき、拡大して文書を確認できる拡大読書器、ルーペみたいなものなのですが、これを使っているということで、これまで購入された方に対して市からの支援というのは、特に行っていないところでございます。視覚障がい者の方々のほとんどは周囲に支援者がいらっしゃいますが、その情報取得に対して、市としても何らかの配慮は必要であると認識をしておりますので、県内他市の動きを見ながら、その手法について検討してまいります。

- 18番（河野正明君） 分かりました。今、答弁をいただきましたけれども、身体障害者手帳所持者のうち、視覚障がい者の人数については、今詳しく述べていただきました。1級71人、2級59人、全体で177人であるということです。市から発送する通知等に特別な取組は行っていないということです。私が申しました市からいろんな年金であったり、公共料金であったり、保険であったり、そういった通知を視覚障がい者のところに届けて、その視覚障がい者の方が確認するまでのそういった特別な、だから、通知等にそういったあれがないということですから、それができないわけですよ。そのほかに、先ほど言われましたけれども、唯一ボランティアの方々に、毎月発行している広報うきの記事を音声化して、必要とされる視覚障がい者に届ける事業がなされているというようなことです。今の答弁においては、それぐらいの支援しか今、行っておられないということで受け止めます。よろしいですか、はい。それで、先ほども部長の方から申されました。大事なことで、やはり福祉としてはしっかりと認識をいただいて、令和4年に施行された障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律第3条の基本理念の中の第2号には、「全ての障害者が、その日常生活又は社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しくその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにすること」と申されました。私は何で今回の質問をしたかと申しますと、国、また自治体から発行される様々な通知ですよ、先ほど申しましたけれども、それが視覚障がい者さん本人にわたる、直接その通知の内容がわたるように、私はこの法律の解釈はそうだと思うんです。そのために音声のそういった音声コードの件でも一緒ですけど、その他のボランティアの件でも一緒ですけど、先ほど4人の方がその装置を購入されたということで

すけど、10年の間に4人、ではその4人の方は、私が考えるには宇城市でそういった準備ができなかったために、せつかく税金を使って取得されたのに、それを使えなかったということでしょう。だから10年間、やはりいろんなことを調査研究されてきたと思うのですが、その中身がどうだったのかというのは、私も余り言いたくないのですけれども、要するに、やはり家族がいらっしゃる場所もあります。そして高齢の御夫婦がいらっしゃる場所もあります。一人暮らしの方もいらっしゃるかもしれません。そういったところの実態の調査というのは、やはりされるべきではなからうかと、されるべきだと思います。この音声の装置を家族でおられる方も御夫婦でおられる方も、やはり1人の人間として、その市役所からのそういった封筒で来る情報というのは、まず自分が先に知りたいと思います。だから家族の息子さんとか娘さんが、市役所から来たなら伝えるということも、それは大事かもしれません。しかし、やはり第三者的な人になれば、個人情報に対してやはり知られたくないこともあると思います。ですから、私はそういった多くの問題も含めまして、今回はやはりこの視覚障がい者のための音声コードというのを、直に自分が直接聞いて理解できるように、それが共生じゃないかなと、先ほどの法律の中でありましたけど、だからそういったこともこれからしっかりとやはり検討して、調査研究していただきたい。そしてまたその事業で、福祉用具としてこういった装置がありますということを知らない方もいらっしゃるかもしれません。そういったところに、だから10年間で4人というはちょっとおかしいと思いますよ。だから全然知らない方もいらっしゃると思うんです。だからそういったところも、ちょっと実態というのを調査をしていただいて、中にはやはり私も使いたいという方も出てこられると思います。熊本県ではまだ実施されているところはないと言われますけれども、やはり聴覚障がい者に対しては、今、実施しております。受付のところに耳マークがございますね。耳が悪い方、特に高齢の方々に対して丁寧に対応できると、また代筆もできるというようなことで置いてあります。しかし、私が昨日見に行ったところ、その耳マークというのは、1階には2つしかございませんでした。それも小さいもの。やはりお年寄りの方は、特に見落とす場合もあると思うんですよ。以前はもっと大きなものが置いてあったと思います。で、もう一つは、これはもう十数年前でした、10年前だったかな、市役所の受付に、木曜日に手話通訳者の方の配置ができました。そういったことで木曜日の午後からだったんですけど、聴覚障がい者の方にはそういった施策でやっていただいているけど、視覚障がい者の方に対してのあれは、ちょっと私も調べたところ、宇城市管内でのそういった支援というのは少ないかなと思いましたので、申し添えておきます。

最後になりましたが、再々質問でございます。市長にお尋ねをいたします。今後

の音声コードの利用について、市長の考えというのをお聞かせください。

○市長（守田憲史君） ただいま福祉部長が答弁したとおり、音声コードの推進は大切であると考えています。

国の法律に準じて、全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することに努めてまいります。

○18番（河野正明君） どうか今後、音声コードに対してしっかりと勉強していただいて、それに限らず、福祉に対してしっかり今後宇城市として取り組んでいただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（溝見友一君） これで、河野正明君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全て終了しました。これで一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第2 報告第16号 令和4年度宇城市一般会計継続費精算報告について

日程第3 報告第17号 令和4年度三角町振興株式会社の経営状況の報告について

日程第4 報告第18号 令和4年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について

日程第5 報告第19号 令和4年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について

日程第6 報告第20号 宇城市国民保護計画の変更の報告について

○議長（溝見友一君） 日程第2、報告第16号令和4年度宇城市一般会計継続費精算報告についてから、日程第6、報告第20号宇城市国民保護計画の変更の報告についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

これで、報告第16号から報告第20号までを終わります。

-----○-----

日程第7 承認第7号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第13

号)

○議長（溝見友一君） 日程第7、承認第7号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第13号）を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

なお、お諮りします。ただいま議題となっております承認第7号は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第7号に対する討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、承認第7号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第13号）を採決します。

採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第7号を承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第7号は承認することに決定しました。

-----○-----

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第8 | 議案第48号 | 令和5年度宇城市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第9 | 議案第49号 | 令和5年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第50号 | 令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第51号 | 令和5年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第52号 | 令和5年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第53号 | 令和5年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第54号 | 令和5年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第55号 | 宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第56号 | こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定 |

について

- 日程第 17 議案第 57 号 宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 58 号 宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 59 号 工事請負契約の締結について（松橋中学校校舎棟改築工事）
- 日程第 20 議案第 60 号 財産の取得について（消防積載車購入）

○議長（溝見友一君） 日程第 8、議案第 48 号令和 5 年度宇城市一般会計補正予算（第 3 号）から、日程第 20、議案第 60 号財産の取得について（消防積載車購入）までを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

議案第 48 号から議案第 60 号までにつきましては、お手元の令和 5 年第 3 回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

- 日程第 21 認定第 1 号 令和 4 年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 認定第 2 号 令和 4 年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 認定第 3 号 令和 4 年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 認定第 4 号 令和 4 年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 認定第 5 号 令和 4 年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 認定第 6 号 令和 4 年度宇城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 27 認定第 7 号 令和 4 年度宇城市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 28 認定第 8 号 令和 4 年度宇城市市民病院事業会計決算の認定について

○議長（溝見友一君） 日程第 21、認定第 1 号令和 4 年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 28、認定第 8 号令和 4 年度宇城市市民病院事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第 29 決算審査特別委員会の設置について

○議長（溝見友一君） 日程第 29、決算審査特別委員会の設置についてを議題とします。

ここでお諮りします。認定第 1 号令和 4 年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第 8 号令和 4 年度宇城市市民病院事業会計決算の認定についてまでについては、宇城市議会委員会条例第 6 条及び会議規則第 36 条第 1 項の規定に基づき、19 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して地方自治法第 98 条の規定による議会の検査権を決算審査特別委員会に委任することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第 1 号から認定第 8 号までについては、19 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して地方自治法第 98 条の規定による議会の検査権を決算審査特別委員会に委任することに決定しました。

ただいま決算審査特別委員会が設置されましたので、特別委員の選任については委員会条例第 8 条第 1 項の規定によって、私、議長並びに議会選出監査委員の 19 番、入江学君及び議会欠席の 14 番、高本敬義君を省く 19 人を指名します。

-----○-----

日程第 30 休会の件

○議長（溝見友一君） 日程第 30、休会の件を議題とします。

明日 8 日金曜日及び来週 11 日月曜日から 15 日金曜日までは、常任委員会及び議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、明日 8 日及び来週 11 日から 15 日までは、休会することに決定しました。

なお、9 日、10 日及び 16 日から 18 日までは、市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後 1 時 16 分

第 5 号

9月19日 (火)

令和5年第3回宇城市議会定例会（第5号）

令和5年9月19日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第48号 | 令和5年度宇城市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第2 | 議案第49号 | 令和5年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第3 | 議案第50号 | 令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第4 | 議案第51号 | 令和5年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第5 | 議案第52号 | 令和5年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第53号 | 令和5年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第7 | 議案第54号 | 令和5年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第8 | 議案第55号 | 宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第56号 | こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第57号 | 宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第58号 | 宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第59号 | 工事請負契約の締結について（松橋中学校校舎棟改築工事） |
| 日程第13 | 議案第60号 | 財産の取得について（消防積載車購入） |
| 日程第14 | | 休会の件 |

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 坂元大介君 | 2番 四海公貴君 |
| 3番 村上真由子君 | 4番 河野真理君 |
| 5番 吉良邦夫君 | 6番 田中美君君 |

7番 嘉古田 茂 己 君
9番 永 木 誠 君
11番 三 角 隆 史 君
13番 高 橋 佳 大 君
16番 園 田 幸 雄 君
18番 河 野 正 明 君
20番 豊 田 紀代美 君
22番 石 川 洋 一 君

8番 原 田 祐 作 君
10番 山 森 悦 嗣 君
12番 坂 下 勳 君
15番 溝 見 友 一 君
17番 福 田 良 二 君
19番 入 江 学 君
21番 中 山 弘 幸 君

4 欠席議員（1人）

14番 高 本 敬 義 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植 野 修 君 書 記 河 村 聡 美 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	天 川 竜 治 君
市長政策部長	元 田 智 士 君	市 民 部 長	黒 崎 達 也 君
福 祉 部 長	岩 井 智 君	保 健 衛 生 部 長	井 住 寿 宏 君
経 済 部 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 長	平 木 恵 一 君
教 育 部 長	豊 住 章 君	総 務 部 次 長	舛 井 貴 男 君
市長政策部次長	坂 本 優 子 君	市 民 部 次 長	岩 竹 泰 治 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保 健 衛 生 部 次 長	田 嶋 真 君
経 済 部 次 長	中 川 裕 二 君	土 木 部 次 長	星 津 章 博 君
教 育 部 次 長	米 田 年 宏 君	三 角 支 所 長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小 川 支 所 長	竹 口 則 和 君
豊野支所長	赤 星 徹 君	上 下 水 道 局 長	福 田 真 治 君
会 計 管 理 者	西 村 光 代 君	監 査 委 員 事 務 局 長	井 上 まゆみ 君
農業委員会事務局長	園 田 弥 生 君	財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

- 日程第1 議案第48号 令和5年度宇城市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第2 議案第49号 令和5年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議案第50号 令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第51号 令和5年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第52号 令和5年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第53号 令和5年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第54号 令和5年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第55号 宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第56号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第57号 宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第58号 宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第59号 工事請負契約の締結について（松橋中学校校舎棟改築工事）
- 日程第13 議案第60号 財産の取得について（消防積載車購入）

○議長（溝見友一君） 日程第1、議案第48号令和5年度宇城市一般会計補正予算（第3号）から、日程第13、議案第60号財産の取得について（消防積載車購入）までを一括議題とします。

去る9月7日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査の報告がありますので、ただいまから、各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（三角隆史君） 皆さん、おはようございます。総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件2件、その他案件1件の合計3件であります。委員会を9月11日に、全員協議会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第48号一般会計補正予算の歳入のうち、財産運用収入の利子について、委員から「4月と8月に1億円の国債を合計2億円購入したとのことであるが、現在の状況と、今後の計画はどうなっているか」との質疑に対し、執行部から「財政調整基金では6億円の国債を保有していたが、4月と8月に新しく利率1.1%の国債を1億円ずつ購入した。基金の債券運用については、総額100億円の約10%程度を20年国債で運用していく方針としている。現在は、総額100億円のうち国債が8億円であるので、運用割合は8%程度となっている。本市の基金の国債運用は、定期的に1年間に1、2億円程度、一定の機械的なルールに従って管理していくラダー型運用方式を採用し、安定的に運用していくという方針であるが、利率が高く最も有利な時期に購入できるよう努めている」との答弁がありました。これに対し、委員から「国債をうまく運用すれば大きな運用益が出るので、国債購入は市の財源として有益な方法である。市場の変動や国の動きを常に注視しながら運用し、また、基金の国債運用状況が確認できる資料を作成して、運用実績が審査できるよう我々に示してほしい」との意見がありました。

次に、歳出のうち、行政区再編推進事業支援金及び行政区統合支援金について、委員から「補正額の積算根拠は。また、支援金交付の要件である統合する行政区の世帯数の合計が100世帯以上の根拠等、事業の詳細はどのようなものか」との質疑に対し、執行部から「常任委員会や行政区からの過疎部で担い手不足等の問題が生じているとの意見を受けて、今回補正予算にて支援金を計上した。統合前の各行政区に交付する行政区再編推進事業支援金上限10万円は、行政区の会議の際の日当や資料代等に要する経費として算出している。統合後の行政区に交付する行政区統合支援金100万円は、統合が落ち着くには3年ほどが必要ということで、その間に生じる経費として算出している。また、統合世帯数の合計をおおむね100世帯以上としたのは、現在、100戸以下の行政区が6割であり、担い手不足等で困っている行政区は31戸から100戸までが多い中で、おおむね100世帯と設定した」との答弁がありました。これに対し、委員から「統合は賛成であるが、市全体を俯瞰し、限界集落である行政区の要望を傾聴し、行政区統合の目的を明らかにして事業を進めるべきである。市から統合案を示すということも検討し、今後は少数世帯の行政区統合も想定し、温かみのある行政運営を行ってほしい」との意見がありました。

次に、土産品開発業務委託料及びコミュニティ助成事業補助金について、委員から「国等への補助申請が不採択になったことによる予算減額とのことであるが、不採択の理由は何か」との質疑に対し、執行部から「不採択の理由を明記しての通知ではないため、不明である。国等に確認しても、おそらく他の事業が総合的に上回っていたとの回答になると思われる」との答弁がありました。これに対し、委員から「コミュニティ助成事業補助金について、申請するにあたってはなるべく不採択とならないよう、申請団体に市が助言するなどし、慎重に対応してほしい」との意見がありました。

次に、豊福小学校改築設計業務委託料について、委員から「以前は基本構想・基本設計・実施設計をそれぞれ発注していたが、最近は一括で発注されているようである。分離発注方式と一括発注方式それぞれのメリット・デメリットは何か」との質疑に対し、執行部から「分離発注方式は、複数の業者の目で設計することできめ細やかな設計が可能になるが、工期が長くなる。一括発注方式は、大幅な工期短縮が期待できるが、1者による設計であるため考え方が偏るおそれがある。今回まとめて補正予算計上しているが、発注方式については契約部局と協議し、どちらでも対応できるようにしている」との答弁がありました。これに対し、委員から「議会に対し、段階的に設計内容の説明をしてほしい。また、発注方式については、一括発注も含めて十分な検討をお願いする」との意見がありました。さらに、委員から「設計するにあたり、校舎の耐用年数は80年と聞いているが、人口減少、少子化が進んでいる中で、どのような考えで80年という数値を出したのか」との質疑に対し、執行部から「学校長寿命化計画等において、80年という目標値を出している。基本的に、賢く長く使用できる施設を目指そうという考えである。20年から25年ごとの中規模・大規模改修を行い、適切な管理をすることによって80年使用可能となるため、それぞれの改修段階で必要に応じて規模等を判断していくことも考えられる」との答弁がありました。

次に、ふれあいスポーツセンター観覧席設置工事に係る設計業務委託料について、委員から「施設を充実させるために、グレードの高い設計となることを希望する」との意見がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

採決の結果、本委員会に付託された予算案件2件、その他案件1件の合計3件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（溝見友一君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（坂下 勳君） おはようございます。建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件3件であります。委員会を9月12日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第48号一般会計補正予算の農業振興費の補助金について、委員から「攻めの園芸生産対策事業補助金の財源の内訳はどうなっているのか」との質疑に対し、執行部から「県が3分の1補助し、残りの3分の2の額については事業者負担となる」との答弁がありました。

また、委員から「物価高騰等により予算が変わってくると思うが、個人負担に対しての対応はされているのか」との質疑に対し、執行部から「予定では1つの補助事業でハウス施設整備等全て行う予定だったが、事業費を確保できず、3つの事業に分割して進めている。まず、6月補正で産地生産基盤パワーアップ事業と次世代型果樹園モデル実証事業でハウス建設のための資材等を購入している。今回の補正により、攻めの園芸生産対策事業で建設事業を行う予定。先に資材等を購入しているため、物価高騰には対応できている」との答弁がありました。

次に、議案第54号下水道事業会計補正予算の企業債について、委員から「雨水対策は充実させる必要があると思うが、減額する理由は何か」との質疑に対し、執行部から「大野雨水ポンプ場に課題が生じたため、委託料の減額と、高良雨水ポンプ場の工事請負費の増額等による執行見込額の変更に伴い減額するもの」との答弁がありました。

また、委託料について、委員から「大野雨水ポンプ場詳細設計業務の減額の理由と課題は何か」との質疑に対し、執行部から「当初予定では、ウイングまつばせ南側にポンプ場を設置し、放流管を埋めて川に放流する計画であったが、基礎杭を打つにあたってウイングのアリーナの基礎杭に余りにも近く、基礎に影響が出る可能性があること、また放流管については、きららの町なかを通ることで近隣の住宅に影響が出ることも危惧される。さらに、物価高騰等の影響で、当初予定額より事業費が大幅に高くなると見込まれることなどから再検討する必要性が生じたために、本年度に予定していた大野雨水ポンプ場の委託料の予算を、高良雨水ポンプ場の工事費に組み替え、高良雨水ポンプ場の事業促進に注力したい」との答弁がありました。

また、委員から「住民説明の状況と今後の見通しはどうか」との質疑に対し、執行部から「大野ポンプ場に関しては、課題があるため検討中であることを行政区長

に対して状況説明を行っている。また、今後の予定は曲野地区の整備を予定している」との答弁がありました。これに対し、委員から「代替案も含め住民への周知を徹底し、住民が安心されるようお願いする」との意見がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

採決の結果、本委員会に付託された予算案件3件については全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（溝見友一君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（豊田紀代美君） おはようございます。民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件4件、条例案件4件、その他案件1件の合計9件であります。委員会を9月11日に、第3委員会室において開催し、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第48号一般会計補正予算のうち、総務費の社会保障・税番号制度対策費について、委員から「本市のマイナンバーカードの取得率の状況は」との質疑に対し、執行部から「令和5年8月31日現在で、交付数は44,427件で、交付率が77.18%。申請数は50,079件で、申請率が87%である」との答弁がありました。また、委員から「未申請の市民の方に対する啓発活動などは考えているか」との質疑に対し、執行部から「現在、申請を促進するために出張申請の支援を実施している。毎日ではないが、現在ゆめマート松橋にて実施しており、8月26日から9月5日までの7日間で申請件数51件の実績であった。今後は三角町や小川町の商業施設での実施を考えている。また、市民個人の自宅を訪問して申請の支援ができるよう予約を受け付けている。現時点で既に8件、約20人の方から御予約いただいている。さらに福祉施設からも問合せがあっている状況なので、施設も視野に入れてマイナンバーカードの申請促進のため、2月末までこの支援を進めていきたいと考えている」との答弁がありました。

また、就学前教育・保育施設整備事業補助金について、委員から「事業内容はどのようなものか」との質疑に対し、執行部から「豊野保育園から現在申出があっているのは、照明器具のLEDへの改修、老朽化による空調機器の改修工事、傷んだ外壁等の修復工事、安全対策として低いフェンスの改修などがある」との答弁がありました。

次に、議案第49号国民健康保険特別会計補正予算のうち、歳入について、委員

から「保険税が減少した原因として、被保険者数の減少を挙げられたが、どの程度減少したのか。また、減少した理由は何か」との質疑に対し、執行部から「国保加入者数は、令和5年6月時点で14,084人、世帯数としては8,592世帯。昨年の同時期には14,622人、8,704世帯であったため、538人、112世帯の減少となった。減少の主な理由としては、昨年10月に社会保険の加入要件が拡大されたことに伴い、社保へ加入された方が増加したことと、団塊の世代の方が毎年1,000人ほど後期高齢者医療保険に切り替わっているため、国保加入者数が減少する状況がしばらくは続くかと思われる」との答弁がありました。

続いて、人間ドック業務委託料について、委員から「受診者数の状況は」との質疑に対し、執行部から「今年度の申込者数は、2日間ドックは69人、日帰りドックは141人。昨年度は2日間ドック50人、日帰りドック126人となっている。なお、一人当たりの助成額は、2日間ドックが上限35,000円、1日ドックが上限25,000円である」との答弁がありました。

次に、議案第60号財産の取得（消防積載車購入）について、委員から「今回買い替える積載車以外で、経年劣化しているものはほかにあるのか」との質疑に対し、執行部から「古い順に更新していく予定で、令和6年度に7台、令和7年度に9台、令和8年度に5台を計画している」との答弁がありました。また、委員から「この中には軽自動車も含まれているが、これも消防積載車なのか」との質疑に対し、執行部から「積載車と同様に、軽自動車に小型ポンプを載せる機能が付いており、言わば積載車の軽自動車版である。通常の積載車より乗車人数が減るが、その点以外の機能としては通常の積載車と同じである」との答弁がありました。また、委員から「軽自動車にする目的は、例えば火災現場への道幅が狭い場合でも、軽自動車であれば走行可能だからなのか」との質疑に対し、執行部から「そのとおりで、今回に関しては、小川町の海東地区の班から要望があった」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

採決の結果、本委員会に付託された予算案件4件、条例案件4件、その他案件1件の合計9件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（溝見友一君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第48号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、

討論なしと認めます。

これから、議案第48号令和5年度宇城市一般会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第48号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第49号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第49号令和5年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第49号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第50号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第50号令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第50号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第51号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第51号令和5年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第51号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第52号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第52号令和5年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第52号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第53号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第53号令和5年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第53号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第54号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第54号令和5年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）を

採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第54号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第55号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第55号宇城市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第55号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第56号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第56号こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第56号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第57号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第57号宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第57号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第58号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第58号宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第58号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第59号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第59号工事請負契約の締結について（松橋中学校校舎棟改築工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第59号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第59号は可決しました。

これから、議案第60号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第60号財産の取得について（消防積載車購入）を採決します。
採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。
議案第60号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第60号は可決しました。

-----○-----

日程第14 休会の件

○議長（溝見友一君） 日程第14、休会の件を議題とします。

明日20日水曜日から22日金曜日まで、来週25日月曜日及び26日火曜日は、
決算審査分科会及び議事整理のため、休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、明日20日から22日まで、
来週25日及び26日は休会することに決定しました。

なお、23日及び24日は、市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前10時30分

第 6 号

9月27日 (水)

令和5年第3回宇城市議会定例会（第6号）

令和5年9月27日（水）

午前10時45分 開議

1 議事日程

- 日程第1 認定第1号 令和4年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 令和4年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 令和4年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 令和4年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第6号 令和4年度宇城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 令和4年度宇城市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第8 認定第8号 令和4年度宇城市民病院事業会計決算の認定について
- 日程第9 各委員会の閉会中の継続調査の申出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 坂元大介君 | 2番 四海公貴君 |
| 3番 村上真由子君 | 4番 河野真理君 |
| 5番 吉良邦夫君 | 6番 田中美君君 |
| 7番 嘉古田茂己君 | 8番 原田祐作君 |
| 9番 永木誠君 | 10番 山森悦嗣君 |
| 11番 三角隆史君 | 12番 坂下勳君 |
| 13番 高橋佳大君 | 15番 溝見友一君 |
| 16番 園田幸雄君 | 17番 福田良二君 |
| 18番 河野正明君 | 19番 入江学君 |
| 20番 豊田紀代美君 | 21番 中山弘幸君 |
| 22番 石川洋一君 | |

4 欠席議員（1人）

14番 高本敬義君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植野修君 書記 河村聡美君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長	守田憲史君	副市長	浅井正文君
教育長	平岡和徳君	総務部長	天川竜治君
市長政策部長	元田智士君	市民部長	黒崎達也君
福祉部長	岩井智君	保健衛生部長	井住寿宏君
経済部長	浦田敬介君	土木部長	平木恵一君
教育部長	豊住章君	総務部次長	舛井貴男君
市長政策部次長	坂本優子君	市民部次長	岩竹泰治君
福祉部次長	平松洋介君	保健衛生部次長	田嶋真君
経済部次長	中川裕二君	土木部次長	星津章博君
教育部次長	米田年宏君	三角支所長	佐藤幹雄君
不知火支所長	木下秀典君	小川支所長	竹口則和君
豊野支所長	赤星徹君	上下水道局長	福田真治君
会計管理者	西村光代君	監査委員事務局長	井上まゆみ君
農業委員会事務局長	園田弥生君	財政課長	田尻勇樹君

開議 午前10時45分

-----○-----

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 認定第1号 令和4年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第2 認定第2号 令和4年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定第3号 令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第4号 令和4年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第5号 令和4年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第6号 令和4年度宇城市水道事業会計決算の認定について

日程第7 認定第7号 令和4年度宇城市下水道事業会計決算の認定について

日程第8 認定第8号 令和4年度宇城市市民病院事業会計決算の認定について

○議長（溝見友一君） 日程第1、認定第1号令和4年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第8、認定第8号令和4年度宇城市市民病院事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

本件は、9月7日の会議において、決算審査特別委員会に審査を付託していただきましたので、委員長に報告を求めます。

○決算審査特別委員長（福田良二君） 本特別委員会において審査した案件は、去る9月7日の本会議において、本委員会に付託された認定第1号から認定第8号までであります。審査については、常任委員会所管を分科会とし、各分科会の正副座長はその常任委員会の正副委員長において進めました。

審査の方法は、分科会では質疑及び意見のみとし、執行部に対し決算書とこれに付随する資料に基づき詳細な説明を求め、進めました。決算審査は執行済みではあるものの、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、その行政効果や経済効果を測定し、住民に代わって行政効果を評価する極めて重要な委員会であることを念頭に審査にあたりました。

中でも、前年の決算審査特別委員会において指摘した事項にどのような改善が図られたか、そして予算執行がその目的に沿い、関係法令の規定に準拠し、適正かつ効率的に行われたか。また前年の意見、施策や事業目的がどの程度達成され、市民サービスや福祉の向上にどのように貢献したかなどの視点に立ち、質疑を行いました。

た。その質疑、意見については、先ほどの第2回委員会において、各分科会からの報告が終わっておりますので、内容は省略いたします。

採決の結果、認定第1号から認定第8号までについては、全て認定すべきものと決定しました。

なお、予算執行に伴う政策効果・経済性、また、外郭団体の適正かつ効率的な運営管理、経営の安定性の観点から、今後の予算執行に際しては一層の検討を加えるよう、審査時において申し添えたところであります。

執行部においては、今後、審査の結果は後年度予算編成あるいは執行に活かすよう努力すべきであり、市の行財政運営の一層の健全化と適正化に役立てることを切望します。

以上、決算審査特別委員会の審査の報告を終わります。

○議長（溝見友一君） 委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 質疑なしと認めます。

これから、認定第1号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第1号令和4年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

次に、認定第2号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第2号令和4年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第2号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

次に、認定第3号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第3号令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第3号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次に、認定第4号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第4号令和4年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第4号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、認定第5号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第5号令和4年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第5号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次に、認定第6号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第6号令和4年度宇城市水道事業会計決算の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第6号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

次に、認定第7号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第7号令和4年度宇城市下水道事業会計決算の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第7号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

次に、認定第8号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第8号令和4年度宇城市市民病院事業会計決算の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第8号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

-----○-----

日程第9 各委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（溝見友一君） 日程第9、各委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、所管事務のうち会議規則第110条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

これで、令和5年第3回宇城市議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

宇城市議会議長 溝見 友一 様

総務文教常任委員長 三角 隆史

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第48号	令和5年度宇城市一般会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第52号	令和5年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第59号	工事請負契約の締結について（松橋中学校校舎棟改築工事）	可決

宇城市議会議長 溝見 友一 様

建設経済常任委員長 坂下 勳

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第48号	令和5年度宇城市一般会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第53号	令和5年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第54号	令和5年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決

宇城市議会議長 溝見 友一 様

民生常任委員長 豊田 紀代美

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第48号	令和5年度宇城市一般会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第49号	令和5年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第50号	令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第51号	令和5年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第55号	宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第56号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第57号	宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第58号	宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

議案第60号	財産の取得について（消防積載車購入）	可 決
--------	--------------------	-----

令和5年第3回定例会 議案等賛否表

○:賛成 ●:反対 欠:欠席 除:除斥 棄:棄権

議員名 件名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	審議結果	賛成	反対										
	坂元大介	四海公貴	村上真由子	河野真理	吉良邦夫	田中美君	嘉古田茂己	原田祐作	永木誠	山森悦嗣	三角隆史	坂下勳	高橋佳大	高本敬義	溝見友一	園田幸雄	福田良二	河野正明	入江学	豊田紀代美	中山弘幸	石川洋一													
承認第7号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第13号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	議長のため表決には加わりません。										承認	20	0								
議案第48号 令和5年度宇城市一般会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠											○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第49号 令和5年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠											○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第50号 令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠											○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第51号 令和5年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠											○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第52号 令和5年度宇城市奨学金特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠											○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第53号 令和5年度宇城市水道事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠											○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第54号 令和5年度宇城市下水道事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠											○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第55号 宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠											○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第56号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠											○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第57号 宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠											○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第58号 宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠											○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第59号 工事請負契約の締結について(松橋中学校校舎棟改築工事)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠											○	○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0
議案第60号 財産の取得について(消防積載車購入)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠											○	○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0
認定第1号 令和4年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠											○	○	○	○	○	○	○	○	認定	20	0
認定第2号 令和4年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠											○	○	○	○	○	○	○	○	認定	20	0

件名	議員名																						審議結果	賛成	反対
	1 坂元 大介	2 四海 公貴	3 村上 真由子	4 河野 真理	5 吉良 邦夫	6 田中 美君	7 嘉古田 茂己	8 原田 祐作	9 永木 誠	10 山森 悦嗣	11 三角 隆史	12 坂下 勳	13 高橋 佳大	14 高本 敬義	15 溝見 友一	16 園田 幸雄	17 福田 良二	18 河野 正明	19 入江 学	20 豊田 紀代美	21 中山 弘幸	22 石川 洋一			
認定第3号 令和4年度宇城市後期高齢者医療特別 会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	○	○	認定	20	0
認定第4号 令和4年度宇城市介護保険特別会計歳 入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	○	○	認定	20	0
認定第5号 令和4年度宇城市奨学金特別会計歳入 歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	○	○	認定	20	0
認定第6号 令和4年度宇城市水道事業会計決算の 認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	○	○	認定	20	0
認定第7号 令和4年度宇城市下水道事業会計決算 の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	○	○	認定	20	0
認定第8号 令和4年度宇城市市民病院事業会計決算 の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠		○	○	○	○	○	○	○	認定	20	0